

# 北海道建設部土木工事共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和3年10月版）」を一部改定し、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年10月版）」として、令和4年10月1日以後に入札する工事から適用する。

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<b>Ⅱ 土木工事施工管理基準</b>		
<b>1 施工管理一般 目次</b>	<b>1 施工管理一般 目次</b>	
Ⅱ <u>一章</u> 一頁	Ⅱ 一頁	
<b>1 施工管理一般</b>	<b>1 施工管理一般</b>	
<b>1-11 3次元データによる出来形管理</b> <u>ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。</u>	<b>1-11 3次元データによる出来形管理</b> 1. 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」又は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」によるものとする。 2. 舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」又は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」によるものとする。 3. ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。	Ⅱ-1-7 (Ⅱ-8)
<b>1-12 施工箇所が点在する工事について</b> <u>施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。</u>		Ⅱ-1-7 (Ⅱ-)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

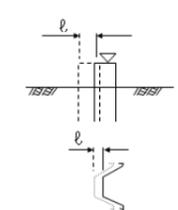
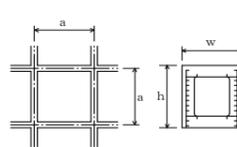
(新) 令和4年10月版

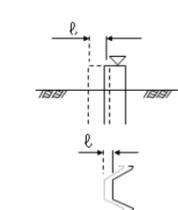
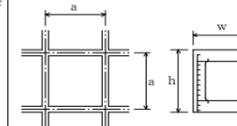
(旧) 令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 $\nabla$	±50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1ヶ所、延長 20m (または 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		指定仮設は、1-3-10-5 による。	
						根入長	設計値以上				
						変位 $\ell$	100				
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
							幅 w	-30			
							高さ h	-30			
							枠中心間隔 a	±100			
							延長 L	-200			
							1 施工箇所毎				
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
							延長 L	-200			
1 施工箇所毎											

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 $\nabla$	±50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1ヶ所、延長 20m (または 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		指定仮設は、1-3-10-5 による。	
						根入長	設計値以上				
						変位 $\ell$	100				
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 枠延長 100m につき 1ヶ所、枠延長 100m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
							幅 w	-30			
							高さ h	-30			
							枠中心間隔 a	±100			
							延長 L	-200			
1 施工箇所毎											
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
							延長 L	-200			
1 施工箇所毎											

II-2-11(R)  
(II - 19)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

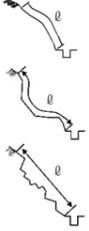
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通的工種

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通的工種

II-2-12(R)  
(II - 20)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	$l < 3\text{ m}$	-50	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <u>          </u> 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
						$l \geq 3\text{ m}$	-100				
						厚 さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20			
但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上											
					延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <u>          </u> 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	$l < 3\text{ m}$	-50	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工種」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
						$l \geq 3\text{ m}$	-100				
						厚 さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20			
但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上											
					延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工種」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (植生マット工) (植生シート工) (植生筋工) (人工張芝工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) _____」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-100			
						法 長 ℓ	ℓ ≥ 5 m	法長の-4%			
						法 長 ℓ	ℓ ≥ 5 m	法長の-2%			
					延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) _____」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	2	植生工 (植生基材吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	施工延長 40m につき 1ヶ所、40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) _____」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						法 長 ℓ	ℓ ≥ 5 m	法長の-4%			
						厚 さ t	t < 5 cm	-10			
							t ≥ 5 cm	-20			
				延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) _____」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	1	植生工 (種子散布工) (客土吹付工) (張芝工) (筋芝工) (植生マット工) (植生シート工) (植生筋工) (人工張芝工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-100			
						法 長 ℓ	ℓ ≥ 5 m	法長の-4%			
						法 長 ℓ	ℓ ≥ 5 m	法長の-2%			
					延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7	2	植生工 (植生基材吹付工)	法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	施工延長 40m につき 1ヶ所、40m 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						法 長 ℓ	ℓ ≥ 5 m	法長の-4%			
						厚 さ t	t < 5 cm	-10			
							t ≥ 5 cm	-20			
				延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。					

II-2-13(R)  
(II - 21)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

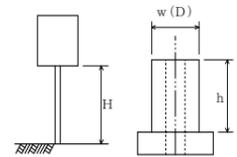
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

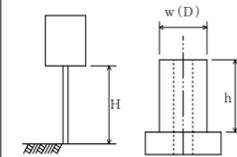
第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8		緑石工 (緑石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
					小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
					基礎	幅 w (D)	-30	基礎1基毎		
						高 さ h	-30			
						根 入 れ 長	設計値以上			



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8		緑石工 (緑石・アスカーブ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
					小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
					基礎	幅 w (D)	-30	基礎1基毎		
						高 さ h	-30			
						根 入 れ 長	設計値以上			



II-2-14(R)  
(II - 22)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

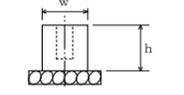
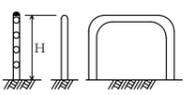
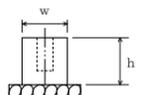
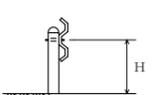
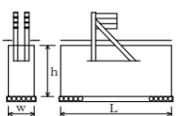
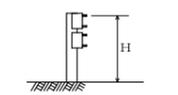
(新)令和4年10月版

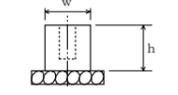
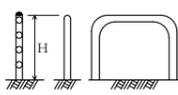
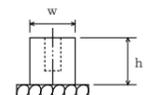
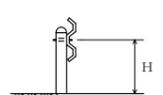
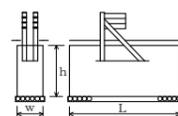
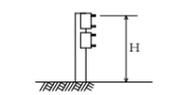
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基 礎	幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。		
						高 さ h	-30				
						パイプ取付高 H	+30 -20	1 ヶ所 / 1 施工箇所			
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基 礎	幅 w	-30	1 ヶ所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 ヶ所 / 1 施工箇所。		
						高 さ h	-30				
						ビーム取付高 H	+30 -20	1 ヶ所 / 1 施工箇所			
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基 礎	幅 w	-30	1 ヶ所 / 1 基礎毎		
						高 さ h	-30				
						延長 L	-100	1 ヶ所 / 1 施工箇所			
						ケーブル取付高 H	+30 -20				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基 礎	幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ヶ所測定。		
						高 さ h	-30				
						パイプ取付高 H	+30 -20	1 ヶ所 / 1 施工箇所			
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基 礎	幅 w	-30	1 ヶ所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 ヶ所 / 1 施工箇所。		
						高 さ h	-30				
						ビーム取付高 H	+30 -20	1 ヶ所 / 1 施工箇所			
1 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基 礎	幅 w	-30	1 ヶ所 / 1 基礎毎		
						高 さ h	-30				
						延長 L	-100	1 ヶ所 / 1 施工箇所			
						ケーブル取付高 H	+30 -20				

II-2-15(R)  
(II - 23)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通の工種

II-2-19(L) (R)  
(II - 27)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要				
								鋼 桁 等	トラス・アーチ等						
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	桁製作工 (仮組立による検査を 実施しない場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。  床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取っ た部材の中央付近を測定。	I型鋼げた トラス弦材						
							±3…… 0.5 < w ≤ 1.0								
							±4…… 1.0 < w ≤ 2.0								
							±(3+w/2) …… 2.0 < w								
							板の 平面 度 δ (mm)					h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
							箱桁及びトラス 等のフランジ鋼 床版のデッキブ レート					b/150			
材 精 度	フランジの直角度 δ (mm)	w/200													
部 材 長 ℓ (m)	鋼 桁	±3…… ℓ ≤ 10	主要部材全数を測定。												
		±4…… ℓ > 10													
	トラス、アーチ など	±2…… ℓ ≤ 10													
伸 縮 継 手	±3…… ℓ > 10														
	-5~+10… ℓ ≤ 10														
圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。												

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要				
								鋼 桁 等	トラス・アーチ等						
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	桁製作工 (仮組立による検査を 省略する場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2…… w ≤ 0.5	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。  床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取っ た部材の中央付近を測定。	I型鋼げた トラス弦材						
							±3…… 0.5 < w ≤ 1.0								
							±4…… 1.0 < w ≤ 2.0								
							±(3+w/2) …… 2.0 < w								
							板の 平面 度 δ (mm)					h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
							箱桁及びトラス 等のフランジ鋼 床版のデッキブ レート					b/150			
材 精 度	フランジの直角度 δ (mm)	w/200													
部 材 長 ℓ (m)	鋼 桁	±3…… ℓ ≤ 10	原則として仮組立をしない部材につい て、主要部材全数を測定。												
		±4…… ℓ > 10													
	トラス、アーチ など	±2…… ℓ ≤ 10													
伸 縮 継 手	±3…… ℓ > 10														
	-5~+10… ℓ ≤ 10														
圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。												

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

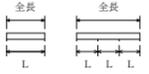
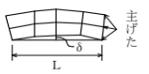
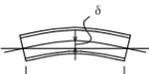
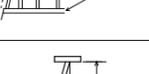
(旧)令和3年10月版

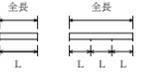
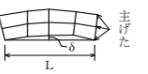
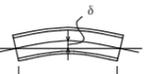
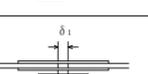
頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通的工種

第1編 共通編 3章 一般施工 3 共通的工種

II-2-20(L)  
(II - 28)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	桁製作工 (仮組立による検査を 実施しない場合)	全長、支間長 L (m)	±(20+L/5)	各桁毎に全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)			
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)			
						架 設 時 組 立 精 度	そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						主桁、主構の中心間 距離 B (m)	±4……B≤2 ±(3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
						主桁の橋端における 出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)			
						現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm以下の場合、すき 間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許 容範囲は0mm～8mm)。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	桁製作工 (仮組立による検査を 省略する場合)	全長、支間長 L (m)	±(20+L/5)	各桁毎に全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)			
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)			
						架 設 時 組 立 精 度	そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						主桁、主構の中心間 距離 B (m)	±4……B≤2 ±(3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			
						主桁の橋端における 出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)			
						現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> 、δ <sub>2</sub> のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm以下の場合、すき 間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許 容範囲は0mm～8mm)。			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

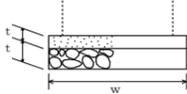
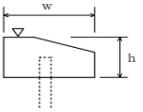
(新)令和4年10月版

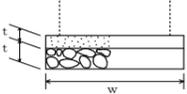
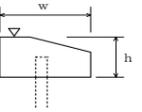
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 4 基礎工

第1編 共通編 3章 一般施工 4 基礎工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	3	3	16		コンクリート面塗装工	塗料使用量		鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上		
1	3	4	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割栗石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	各構造物の規格値による。			
1	3	4	3	1	法留基礎工 (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  <span style="color: red;">「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</span>		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	3	3	16		コンクリート面塗装工	塗料使用量		鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上		
1	3	4	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割栗石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	各構造物の規格値による。			
1	3	4	3	1	法留基礎工 (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

Ⅱ-2-23(R)  
(Ⅱ - 31)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

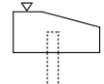
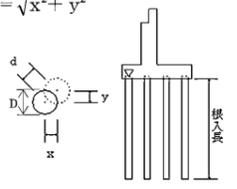
(旧)令和3年10月版

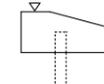
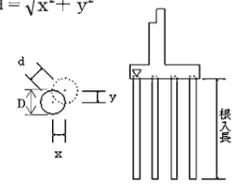
頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 4 基礎工

第1編 共通編 3章 一般施工 4 基礎工

II-2-24(L) (R)  
(II - 32)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	法留基礎工 (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。		
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。 測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。		
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基 礎 径 D	設計(公称径)以上※			

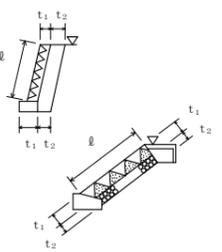
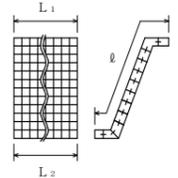
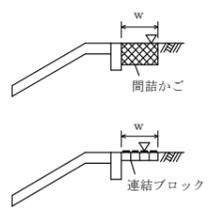
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	法留基礎工 (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	-200			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。		
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。		
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。 測定箇所は、1-3-4-4 既成杭工に準ずる。		
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基 礎 径 D	設計(公称径)以上※			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

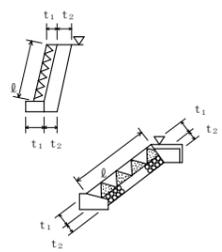
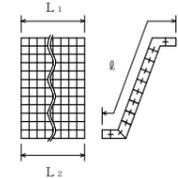
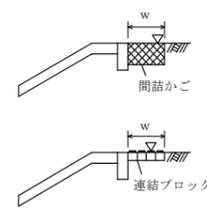
(新)令和4年10月版

第1編 共通編 3章 一般施工 5 石・ブロック積(張)工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(ブロック積張)t <sub>1</sub>					-50
		厚さ(裏込)t <sub>2</sub>		-50							
		延長L		-200							
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長ℓ					-100
						延長L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>					-200
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅w					-100
						延長L					-200

(旧)令和3年10月版

第1編 共通編 3章 一般施工 5 石・ブロック積(張)工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(ブロック積張)t <sub>1</sub>					-50
							厚さ(裏込)t <sub>2</sub>				-50
							延長L				-200
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長ℓ					-100
						延長L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>					-200
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅w					-100
						延長L					-200

頁 新(旧)

II-2-26(R)  
(II - 34)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

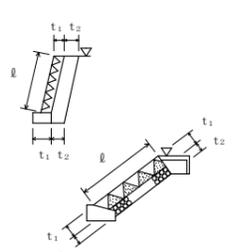
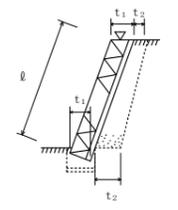
(新)令和4年10月版

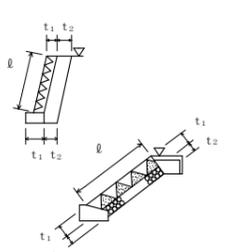
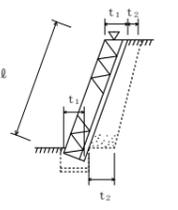
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 5 石・ブロック積(張)工

第1編 共通編 3章 一般施工 5 石・ブロック積(張)工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( <u>張</u> ) 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{m}$				-100
						厚さ(ブロック) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
						延 長 $L$	-200				
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( <u>張</u> ) 工	5		石積(張)工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{m}$				-100
						厚さ(石積・張) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
						延 長 $L$	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( <u>張</u> ) 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{m}$				-100
						厚さ(ブロック) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
						延 長 $L$	-200				
1 共通 編	3 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 ( <u>張</u> ) 工	5		石積(張)工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{m}$				-100
						厚さ(石積・張) $t_1$	-50				
						厚さ(裏込) $t_2$	-50				
						延 長 $L$	-200				

II-2-27(R)  
(II - 35)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

II-2-28(R)  
(II - 36)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値と異なる。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値と異なる。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値と異なる。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値と異なる。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			
1 共 通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

II-2-29(R)  
(II - 37)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	3	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-5	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他方法(緑石、地覆等からの下がり等)によること出来る。	
						幅	-50	-			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	3	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-5	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他方法(緑石、地覆等からの下がり等)によること出来る。	
						幅	-50	-			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。」  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(緑石、地覆等からの下がり等)によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。		
						幅	-25	-			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	6	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

(旧)令和3年10月版

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-3	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(緑石、地覆等からの下がり等)によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。		
						幅	-25	-			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	6	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

頁 新(旧)

II-2-30(R)  
(II - 38)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新) 令和4年10月版

(旧) 令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

II-2-31(L)(R)  
(II - 39)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	7	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-2	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u> コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						幅	-25	-			
						平坦性	-	3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	8	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-2	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	-	3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下			
1 共通 編	3 二 般 施 工	6 二 般 舗 装 工	5	9	橋面防水工 (シート系床版防水層)	シートの 重ね幅	-20~+50		標準重ね幅 100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	7	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-2	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						幅	-25	-			
						平坦性	-	3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	5	8	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-2	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	-	3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

II-2-32(R)  
(II - 40)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(緑石、地覆等からの下がり等)によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) *面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	—	基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(緑石、地覆等からの下がり等)によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

II-2-33(L) (R)  
(II - 41)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取若しくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(緑石、地覆等からの下がり等)によること出来る。	
						幅	-50	-			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	3	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工)	厚 さ	-25	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取若しくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(緑石、地覆等からの下がり等)によること出来る。	
						幅	-50	-			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	コンクリート舗装工 (瀝青安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

### (新) 令和4年10月版

### (旧) 令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

II-2-35(R)  
(II - 43)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	7	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	-25	—			
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下			
					目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	8	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下			
						目地段差	±2				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	7	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	-25	—			
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下			
					目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	8	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	—	コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下			
						目地段差	±2				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新) 令和4年10月版

(旧) 令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

II-2-36(R)  
(II - 44)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚 さ	-45	-15			
						幅	-50	—			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは 標高較差	±90	+40 -15			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新) 令和4年10月版

(旧) 令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

II-2-37(L) (R)  
(II - 45)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) <u>セメント(石灰・瀝青)</u> 安定処理工	厚 さ	-25	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取若しくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取若しくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	
						幅	-50	-			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) <u>セメント(石灰・瀝青)</u> (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工	厚 さ	-25	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取若しくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取若しくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	
						幅	-50	-			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 瀝青安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新) 令和4年10月版

(旧) 令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

II-2-38(R)  
(II - 46)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						幅	-25	-			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						幅	-25	-			
1 共通 編	3 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

### (新) 令和4年10月版

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	6	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 <b>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</b> コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等からの下がり等)によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	
						幅	-35	—			
						平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより(σ)2.4mm以下			
					目地段差	±2					
1 共通 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	6	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/nf(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	
						平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより(σ)2.4mm以下			
						目地段差	±2				

### (旧) 令和3年10月版

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	6	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	
						幅	-35	—			
						平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより(σ)2.4mm以下			
					目地段差	±2					
1 共通 編	3 一般 施工	6 一般 舗装 工	6	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/nf(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	
						平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメータにより(σ)2.4mm以下			
						目地段差	±2				

頁 新(旧)

II-2-39(R)  
(II - 47)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

第1編 共通編 3章 一般施工 6 一般舗装工

II-2-40(R)  
(II - 43)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )					
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7		薄層カラー舗装工				1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工			歩道路盤工 路肩舗装路盤工 取付道路舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長 40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に1ヶ所の割合で測定。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（緑石、地覆等からの下がり等）によること出来る。				
							厚さ	t < 15cm				-30	-10
								t ≥ 15cm				-45	-15
							幅					-100	—
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工			歩道舗装工 路肩舗装工 取付道路舗装工	厚  さ	- 9	- 3	幅は、片側延長 80m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>				
					幅	-25	—						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )					
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7		薄層カラー舗装工				1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工			歩道路盤工 路肩舗装路盤工 取付道路舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長 40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に1ヶ所の割合で測定。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（緑石、地覆等からの下がり等）によること出来る。				
							厚さ	t < 15cm				-30	-10
								t ≥ 15cm				-45	-15
							幅					-100	—
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工			歩道舗装工 路肩舗装工 取付道路舗装工	厚  さ	- 9	- 3	幅は、片側延長 80m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。				
					幅	-25	—						

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 7 地盤改良工

第1編 共通編 3章 一般施工 7 地盤改良工

II-2-41(R)  
(II - 49)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、 全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、 天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						置 換 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット)	施 工 厚 さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 $\nabla$	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、 全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、 天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						置 換 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット)	施 工 厚 さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 7 地盤改良工

第1編 共通編 3章 一般施工 7 地盤改良工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  w.(L)は施工延長 40mにつき 1ヶ所、 80m以下のものは 1 施工箇所につき 3 ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩 で行う。		
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 $w$	-300			
						天端延長 $L$	-500			
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	3	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に記載の全体改良平面 図を用いて天端幅 $w$ 、天端延長 $L$ を確認 (実測は不要)		
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 $w$	-300			
						天端延長 $L$	-500			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  w.(L)は施工延長 40mにつき 1ヶ所、 80m以下のものは 1 施工箇所につき 3 ヶ所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩 で行う。		
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 $w$	-300			
						天端延長 $L$	-500			
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	3	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 $\nabla$	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案) 表層安定処理等・固結工(中 層混合処理)編」に記載の全体改良平面 図を用いて天端幅 $w$ 、天端延長 $L$ を確認 (実測は不要)		
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 $w$	-300			
						天端延長 $L$	-500			

II-2-42(R)  
(II - 50)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 3章 一般施工 7 地盤改良工

第1編 共通編 3章 一般施工 7 地盤改良工

II-2-45(L)(R)  
(II - 53)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合	基 準 高 $\nabla$	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)		
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 $\nabla$	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。		
						施 工 厚 さ t	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。		
						幅 w	設計値以上	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		
						延 長 L	設計値以上			

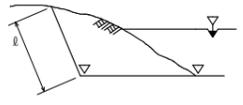
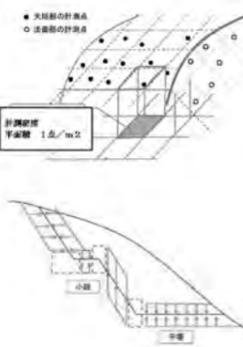
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)  「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編(案))」による管理の場合	基 準 高 $\nabla$	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)		
1 共通 編	3 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 $\nabla$	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。		
						施 工 厚 さ t	設計値以上	1,000m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。		
						幅 w	設計値以上	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		
						延 長 L	設計値以上			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

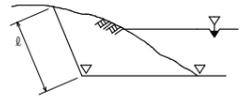
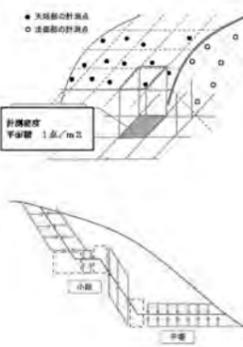
(新)令和4年10月版

第1編 共通編 4章 土工 3 河川土工・海岸土工・砂防土工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工(切土工)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。				
						法長 ℓ	ℓ < 5m -200 ℓ ≥ 5m 法長-4%					
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工(切土工) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160

(旧)令和3年10月版

第1編 共通編 4章 土工 3 河川土工・海岸土工・砂防土工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工(切土工)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。				
						法長 ℓ	ℓ < 5m -200 ℓ ≥ 5m 法長-4%					
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工(切土工) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160

頁 新(旧)

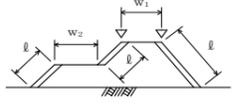
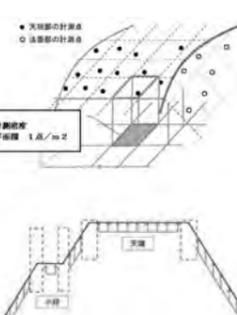
II-2-48(L)(R)  
(II-56)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

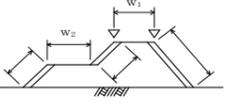
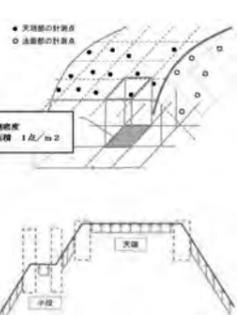
(新)令和4年10月版

第1編 共通編 4章 土工 3 河川土工・海岸土工・砂防土工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。			
						法長ℓ	ℓ < 5m				-100
							ℓ ≥ 5m				法長-2%
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-100				
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						法面	標高較差	-50			
						法面	標高較差	-60			
						法面	標高較差	-150			
						法面	標高較差	-170			

(旧)令和3年10月版

第1編 共通編 4章 土工 3 河川土工・海岸土工・砂防土工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。			
						法長ℓ	ℓ < 5m				-100
							ℓ ≥ 5m				法長-2%
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-100				
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	-50	1. 3次元データによる出来形管理において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						法面	標高較差	-50			
						法面	標高較差	-60			
						法面	標高較差	-150			
						法面	標高較差	-170			

頁 新(旧)

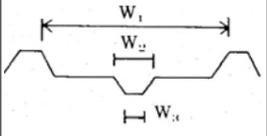
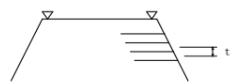
II-2-49(L)(R)  
(II - 57)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

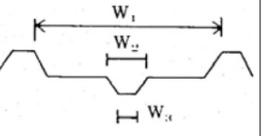
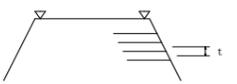
(新)令和4年10月版

第1編 共通編 4章 土工 3 河川土工・海岸土工・砂防土工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	3	築 堤	堤 間 $w_1$	-200	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						低水路幅 $w_2, w_3$	-100			
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>		
						厚 さ t	-50			
						控 え 長 さ	設計値以上			

(旧)令和3年10月版

第1編 共通編 4章 土工 3 河川土工・海岸土工・砂防土工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	3	築 堤	堤 間 $w_1$	-200	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						低水路幅 $w_2, w_3$	-100			
1 共 通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-50			
						控 え 長 さ	設計値以上			

頁 新(旧)

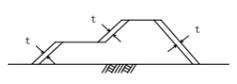
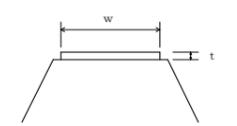
II-2-50(L)(R)  
(II - 58)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

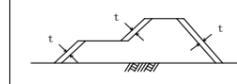
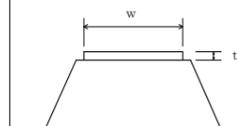
(新)令和4年10月版

第1編 共通編 4章 土工 3 河川土工・海岸土工・砂防土工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		整形仕上げ工	厚  さ  t	※-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			
								ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる			
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		天端敷砂利工	厚  さ  t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは、施工延長 200mにつき 1ヶ所、200m以下は 2ヶ所、中央で測定。		
							t ≥ 15cm	-50			
							幅  w	-100			

(旧)令和3年10月版

第1編 共通編 4章 土工 3 河川土工・海岸土工・砂防土工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	5		整形仕上げ工	厚  さ  t	※-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用			
1 共通 編	4 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	6		天端敷砂利工	厚  さ  t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは、施工延長 200mにつき 1ヶ所、200m以下は 2ヶ所、中央で測定。		
							t ≥ 15cm	-50			
							幅  w	-100			

頁 新(旧)

II-2-51(L)(R)  
(II - 59)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

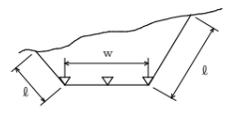
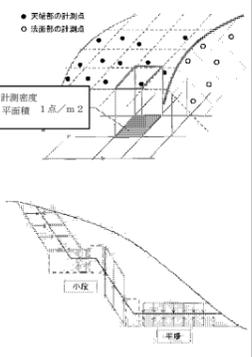
(旧)令和3年10月版

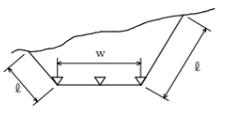
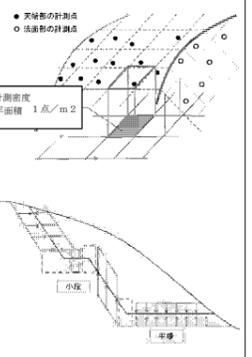
頁 新(旧)

第1編 共通編 4章 土工 4 道路土工

第1編 共通編 4章 土工 4 道路土工

II-2-52(R)  
(II - 60)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工(切土工)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。				
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m				-200	
							ℓ ≥ 5 m				法長-4%	
						幅	w				-100	
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工(切土工) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面(小段含む)	水平または標高較差				±50	±160
						法面(軟岩I)(小段含む)	水平または標高較差				±70	±330

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工(切土工)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。				
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m				-200	
							ℓ ≥ 5 m				法長-4%	
						幅	w				-100	
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工(切土工) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面(小段含む)	水平または標高較差				±50	±160
						法面(軟岩I)(小段含む)	水平または標高較差				±70	±330

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

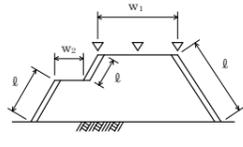
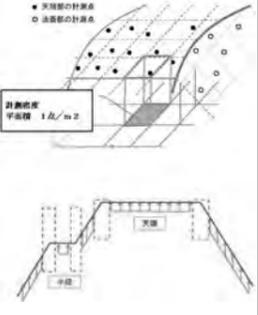
(新)令和4年10月版

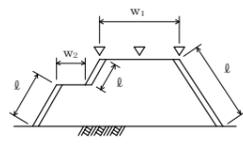
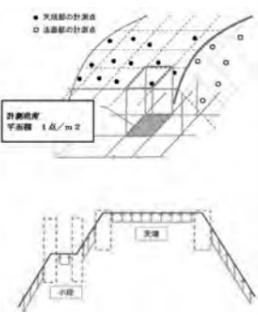
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第1編 共通編 4章 土工 4 道路土工

第1編 共通編 4章 土工 4 道路土工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見取表毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。		
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m -100 ℓ ≥ 5 m 法長-2%			
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ工 (面管理の場合)	天端	標高較差 ±50 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						法面(小段含む)	標高較差 ±80 ±190			
						平均値	個々の計測値			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測定間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見取表毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。		
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m -100 ℓ ≥ 5 m 法長-2%			
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ工 (面管理の場合)	天端	標高較差 ±50 ±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						法面(小段含む)	標高較差 ±80 ±190			
						平均値	個々の計測値			

II-2-53(R)  
(II - 61)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

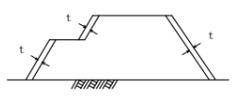
(旧)令和3年10月版

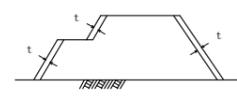
頁 新(旧)

第1編 共通編 4章 土工 4 道路土工 5章 無筋鉄筋コンクリート 5 鉄筋

第1編 共通編 4章 土工 4 道路土工 5章 無筋鉄筋コンクリート 5 鉄筋

II-2-54(L)(R)  
(II - 62)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	5		整形仕上げ工	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用 <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>												
											1	4	4	8			凍上抑制層	1-3-6-5-1 アスファルト舗装工(下層路盤工) に準ずる。		
											1	5	3	鉄筋の組立  平均間隔 d 設計値±φ $d = \frac{D}{n-1}$ 設計値±φ かつ 最小 かぶり t φ: 鉄筋径  工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。  注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、5-4-6-2 床版工を適用する。 <u>注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</u>						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
1 共 通 編	4 土 工	4 道 路 土 工	5		整形仕上げ工	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用												
											1	4	4	8			凍上抑制層	1-3-6-5-1 アスファルト舗装工(下層路盤工) に準ずる。		
											1	5	3	鉄筋の組立  平均間隔 d 設計値±φ $d = \frac{D}{n-1}$ 設計値±φ かつ 最縁端鉄筋のかぶりが最小 かぶり t φ: 鉄筋径  工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。  注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、5-4-6-2 床版工を適用する。						

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

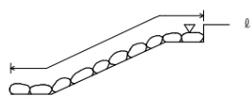
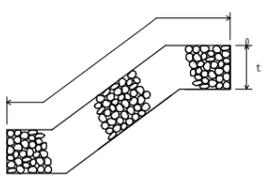
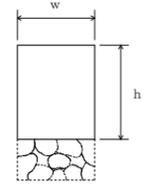
(新)令和4年10月版

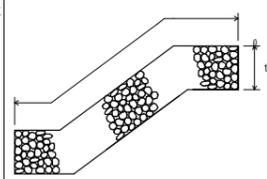
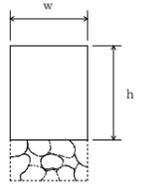
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 3 護岸工

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 3 護岸工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	3 護 岸 工	9	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法 長 $l$	-200			
						延 長 L	-200			
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	3 護 岸 工	9	2	多自然型護岸工 (かごマット)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法 長 $l$	-100			
						厚 さ t	-50			
						延 長 L	-200			
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	3 護 岸 工	10		笠コンクリート工			1-3-4-3 法留基礎工 に準ずる。		
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	3 護 岸 工	14		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	3 護 岸 工	9	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法 長 $l$	-200			
						延 長 L	-200			
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	3 護 岸 工	9	2	多自然型護岸工 (かごマット)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法 長 $l$	-100			
						厚 さ t	-50			
						延 長 L	-200			
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	3 護 岸 工	10		笠コンクリート工			1-3-4-3 法留基礎工 に準ずる。		
2 河 川 編	1 築 堤 ・ 護 岸	3 護 岸 工	14		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			

II-2-55(R)  
(II - 63)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

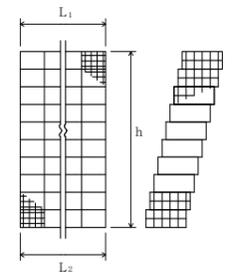
(新)令和4年10月版

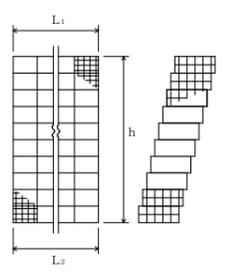
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 3 護岸工

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 3 護岸工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	14	1	護岸付属物工 (じゃかご)	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	測定箇所は、2-1-3-9-2 多自然型護岸工(かごマット)に準ずる。	
						法長 $l < 3\text{m}$	-50			
						法長 $l \geq 3\text{m}$	-100			
						厚 さ $t$	-50			
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	14	2	護岸付属物工 (ふとんかご) (かご枠)	高 さ $h$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 $L_1, L_2$	-200			
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	15		覆土工			1-4-3-5 整形仕上げ工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	14	1	護岸付属物工 (じゃかご)	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	測定箇所は、2-1-3-9-2 多自然型護岸工(かごマット)に準ずる。	
						法長 $l < 3\text{m}$	-50			
						法長 $l \geq 3\text{m}$	-100			
						厚 さ $t$	-50			
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	14	2	護岸付属物工 (ふとんかご) (かご枠)	高 さ $h$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 $L_1, L_2$	-200			
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	15		覆土工			1-4-3-5 整形仕上げ工に準ずる。		

II-2-56(R)  
(II - 64)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

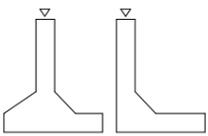
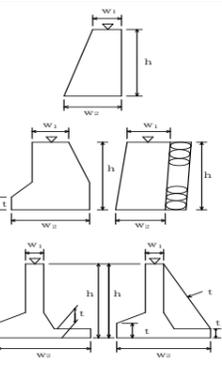
(旧)令和3年10月版

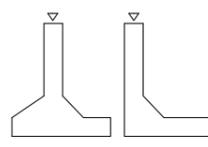
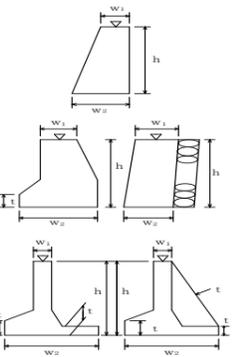
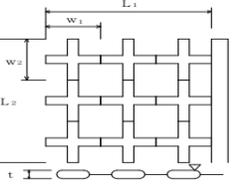
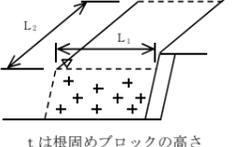
頁 新(旧)

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 3 護岸工

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 3 護岸工

II-2-57(R)  
(II - 65)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	16		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>		
						延長 L	-200	1施工箇所毎 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>		
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	17		場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>		
						厚さ t	-20			
						裏込厚さ	-50			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
						高さ h	h < 3m			
	h ≥ 3m	-100								
	延長 L	-200	1施工箇所毎 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	16		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎。			
						延長 L	-200				
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	17		場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎。			
						厚さ t	-20				
						裏込厚さ	-50				
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30				
						高さ h	h < 3m				-50
	h ≥ 3m	-100									
	延長 L	-200	1施工箇所毎								
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	4 根固め 工	3		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。		
							厚さ t	-20			
							幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-20			
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200	1施工箇所毎		
	乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。							
	延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	- t / 2	1施工箇所毎								

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 4 根固め工

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 4 根固め工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	4 根固め 工	3		根固めブロック工	層	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							厚さ t	-20				幅、厚さは40個につき1箇所測定。
							幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-20				
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200	1施工箇所毎				
						乱	基準高▽	± t / 2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	- t / 2				1施工箇所毎
		は根固めブロックの高さ										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	16		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						延長 L	-200				1施工箇所毎。	
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	3 護岸 工	17		場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						厚さ t	-20					
						裏込厚さ	-50					
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30					
						高さ h	h < 3m				-50	
							h ≥ 3m				-100	
						延長 L	-200				1施工箇所毎。	
2 河川 編	1 築堤・ 護岸	4 根固め 工	3		根固めブロック工	層	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							厚さ t	-20				幅、厚さは40個につき1箇所測定。
							幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-20				
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200	1施工箇所毎				
						乱	基準高▽	± t / 2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	- t / 2				1施工箇所毎
		tは根固めブロックの高さ										

II-2-58(R)  
(II - 65)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

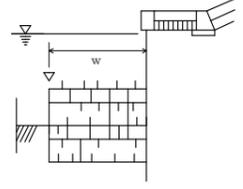
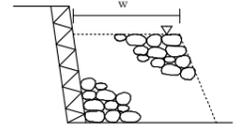
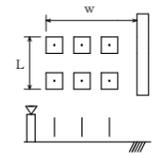
(新)令和4年10月版

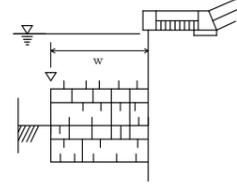
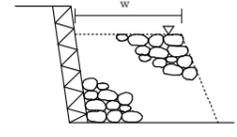
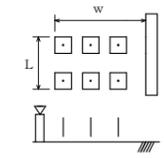
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 4 根固め工

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 4 根固め工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	5		沈床工	基準高▽	±150	1組毎		
						幅 w	±300			
						延長 L	-200			
2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	6		捨石工	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	10		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	5		沈床工	基準高▽	±150	1組毎		
						幅 w	±300			
						延長 L	-200			
2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	6		捨石工	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
2 河川編	1 築堤・護岸	5 水制工	10		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			

II-2-59(L)(R)  
(II - 66)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

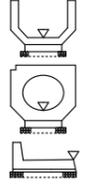
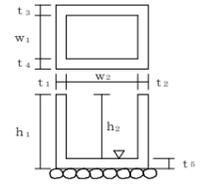
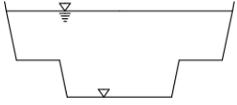
(旧)令和3年10月版

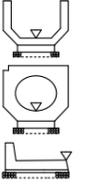
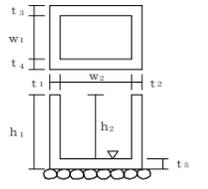
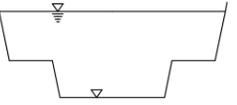
頁 新(旧)

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 8 附帯道路工

第2編 河川編 1章 築堤・護岸 8 附帯道路工

II-2-60(L)(R)  
(II - 67)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
2 河川編	1 築堤・護岸	8 附帯道路工	7		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						延長 L	-200				1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
2 河川編	1 築堤・護岸	8 附帯道路工	8		集水樹工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合			
						※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>5</sub>	-20				
						※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30				
						※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30				
2 河川編	2 浚渫(河川)	2 ポンプ浚渫船浚渫工	2		浚渫船運転工	基準高▽	電気船	200ps	-800~+200		
								500ps	-1000~+200		
								1000ps	-1200~+200		
							ディーゼル船	250ps	-800~+200		
								420ps	-1000~+200		
								600ps	-1000~+200		
							1350ps	-1200~+200			
							幅	-200			
							延長	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
2 河川編	1 築堤・護岸	8 附帯道路工	7		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
						延長 L	-200				1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
2 河川編	1 築堤・護岸	8 附帯道路工	8		集水樹工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合			
						※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>5</sub>	-20				
						※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30				
						※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30				
2 河川編	2 浚渫(河川)	2 ポンプ浚渫船浚渫工	2		浚渫船運転工	基準高▽	電気船	200ps	-800~+200		
								500ps	-1000~+200		
								1000ps	-1200~+200		
							ディーゼル船	250ps	-800~+200		
								420ps	-1000~+200		
								600ps	-1000~+200		
							1350ps	-1200~+200			
							幅	-200			
							延長	-200			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第2編 河川編 3章 樋門・樋管 4 樋門・樋管工

第2編 河川編 3章 樋門・樋管 4 樋門・樋管工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河 川 編	2 浚 渫 (河 川)	3 4 浚 渫 工	2	2	浚渫船運転工 (クラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 $\nabla$	+200 以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
						幅	-200			
						延 長	-200			
2 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	4 樋 門 ・ 樋 管 工	5	1	函渠工 (本土工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。  函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものと、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚 さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						内空幅 $w_3$	-30			
						内空高 $h_1$	$\pm 30$			
						延 長 $L$	-200			
2 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	4 樋 門 ・ 樋 管 工	5	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
						延 長 $L$	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河 川 編	2 浚 渫 (河 川)	3 4 浚 渫 工	2	2	浚渫船運転工 (クラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 $\nabla$	+200 以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
						幅	-200			
						延 長	-200			
2 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	4 樋 門 ・ 樋 管 工	5	1	函渠工 (本土工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。  函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものと、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚 さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						内空幅 $w_3$	-30			
						内空高 $h_1$	$\pm 30$			
						延 長 $L$	-200			
2 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	4 樋 門 ・ 樋 管 工	5	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎		
						延 長 $L$	-200			

II-2-61(R)  
(II - 68)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

第2編 河川編 3章 樋門・樋管 4 樋門・樋管工/5 水路工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河川編	3 樋門・樋管	4 樋門・樋管工	5	3	函渠工 (PC函渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合 1施工箇所毎		
						※幅 w	-50			
						※高さ h	-30			
						延長 L	-200			
2 河川編	3 樋門・樋管	4 樋門・樋管工	6	7	翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
2 河川編	3 樋門・樋管	5 水路工	7		欄渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合、製品寸法については規格証明書等による。		
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		

(旧)令和3年10月版

第2編 河川編 3章 樋門・樋管 4 樋門・樋管工/5 水路工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河川編	3 樋門・樋管	4 樋門・樋管工	5	3	函渠工 (PC函渠)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合 1施工箇所毎		
						※幅 w	-50			
						※高さ h	-30			
						延長 L	-200			
2 河川編	3 樋門・樋管	4 樋門・樋管工	6	7	翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
2 河川編	3 樋門・樋管	5 水路工	7		欄渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合、製品寸法については規格証明書等による。		
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		

頁 新(旧)

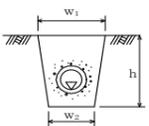
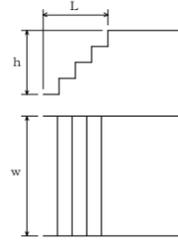
Ⅱ-2-62(R)  
(Ⅱ - 69)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

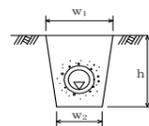
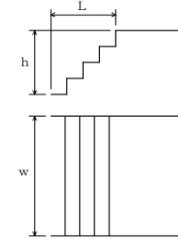
(新)令和4年10月版

第2編 河川編 3章 樋門・樋管 5 水路工/6 付属物設置工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 水 路 工	9		暗渠工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						深 さ $h$	-30			
						延 長 $L$	-200			
2 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	6 付 属 物 設 置 工	5		階段工 (現場打階段) (プレキャスト階段)	幅 $w$	-30	1回/1施工箇所		
						高 さ $h$	-30			
						長 さ $L$	-30			
						段 数	±0段			
2 河 川 編	4 水 門	3 水 門 工	3		水門	基 準 高 $\nabla$	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ $t$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h$	±30			
						延 長 $L$	-50			
2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	8 9 10 11 12 13 14		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 開門工 土砂吐工	基 準 高 $\nabla$	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ $t$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h$	±30			
						延 長 $L$	-50			

(旧)令和3年10月版

第2編 河川編 3章 樋門・樋管 5 水路工/6 付属物設置工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	5 水 路 工	9		暗渠工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						深 さ $h$	-30			
						延 長 $L$	-200			
2 河 川 編	3 樋 門 ・ 樋 管	6 付 属 物 設 置 工	5		階段工 (現場打階段) (プレキャスト階段)	幅 $w$	-30	1ヶ所/1施工箇所		
						高 さ $h$	-30			
						長 さ $L$	-30			
						段 数	±0段			
2 河 川 編	4 水 門	3 水 門 工	3		水門	基 準 高 $\nabla$	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ $t$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h$	±30			
						延 長 $L$	-50			
2 河 川 編	5 堰	4 可 動 堰 本 体 工	8 9 10 11 12 13 14		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 水叩工 開門工 土砂吐工	基 準 高 $\nabla$	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ $t$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h$	±30			
						延 長 $L$	-50			

頁 新(旧)

II-2-63(R)  
(II - 70)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

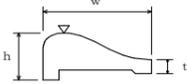
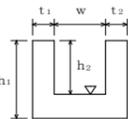
(新)令和4年10月版

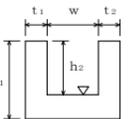
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第2編 河川編 5章 堰 6 魚道工

第2編 河川編 5章 堰 6 魚道工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2	5	4	15		取付擁壁工			2-1-3-17 場所打擁壁工 に準ずる。		
2	5	5	8	9	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 $\nabla$	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						堰長 L				
L < 20m	-50									
L ≥ 20m	-100									
2	5	5	11		取付擁壁工			2-5-4-15 取付擁壁工 に準ずる。		
2	5	6	3	魚道本体工	基準高 $\nabla$	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
					厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20				
					幅 w	-30				
					高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30				
					延長 L	-200				
2	5	7	2		管理橋橋台工			5-3-4-10 躯体工 に準ずる。		
2	5	8			管理橋上部工			5-4 鋼橋上部 に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
2	5	4	15		取付擁壁工			2-1-3-17 場所打擁壁工 に準ずる。		
2	5	5	8	9	堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 $\nabla$	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						堰長 L				
L < 20m	-50									
L ≥ 20m	-100									
2	5	5	11		取付擁壁工			2-5-4-15 取付擁壁工 に準ずる。		
2	5	6	3	魚道本体工	基準高 $\nabla$	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
					厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20				
					幅 w	-30				
					高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30				
					延長 L	-200				
2	5	7	2		管理橋橋台工			5-3-4-10 躯体工 に準ずる。		
2	5	8			管理橋上部工			5-4 鋼橋上部 に準ずる。		

II-2-64(R)  
(II - 71)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 3 堤防基礎工

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 3 堤防基礎工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 堤防基礎工	3		捨石工	基 準 高 $\nabla$		施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
						本 均 し	±50				
						表 面 均 し	±100				
						荒 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ $\nabla$				±500
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ $\nabla$				±300
						被 覆 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ $\nabla$				±500
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ $\nabla$				±300
						法 長 $l$	-100				幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
						天 端 幅 $w_1$	-100				
						天 端 延 長 $L_1$	-200				
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 堤防基礎工	4		場所打コンクリート工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 $w$	-30				
						高 さ $h$	-30				
						延 長 $L$	-200				
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 堤防基礎工	5	1	笠コンクリート工			1-3-4-3 法留基礎工 に準ずる。			
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 堤防基礎工	5	2	笠コンクリート工 (プレキャスト笠コンクリート)			1-3-4-3 法留基礎工 に準ずる。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 堤防基礎工	3		捨石工	基 準 高 $\nabla$		施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
						本 均 し	±50				
						表 面 均 し	±100				
						荒 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ $\nabla$				±500
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ $\nabla$				±300
						被 覆 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ $\nabla$				±500
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ $\nabla$				±300
						法 長 $l$	-100				幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
						天 端 幅 $w_1$	-100				
						天 端 延 長 $L_1$	-200				
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 堤防基礎工	4		場所打コンクリート工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 $w$	-30				
						高 さ $h$	-30				
						延 長 $L$	-200				
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 堤防基礎工	5	1	笠コンクリート工			1-3-4-3 法留基礎工 に準ずる。			
3 海岸編	1 堤防・護岸	3 堤防基礎工	5	2	笠コンクリート工 (プレキャスト笠コンクリート)			1-3-4-3 法留基礎工 に準ずる。			

II-2-70(R)  
(II - 77)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

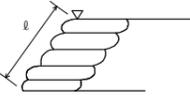
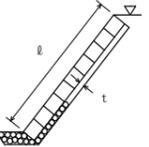
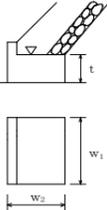
(旧)令和3年10月版

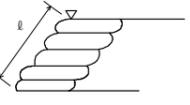
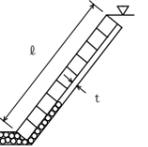
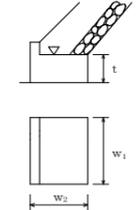
頁 新(旧)

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 4 表法被覆工

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 4 表法被覆工

II-2-71(R)  
(II - 78)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	4 表 法 被 覆 工	3		捨石張り工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法 長 $l$	$l < 3\text{m}$				-50
							$l \geq 3\text{m}$				-100
						延 長 $L$	-200				
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	4 表 法 被 覆 工	5	1	海岸ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 $l$	$l < 5\text{m}$				-100
							$l \geq 5\text{m}$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ $t$	-50				
						延 長 $L$	-200				
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	4 表 法 被 覆 工	5	2	海岸ブロック工 (基礎ブロック)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。 基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						ブ ロ ッ ク 厚 $t$	-20				
						ブ ロ ッ ク 縦 幅 $w_1$	-20				
						ブ ロ ッ ク 横 幅 $w_2$	-20				
						延 長 $L$	-200				

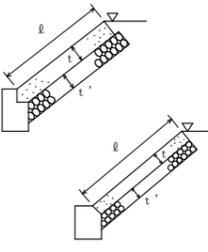
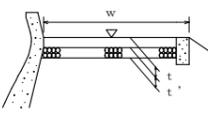
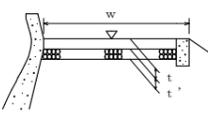
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	4 表 法 被 覆 工	3		捨石張り工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法 長 $l$	$l < 3\text{m}$				-50
							$l \geq 3\text{m}$				-100
						延 長 $L$	-200				
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	4 表 法 被 覆 工	5	1	海岸ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 $l$	$l < 5\text{m}$				-100
							$l \geq 5\text{m}$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ $t$	-50				
						延 長 $L$	-200				
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	4 表 法 被 覆 工	5	2	海岸ブロック工 (基礎ブロック)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。 基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						ブ ロ ッ ク 厚 $t$	-20				
						ブ ロ ッ ク 縦 幅 $w_1$	-20				
						ブ ロ ッ ク 横 幅 $w_2$	-20				
						延 長 $L$	-200				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

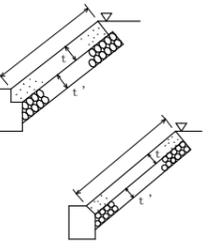
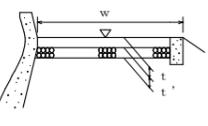
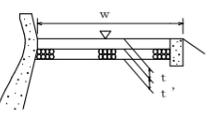
(新)令和4年10月版

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 4 表法被覆工/5 天端被覆工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	4 表 法 被 覆 工	6		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <u>          </u> 」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 $l$	$l < 3\text{m}$				-50
							$l \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ $t$	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏 込 材 厚 $t'$	-50				
						延 長 $L$	-200				
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	4 表 法 被 覆 工	7		場所打擁壁工			5-1-5-7 場所打擁壁工 に準ずる。			
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	5 天 端 被 覆 工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 $w$	-50				
						厚 さ $t$	-10				
						基 礎 厚 $t'$	-45				
						延 長 $L$	-200				
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	5 天 端 被 覆 工	3		アスファルト被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。			
幅 $w$	-50										
厚 さ $t$	-9										
基 礎 厚 $t'$	-45										
延 長 $L$	-200										

(旧)令和3年10月版

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 4 表法被覆工/5 天端被覆工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	4 表 法 被 覆 工	6		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 $l$	$l < 3\text{m}$				-50
							$l \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ $t$	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏 込 材 厚 $t'$	-50				
						延 長 $L$	-200				
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	4 表 法 被 覆 工	7		場所打擁壁工			5-1-5-7 場所打擁壁工 に準ずる。			
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	5 天 端 被 覆 工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 $w$	-50				
						厚 さ $t$	-10				
						基 礎 厚 $t'$	-45				
						延 長 $L$	-200				
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	5 天 端 被 覆 工	3		アスファルト被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。			
幅 $w$	-50										
厚 さ $t$	-9										
基 礎 厚 $t'$	-45										
延 長 $L$	-200										

頁 新(旧)

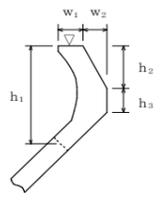
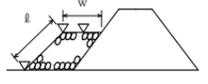
II-2-72(R)  
(II - 79)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

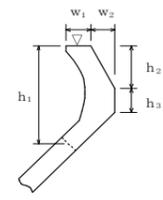
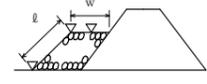
(新)令和4年10月版

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 6 波返工／7 裏法被覆工／8 根固め工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 波返 工	3		波返工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高さ $h < 3\text{m}$ $h_1, h_2, h_3$	-50				
						高さ $h \geq 3\text{m}$ $h_1, h_2, h_3$	-100				
						延 長 $L$	-200				
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	7 裏法被 覆工	4 5		コンクリート被覆工 アスファルト被覆工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	測定箇所は、3-1-4-6 コンクリート被覆工に準ずる。		
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ $t$	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏 込 材 厚 $t'$	-50				
						延 長 $L$	-200				
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 根固 め工	3		捨石工	基 準 高 $\nabla$		施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
						異形ブロック据付面 (乱積)の高さ $\nabla$	±500				
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ $\nabla$	±300				
						法 長 $\ell$	-100				
						天 端 幅 $w$	-100				
						天 端 延 長 $L$	-200				

(旧)令和3年10月版

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 6 波返工／7 裏法被覆工／8 根固め工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 波返 工	3		波返工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高さ $h < 3\text{m}$ $h_1, h_2, h_3$	-50				
						高さ $h \geq 3\text{m}$ $h_1, h_2, h_3$	-100				
						延 長 $L$	-200				
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	7 裏法被 覆工	4 5		コンクリート被覆工 アスファルト被覆工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	測定箇所は、3-1-4-6 コンクリート被覆工に準ずる。		
						法 長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ $t$	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏 込 材 厚 $t'$	-50				
						延 長 $L$	-200				
3 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 根固 め工	3		捨石工	基 準 高 $\nabla$		施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
						異形ブロック据付面 (乱積)の高さ $\nabla$	±500				
						異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ $\nabla$	±300				
						法 長 $\ell$	-100				
						天 端 幅 $w$	-100				
						天 端 延 長 $L$	-200				

頁 新(旧)

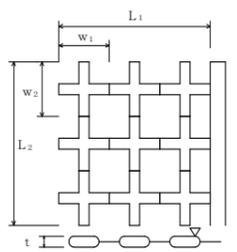
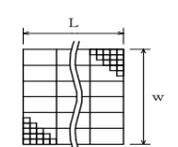
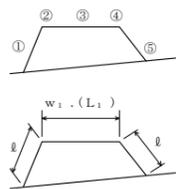
II-2-73(R)  
(II - 80)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

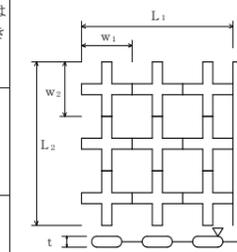
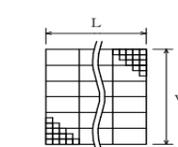
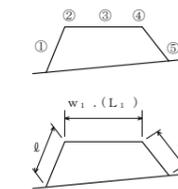
(新)令和4年10月版

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 8 根固め工 2章 突堤・人工岬 3 突堤基礎工/4 突堤堤体工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	8 根 固 め 工	4		根固めブロック工	基 準 高 ▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						層 積	±t/2			
						厚 さ t	-20			
						幅 w1	-20			
						w2				
						延 長 L1	-200			
L2										
3	2	3	4		捨石工			3-1-3-3 捨石工 に準ずる。		
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	3 突 堤 基 礎 工	5		洗掘防止工	幅 w	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延 長 L	-200			
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	2		捨石工	基 準 高 ▽		施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
						異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	±500			
						異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	±300			
						法 長 ℓ	-100			
						天 端 幅 w1	-100			
						天 端 延 長 L1	-200			

(旧)令和3年10月版

第3編 海岸編 1章 堤防・護岸 8 根固め工 2章 突堤・人工岬 3 突堤基礎工/4 突堤堤体工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 海 岸 編	1 堤 防 ・ 護 岸	8 根 固 め 工	4		根固めブロック工	基 準 高 ▽	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						層 積	±t/2			
						厚 さ t	-20			
						幅 w1	-20			
						w2				
						延 長 L1	-200			
L2										
3	2	3	4		捨石工			3-1-3-3 捨石工 に準ずる。		
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	3 突 堤 基 礎 工	5		洗掘防止工	幅 w	-300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延 長 L	-500			
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	2		捨石工	基 準 高 ▽		施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
						異形ブロック据付面(乱積)の高さ▽	±500			
						異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ▽	±300			
						法 長 ℓ	-100			
						天 端 幅 w1	-100			
						天 端 延 長 L1	-200			

頁 新(旧)

II-2-74(L)(R)  
(II - 81)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

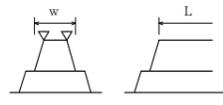
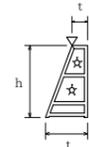
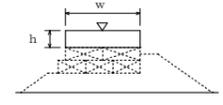
(新)令和4年10月版

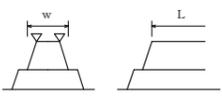
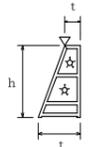
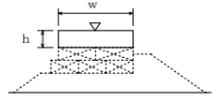
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第3編 海岸編 2章 突堤・人工岬 4 突堤堤体工

第3編 海岸編 2章 突堤・人工岬 4 突堤堤体工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	3		海岸ブロック工	基 準 高 ▽	(層積) ブロック 規格 26 t 未満 ±300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (また は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。延長は、センターラインで行 う。		
						(層積) ブロック 規格 26 t 以上 ±500				
						(乱 積) ±ブロックの 高さの 1/2				
						天 端 幅 w -ブロックの 高さの 1/2				
						天 端 延 長 L -ブロックの 高さの 1/2				
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	7		石砕工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (また は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。		
						厚 さ t	-50			
						高 さ h < 3m	-50			
						高 さ h ≥ 3m	-100			
						延 長 L	-200			
						1 施工箇所毎				
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	8		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (また は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	3		海岸ブロック工	基 準 高 ▽	(層積) ブロック 規格 26 t 未満 ±300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。延長は、センターラインで行 う。		
						(層積) ブロック 規格 26 t 以上 ±500				
						(乱 積) ±ブロックの 高さの 1/2				
						天 端 幅 w -ブロックの 高さの 1/2				
						天 端 延 長 L -ブロックの 高さの 1/2				
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	7		石砕工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。		
						厚 さ t	-50			
						高 さ h < 3m	-50			
						高 さ h ≥ 3m	-100			
						延 長 L	-200			
						1 施工箇所毎				
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	4 突 堤 堤 体 工	8		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

II-2-75(R)  
(II - 82)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

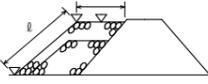
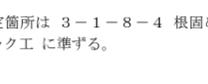
(新)令和4年10月版

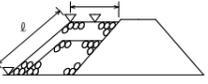
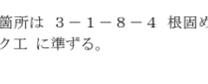
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第3編 海岸編 2章 突堤・人工岬 5 消波工

第3編 海岸編 2章 突堤・人工岬 5 消波工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	5 消 波 工	2		捨石工	基 準 高 $\nabla$		施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。  幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場 合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (ま たは 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所、延長はセンターライン及 び表裏法肩。		
						異形ブロック据付面 (乱積) の高さ $\nabla$	$\pm 500$			
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ $\nabla$	$\pm 300$			
						法 長 $\ell$	-100			
						天 端 幅 $w$	-100			
						天 端 延 長 $L$	-200			
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	5 消 波 工	3		消波ブロック工	基 準 高 $\nabla$		施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (ま たは 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。  幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。  測定箇所は 3-1-8-4 根固めブ ロック工 に準ずる。		
						層 積	$\pm 300$			
						乱 積	$\pm t/2$			
						厚 さ $t$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-20			
						延 長 $L_1, L_2$	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	5 消 波 工	2		捨石工	基 準 高 $\nabla$		施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。  幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場 合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所、延長はセンターライン及 び表裏法肩。		
						異形ブロック据付面 (乱積) の高さ $\nabla$	$\pm 500$			
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ $\nabla$	$\pm 300$			
						法 長 $\ell$	-100			
						天 端 幅 $w$	-100			
						天 端 延 長 $L$	-200			
3 海 岸 編	2 突 堤 ・ 人 工 岬	5 消 波 工	3		消波ブロック工	基 準 高 $\nabla$		施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所。延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。  幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。  測定箇所は 3-1-8-4 根固めブ ロック工 に準ずる。		
						層 積	$\pm 300$			
						乱 積	$\pm t/2$			
						厚 さ $t$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-20			
						延 長 $L_1, L_2$	-200			

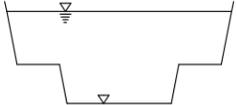
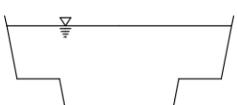
II-2-78(R)  
(II - 85)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

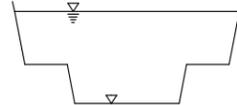
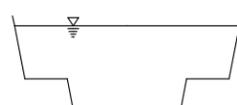
(新)令和4年10月版

第3編 海岸編 4章 浚渫（海岸） 2 ポンプ浚渫船浚渫工 / 3 グラブ船浚渫工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3 海岸編	4 浚渫（海岸）	2 ポンプ浚渫船浚渫工	2		浚渫船運転工	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 <b>また</b> 、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。							
							500ps	-1000～+200								
							1000ps	-1200～+200								
							デイーゼル船	250ps				-800～+200				
								420ps 600ps				-1000～+200				
								1350ps				-1200～+200				
						幅		-200								
						延長		-200								
						3 海岸編	4 浚渫（海岸）	3 グラブ船浚渫工	2		浚渫船運転工	基準高▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 <b>また</b> 、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
												幅				
延長		-200														
3 海岸編	5 養浜	1	1	1	養浜（陸上）	基準高▽	+規定しない -100	縦断方向20m毎、横断方向20m毎に、レベル等により測定する。								
3 海岸編	5 養浜	1	1	2	養浜（水中）	基準高▽	+規定しない -規定しない	縦断方向20m毎、横断方向20m毎に、レベル、レッド及び音響測深機等により測定する。								

(旧)令和3年10月版

第3編 海岸編 4章 浚渫（海岸） 2 ポンプ浚渫船浚渫工 / 3 グラブ船浚渫工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3 海岸編	4 浚渫（海岸）	2 ポンプ浚渫船浚渫工	2		浚渫船運転工	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。							
							500ps	-1000～+200								
							1000ps	-1200～+200								
							デイーゼル船	250ps				-800～+200				
								420ps 600ps				-1000～+200				
								1350ps				-1200～+200				
						幅		-200								
						延長		-200								
						3 海岸編	4 浚渫（海岸）	3 グラブ船浚渫工	2		浚渫船運転工	基準高▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
												幅				
延長		-200														
3 海岸編	5 養浜	1	1	1	養浜（陸上）	基準高▽	+規定しない -100	縦断方向20m毎、横断方向20m毎に、レベル等により測定する。								
3 海岸編	5 養浜	1	1	2	養浜（水中）	基準高▽	+規定しない -規定しない	縦断方向20m毎、横断方向20m毎に、レベル、レッド及び音響測深機等により測定する。								

頁 新(旧)

II-2-79(R)  
(II - 86)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

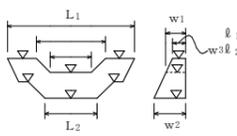
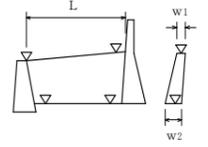
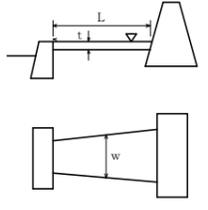
(旧)令和3年10月版

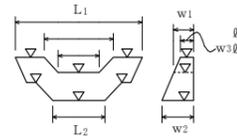
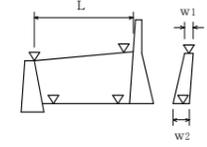
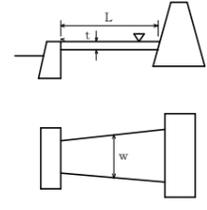
頁 新(旧)

第4編 砂防編 1章 砂防堰堤 4 コンクリート堰堤工

第4編 砂防編 1章 砂防堰堤 4 コンクリート堰堤工

II-2-80(R)  
(II - 87)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4 砂 防 堰 堤	1 砂 防 堰 堤	3 工 場 製 作 工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						材					
4 砂 防 堰 堤	1 砂 防 堰 堤	4 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	3 4		本堰堤工 副堰堤工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所にて測定。			
						天端部 堤 幅	w <sub>1</sub> , w <sub>3</sub> w <sub>2</sub>				-30
						水通しの幅	ℓ <sub>1</sub> , ℓ <sub>2</sub>				±50
						堤 長	L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>				-100
4 砂 防 堰 堤	1 砂 防 堰 堤	4 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	6		側壁工	基 準 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端 幅・天端高で各測点及びジョイント 毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、 <b>主 た</b> は、測点に直角な水平延長を測定。			
						幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>				-30
						長  さ	L				-100
4 砂 防 堰 堤	1 砂 防 堰 堤	4 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	7		水叩工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある 箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。			
						幅	w				-100
						厚  さ	t				-30
						延  長	L				-100

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4 砂 防 堰 堤	1 砂 防 堰 堤	3 工 場 製 作 工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						材					
4 砂 防 堰 堤	1 砂 防 堰 堤	4 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	3 4		本堰堤工 副堰堤工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所にて測定。			
						天端部 堤 幅	w <sub>1</sub> , w <sub>3</sub> w <sub>2</sub>				-30
						水通しの幅	ℓ <sub>1</sub> , ℓ <sub>2</sub>				±50
						堤 長	L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>				-100
4 砂 防 堰 堤	1 砂 防 堰 堤	4 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	6		側壁工	基 準 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端 幅・天端高で各測点及びジョイント 毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又 は、測点に直角な水平延長を測定。			
						幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>				-30
						長  さ	L				-100
4 砂 防 堰 堤	1 砂 防 堰 堤	4 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	7		水叩工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある 箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。			
						幅	w				-100
						厚  さ	t				-30
						延  長	L				-100

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

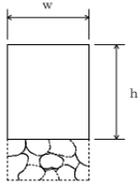
(新)令和4年10月版

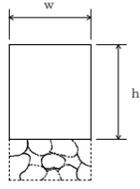
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第4編 砂防編 2章 溪流保全 3 護岸工

第4編 砂防編 2章 溪流保全 3 護岸工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	3 護 岸 工	6		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	3 4		床固め本体工 垂直壁工			4-1-4-3 本堰堤工に準ずる。		
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	5		側壁工			4-1-4-6 側壁工に準ずる。		
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	6		水叩工			4-1-4-7 水叩工に準ずる。		
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	7		魚道工			2-5-6-3 魚道本体工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	3 護 岸 工	6		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1箇所を測定。		
						高 さ h	-30			
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	3 4		床固め本体工 垂直壁工			4-1-4-3 本堰堤工に準ずる。		
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	5		側壁工			4-1-4-6 側壁工に準ずる。		
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	6		水叩工			4-1-4-7 水叩工に準ずる。		
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	4 床 固 め 工	7		魚道工			2-5-6-3 魚道本体工に準ずる。		

II-2-84(R)  
(II - 91)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

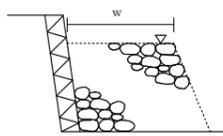
(新)令和4年10月版

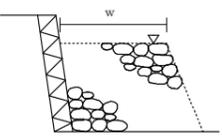
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第4編 砂防編 2章 溪流保全 7 護床工・根固め工

第4編 砂防編 2章 溪流保全 7 護床工・根固め工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	2	7	3		根固めブロック工			2-1-4-3 根固めブロック工に準ずる。		
4	2	7	5		捨石工	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						天端幅 w	-100			
						延長 L	-200			
4	2	7	7	1	かご工 (じゃかご工)			2-1-3-14-1 護岸付属物工(じゃかご)に準ずる。		
4	2	7	7	2	かご工 (ふとんかご工)			2-1-3-14-2 護岸付属物工(ふとんかご)に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	2	7	3		根固めブロック工			2-1-4-3 根固めブロック工に準ずる。		
4	2	7	5		捨石工	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						天端幅 w	-100			
						延長 L	-200			
4	2	7	7	1	かご工 (じゃかご工)			2-1-3-14-1 護岸付属物工(じゃかご)に準ずる。		
4	2	7	7	2	かご工 (ふとんかご工)			2-1-3-14-2 護岸付属物工(ふとんかご)に準ずる。		

II-2-85(L)(R)  
(II-92)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

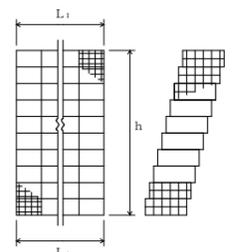
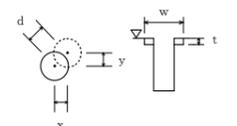
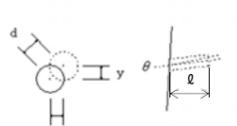
(新)令和4年10月版

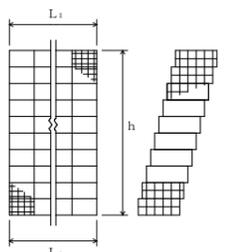
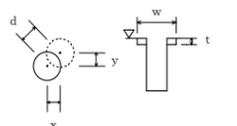
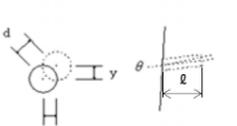
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第4編 砂防編 2章 溪流保全 7 護床工・根固め工

第4編 砂防編 2章 溪流保全 7 護床工・根固め工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	7 護 床 工 ・ 根 固 め 工	7	3	かご工 (かごマット工)	基 準 高	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長 $\ell < 3\text{m}$	-50			
						法長 $\ell \geq 3\text{m}$	-100			
						延長 $L_1, L_2$	-200			
4 砂 防 編	3 地 す べ り ・ 急 傾 斜 対 策	3 地 下 水 排 除 工	2		集水井工	基 準 高 $\nabla$	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		
						偏 心 量 d	150			
						深 さ H	-100			
						巻 立 て 幅 w	-50			
						巻 立 て 厚 さ t	-30			
4 砂 防 編	3 地 す べ り ・ 急 傾 斜 対 策	3 地 下 水 排 除 工	3		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ $\ell$	設計値以上	全数		
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 $\theta$	±2.5度			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂 防 編	2 溪 流 保 全	7 護 床 工 ・ 根 固 め 工	7	3	かご工 (かごマット工)	基 準 高	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長 $\ell < 3\text{m}$	-50			
						法長 $\ell \geq 3\text{m}$	-100			
						延長 $L_1, L_2$	-200			
4 砂 防 編	3 地 す べ り ・ 急 傾 斜 対 策	3 地 下 水 排 除 工	2		集水井工	基 準 高 $\nabla$	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		
						偏 心 量 d	150			
						深 さ H	-100			
						巻 立 て 幅 w	-50			
						巻 立 て 厚 さ t	-30			
4 砂 防 編	3 地 す べ り ・ 急 傾 斜 対 策	3 地 下 水 排 除 工	3		集排水ボーリング工	削 孔 深 さ $\ell$	設計値以上	全数		
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 $\theta$	±2.5度			

II-2-86(R)  
(II - 93)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

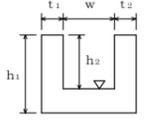
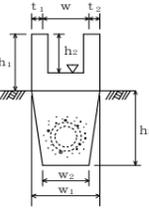
(旧)令和3年10月版

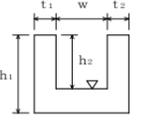
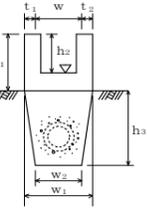
頁 新(旧)

第4編 砂防編 3章 地すべり・急傾斜対策 4 水路工

第4編 砂防編 3章 地すべり・急傾斜対策 4 水路工

II-2-87(R)  
(II - 94)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂 防 編	3 地 す べ り ・ 急 傾 斜 対 策	4 水 路 工	2		排水路工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		
						厚 さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h_1, h_2$	-30			
						延 長 $L$	-200			
4 砂 防 編	3 地 す べ り ・ 急 傾 斜 対 策	4 水 路 工	3		明暗渠工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高 さ $h_1, h_2$	-30			
						深 さ $h_3$	-30			
						延 長 $L$	-200			
4 砂 防 編	3 地 す べ り ・ 急 傾 斜 対 策	4 水 路 工	4		暗渠工			5-1-7-3 地下排水工 に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 砂 防 編	3 地 す べ り ・ 急 傾 斜 対 策	4 水 路 工	2		排水路工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		
						厚 さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h_1, h_2$	-30			
						延 長 $L$	-200			
4 砂 防 編	3 地 す べ り ・ 急 傾 斜 対 策	4 水 路 工	3		明暗渠工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高 さ $h_1, h_2$	-30			
						深 さ $h_3$	-30			
						延 長 $L$	-200			
4 砂 防 編	3 地 す べ り ・ 急 傾 斜 対 策	4 水 路 工	4		暗渠工			5-1-7-3 地下排水工 に準ずる。		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 1章 道路改良 4 法面工

第5編 道路編 1章 道路改良 4 法面工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材 部材長 ℓ (m)	±3…ℓ ≤10 ±4…ℓ >10	図面の寸法表示箇所で測定。						
					遮音壁支柱製作工 (工場塗装工)						1-3-3-15 工場塗装工 に準ず る。			
					吹付工 (コンクリート) (モルタル)						1-3-3-6 吹付工 に準ずる。			
					アンカー工 PC法枠工						削孔深さ L	設計値以上	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工 にも適用する
											配置誤差 d	100		
せん孔方向 θ	±2.5度													
かご工 (じゃかご) (ふとんかご)	2-1-3-14 護岸付属物工 に準ず る。													

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材 部材長 ℓ (m)	±3…ℓ ≤10 ±4…ℓ >10	図面の寸法表示箇所で測定。						
					遮音壁支柱製作工 (工場塗装工)						1-3-3-15 工場塗装工 に準ず る。			
					吹付工 (コンクリート) (モルタル)						1-3-3-6 吹付工 に準ずる。			
					アンカー工 PC法枠工						削孔深さ L	設計値以上	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工 にも適用する
											配置誤差 d	100		
せん孔方向 θ	±2.5度													
かご工 (じゃかご) (ふとんかご)	2-1-3-14 護岸付属物工 に準ず る。													

II-2-91(R)  
(II - 98)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 1章 道路改良 5 擁壁工

第5編 道路編 1章 道路改良 5 擁壁工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	7		場所打擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						裏 込 厚 さ	-50			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						高 さ h	h < 3 m      -50 h $\geq$ 3 m    -100			
	延 長 L	-200	1 施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。							
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	8		プレキャスト擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	7		場所打擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚 さ t	-20			
						裏 込 厚 さ	-50			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						高 さ h	h < 3 m      -50 h $\geq$ 3 m    -100			
	延 長 L	-200	1 施工箇所毎							
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	8		プレキャスト擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						延 長 L	-200			

II-2-92(R)  
(II - 99)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

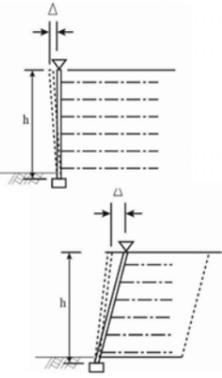
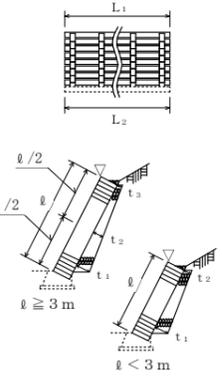
(新)令和4年10月版

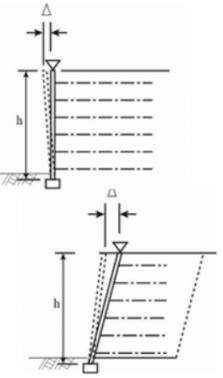
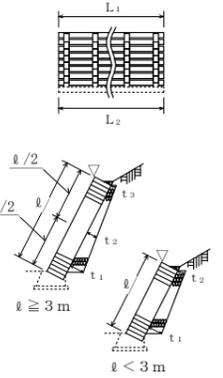
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 1章 道路改良 5 擁壁工

第5編 道路編 1章 道路改良 5 擁壁工

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
5 道路 編	1 道路 改良	5 擁 壁 工	9		補強土壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						鉛直度△	±0.03hかつ±300以内				
控え長さ(補強材の設計長)	設計値以上										
					延長 L	-200	1施工箇所毎				
5 道路 編	1 道路 改良	5 擁 壁 工	10		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub> , t <sub>3</sub>	-50				
延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200	1施工箇所毎									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
5 道路 編	1 道路 改良	5 擁 壁 工	9		補強土壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						鉛直度△	±0.03hかつ±300以内				
控え長さ(補強材の設計長)	設計値以上										
					延長 L	-200	1施工箇所毎				
5 道路 編	1 道路 改良	5 擁 壁 工	10		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub> , t <sub>3</sub>	-50				
延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200	1施工箇所毎									

II-2-93(R)  
(II - 100)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

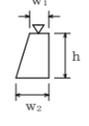
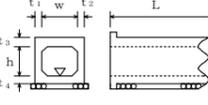
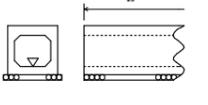
(旧)令和3年10月版

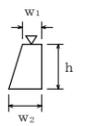
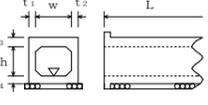
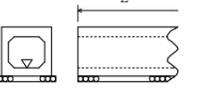
頁 新(旧)

第5編 道路編 1章 道路改良 5 擁壁工/6 カルバート工

第5編 道路編 1章 道路改良 5 擁壁工/6 カルバート工

II-2-94(R)  
(II - 101)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	11		小型擁壁工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						高 さ $h$	-50			
						延 長 $L$	-200			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	6 カ ル バ ー ト 工	8		場所打カルバート工	基 準 高 $\nabla$	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ $t_1 \sim t_4$	-20			
						幅 (内法) $w$	-30			
						高 さ $h$	±30			
						延 長 $L$	$L < 20m$ -50 $L \geq 20m$ -100			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	6 カ ル バ ー ト 工	9		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		
						※幅 $w$	-50			
						※高 さ $h$	-30			
						延 長 $L$	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	1 道 路 改 良	5 擁 壁 工	11		小型擁壁工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						高 さ $h$	-50			
						延 長 $L$	-200			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	6 カ ル バ ー ト 工	8		場所打カルバート工	基 準 高 $\nabla$	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ $t_1 \sim t_4$	-20			
						幅 (内法) $w$	-30			
						高 さ $h$	±30			
						延 長 $L$	$L < 20m$ -50 $L \geq 20m$ -100			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	6 カ ル バ ー ト 工	9		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		
						※幅 $w$	-50			
						※高 さ $h$	-30			
						延 長 $L$	-200			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

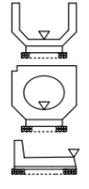
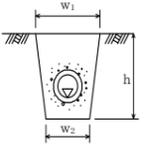
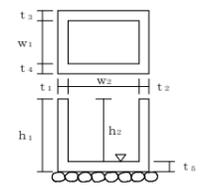
(旧)令和3年10月版

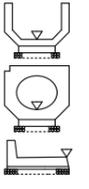
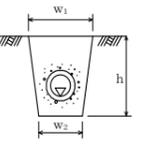
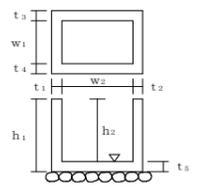
頁 新(旧)

第5編 道路編 1章 道路改良 7 排水工

第5編 道路編 1章 道路改良 7 排水工

II-2-95(R)  
(II - 102)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 fの規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	3		地下排水工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50			
						深 さ h	-30			
						延長 L	-200			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	4		縦断管渠工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L	-200			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	5		柵・マンホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	2		側溝工 (プレキャストU型側溝) (コルゲートフリューム) (自由勾配側溝) (管(函)渠型側溝工) (L型側溝工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 fの規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	3		地下排水工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50			
						深 さ h	-30			
						延長 L	-200			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	4		縦断管渠工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L	-200			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	5		柵・マンホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

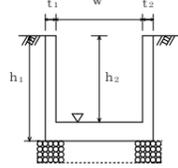
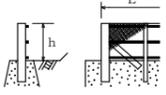
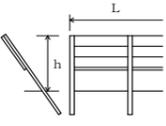
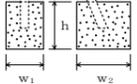
(旧)令和3年10月版

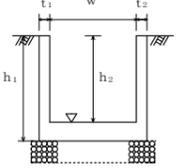
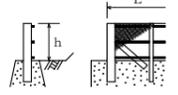
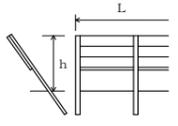
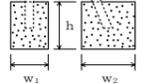
頁 新(旧)

第5編 道路編 1章 道路改良 7 排水工/8 落石雪害防止工

第5編 道路編 1章 道路改良 7 排水工/8 落石雪害防止工

II-2-96(R)  
(II - 103)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	7		現場排水路工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(主たは50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 $w$	-30				
						高 さ $h_1, h_2$	-30				
						延 長 $L$	-200				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	3		落石防護網工	幅 $w$	-200	1施工箇所毎			
						延 長 $L$	-200				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防護柵工	高 さ $h$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(主たは50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 $L$	-200				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	5		防雪柵工	高 さ $h$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(主たは50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 $L$	-200				
						基礎	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎1基毎		
							高 さ $h$	-30			

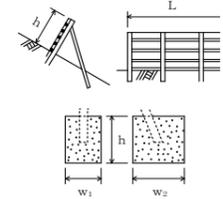
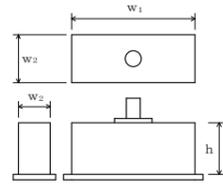
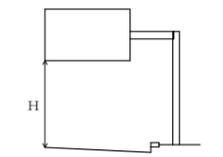
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	7 排 水 工	7		現場排水路工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 $w$	-30				
						高 さ $h_1, h_2$	-30				
						延 長 $L$	-200				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	3		落石防護網工	幅 $w$	-200	1施工箇所毎			
						延 長 $L$	-200				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防護柵工	高 さ $h$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 $L$	-200				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	5		防雪柵工	高 さ $h$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 $L$	-200				
						基礎	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎1基毎		
							高 さ $h$	-30			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

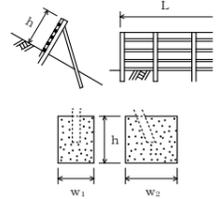
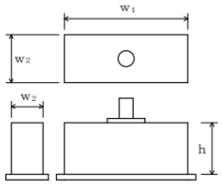
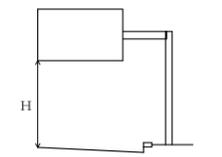
(新)令和4年10月版

第5編 道路編 1章 道路改良 8 落石雪害防止工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 L	-200				1施工箇所毎
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎1基毎
							高 さ h	-30			
						アンカー長	打 込 み ℓ	-10%			全数
							埋 込 み ℓ	-5%			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	10 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎			
						高 さ h	-30				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	10 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基			

(旧)令和3年10月版

第5編 道路編 1章 道路改良 8 落石雪害防止工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	1 道 路 改 良	8 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 L	-200				1施工箇所毎
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎1基毎
							高 さ h	-30			
						アンカー長	打 込 み ℓ	-10%			全数
							埋 込 み ℓ	-5%			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	10 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎1基毎			
						高 さ h	-30				
5 道 路 編	1 道 路 改 良	10 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基			

頁 新(旧)

Ⅱ-2-97(R)  
(Ⅱ - 104)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

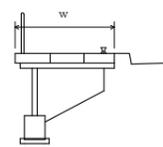
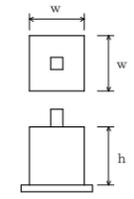
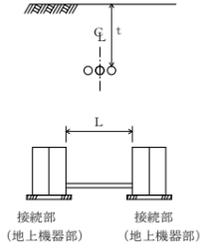
(新)令和4年10月版

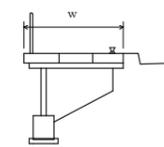
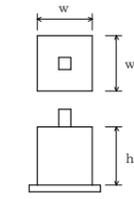
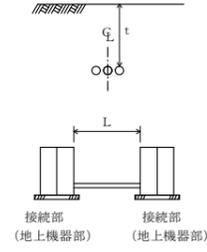
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 1章 道路改良 11 道路附属施設工

第5編 道路編 1章 道路改良 11 道路附属施設工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	1 道 路 改 良	11 道 路 付 属 施 設 工	5	1	組立歩道工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						延 長 L	-200			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	11 道 路 付 属 施 設 工	5	2	組立歩道工 (支柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		
						高 さ h	-30			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	11 道 路 付 属 施 設 工	6	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所		
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	1 道 路 改 良	11 道 路 付 属 施 設 工	5	1	組立歩道工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						延 長 L	-200			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	11 道 路 付 属 施 設 工	5	2	組立歩道工 (支柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		
						高 さ h	-30			
5 道 路 編	1 道 路 改 良	11 道 路 付 属 施 設 工	6	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		
						延 長 L	-200			

II-2-98(R)  
(II - 105)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 1章 道路改良 12 遮音壁工

第5編 道路編 1章 道路改良 12 遮音壁工

II-2-99(R)  
(II - 106)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
5 道路 編	1 道路 改良	11 道路 付 属 施 設 工	6	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合			
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20				
						※幅 $w_1, w_2$	-30				
						※高さ $h_1, h_2$	-30				
5 道路 編	1 道路 改良	11 道路 付 属 施 設 工	7		照明工 (照明柱基礎工)	幅 $w$	-30	1ヶ所/1施工箇所			
						高さ $h$	-30				
5 道路 編	1 道路 改良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁基礎工	幅 $w$	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高さ $h$	-30				
						延長 $L$	-200				
5 道路 編	1 道路 改良	12 遮 音 壁 工	6		遮音壁本体工	間隔 $w_1, w_2$	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所			
						支 柱	ずれ $a$				10
							ねじれ $b-c$				5
							倒れ $d$				$h \times 0.5\%$
						高さ $h$	+30, -20	1施工箇所毎			
						延長 $L$	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
5 道路 編	1 道路 改良	11 道路 付 属 施 設 工	6	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合			
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20				
						※幅 $w_1, w_2$	-30				
						※高さ $h_1, h_2$	-30				
5 道路 編	1 道路 改良	11 道路 付 属 施 設 工	7		照明工 (照明柱基礎工)	幅 $w$	-30	1ヶ所/1施工箇所			
						高さ $h$	-30				
5 道路 編	1 道路 改良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁基礎工	幅 $w$	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高さ $h$	-30				
						延長 $L$	-200				
5 道路 編	1 道路 改良	12 遮 音 壁 工	6		遮音壁本体工	間隔 $w_1, w_2$	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所			
						支 柱	ずれ $a$				10
							ねじれ $b-c$				5
							倒れ $d$				$h \times 0.5\%$
						高さ $h$	+30, -20	1施工箇所毎			
						延長 $L$	-200				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

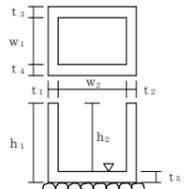
(旧)令和3年10月版

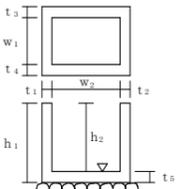
頁 新(旧)

第5編 道路編 2章 舗装 6 排水工

第5編 道路編 2章 舗装 6 排水工

II-2-100(R)  
(II - 107)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5	2	5	5		ブロック舗装工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
5	2	5	6		半たわみ性舗装工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
5	2	5	7		排水性舗装工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
5	2	5	8		グースアスファルト舗装工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
5	2	6	2		樹・マンホール工 (街渠樹工) (マンホール工)	基準高 ▽	±30	1箇所/施工延長40m ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
5	2	6	3		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5	2	5	5		ブロック舗装工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
5	2	5	6		半たわみ性舗装工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
5	2	5	7		排水性舗装工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
5	2	5	8		グースアスファルト舗装工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
5	2	6	2		樹・マンホール工 (街渠樹工) (マンホール工)	基準高 ▽	±30	1箇所/施工延長40m ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
5	2	6	3		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新) 令和4年10月版

(旧) 令和3年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 3章 橋梁下部 4 橋台工

第5編 道路編 3章 橋梁下部 4 橋台工

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
5 道路 編	3 橋梁 下部	4 橋台 工	10		躯体工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる				
						厚 さ t	-20					
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10					
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10					
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50					
						高 さ $h_1$	-50					
						胸壁の高さ $h_2$	-30					
						天 端 長 $l_1$	-50					
						敷 長 $l_2$	-50					
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$					
						支間長及び中心線の変位	$\pm 50$					
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。
							平 面 位 置				$\pm 20$	
						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50 以下	ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	4		アンカーフレーム製作工	上面水平度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。				
						鉛 直 度 $\delta_2$ (mm)	$h/500$					
						高 さ h (mm)	$\pm 5$					
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3	5		仮設材製作工	部 材 長 $l$ (m)	$\pm 3 \dots \dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。				
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	10		躯体工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支便覧」による。				
						厚 さ t	-20					
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10					
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10					
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50					
						高 さ $h_1$	-50					
						胸壁の高さ $h_2$	-30					
						天 端 長 $l_1$	-50					
						敷 長 $l_2$	-50					
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$					
						支間長及び中心線の変位	$\pm 50$					
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。
							平 面 位 置				$\pm 20$	
						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50 以下	ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。

II-2-103(R)  
(II - 109)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新) 令和4年10月版

(旧) 令和3年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 3章 橋梁下部 5 RC橋脚工

第5編 道路編 3章 橋梁下部 5 RC橋脚工

II-2-104(R)  
(II - 110)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	11	1	RC躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支保便覧」による。 <u>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</u> <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						橋脚中心間距離 $\ell$	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高			
平 面 位 置	±20									
ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下	ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	11	1	RC躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支保便覧」による。										
						厚 さ t	-20											
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20											
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50											
						高 さ h	-50											
						天 端 長 $l_1$	-50											
						敷 長 $l_2$	-50											
						橋脚中心間距離 $\ell$	±30											
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50											
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20		支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 各 座 の 中 心 で は な く、ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。					
平 面 位 置	±20																	
ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下	ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。																
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	11	2	RC躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。										
						厚 さ t	-20											
						天 端 幅 $w_1$	-20											
						敷 幅 $w_2$	-20											
						高 さ h	-50											
						長 さ $\ell$	-20											
						橋脚中心間距離 $\ell$	±30											
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50											

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

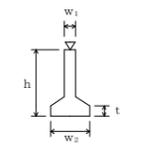
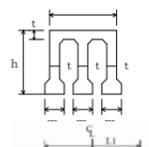
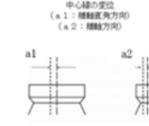
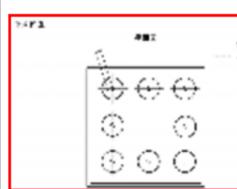
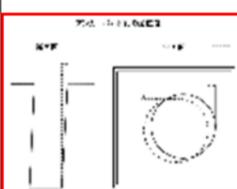
(新)令和4年10月版

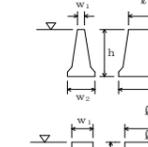
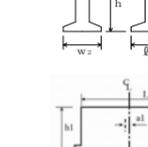
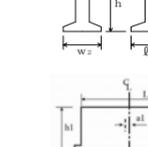
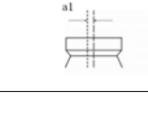
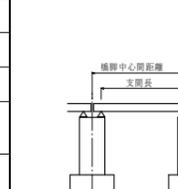
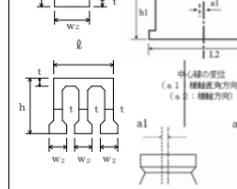
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 3章 橋梁下部 5 RC橋脚工

第5編 道路編 3章 橋梁下部 5 RC橋脚工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	11	2	RC躯体工 (ラーメン式)	基準高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 <u>箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。</u> なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		<p>支保部アンカーボルトの箱抜き規格値</p> <p>計画高 +10~-20</p> <p>平面位置 ±20</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度 1/50以下</p> <p>支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測</p>
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$	-20			
						敷 幅 $w_2$	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ $\ell$	-20			
						橋脚中心間距離 $\ell$	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
						支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	±20			
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			
										
										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	11	1	RC躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支保便覧」による。			
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20				
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						天 端 長 $\ell_1$	-50				
						敷 長 $\ell_2$	-50				
						橋脚中心間距離 $\ell$	±30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50				
						支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	±20				
支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	1/50以下										
											
											

II-2-105(R)  
(II - 110)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新) 令和4年10月版

(旧) 令和3年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 3 工場製作工

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 3 工場製作工

II-2-110(R)  
(II - 115)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	10	1	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) ※シミュレーション仮 組立検査も含む	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。  床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取っ た部材の中央付近を測定。 <b>なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく 試験成績表に替えることができる。</b>	I型鋼桁 トラス弦材		
						腹板高 h (m)	±4…… 1.0 < w ≤ 2.0				
						腹板間隔 b' (m)	±(3+w/2) …… 2.0 < w				
						板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。  h: 腹板高 (mm) b: 腹板またはリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)		
						箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150				
						フランジの直角度 δ (mm)	フランジの直角度 δ (mm)	w/200			
						部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。		
トラス、アーチなど	±2…… ℓ ≤ 10 ±3…… ℓ > 10										
圧縮材の曲がり δ (mm)	圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ: 部材長 (mm) 							
								※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値の h、b、w に代入する数値は mm 単位の数値とする。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	10	1	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) ※シミュレーション仮 組立検査も含む	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。  床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取っ た部材の中央付近を測定。	I型鋼桁 トラス弦材		
						腹板高 h (m)	±4…… 1.0 < w ≤ 2.0				
						腹板間隔 b' (m)	±(3+w/2) …… 2.0 < w				
						板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。  h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)		
						箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150				
						フランジの直角度 δ (mm)	フランジの直角度 δ (mm)	w/200			
						部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。		
トラス、アーチなど	±2…… ℓ ≤ 10 ±3…… ℓ > 10										
圧縮材の曲がり δ (mm)	圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ: 部材長 (mm) 							

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新) 令和4年10月版

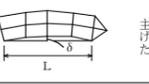
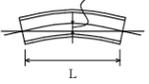
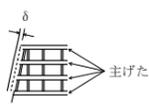
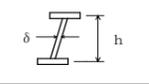
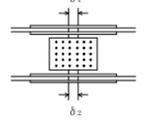
(旧) 令和3年10月版

頁 新(旧)

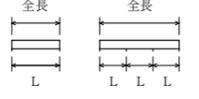
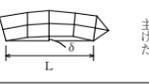
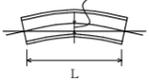
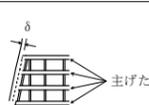
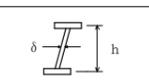
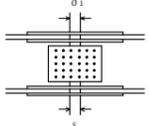
第5編 道路編 4章 鋼橋上部 3 工場製作工

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 3 工場製作工

II-2-111(R)  
(II - 116)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼 桁 等	トラス・アーチ等		
5	4	3	10	1	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	全長、支間長 L (m)	$\pm(10+L/10)$			主桁、主構全数を測定。 	
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\dots B > 2$			各支点及び各支間中央付近を測定。 	
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。 		
						主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \dots$ $L \leq 100$ $25 \dots L > 100$			最も外側の主桁または主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線長 (m) 	主げた
						主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について 10 ～12m間隔で測定。 L: 主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L: 主構の支間長 (m)		
						主桁、主構の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$			どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。 	主げた
						主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)		
						現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	$\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta_1, \delta_2$ のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm以下の場合、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)。 			

※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。  
ただし、「主桁、主構の鉛直度  $\delta$ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼 桁 等	トラス・アーチ等		
5	4	3	10	1	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	全長、支間長 L (m)	$\pm(10+L/10)$			主桁、主構全数を測定。 	
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\dots B > 2$			各支点及び各支間中央付近を測定。 	
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。 		
						主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \dots$ $L \leq 100$ $25 \dots L > 100$			最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線長 (m) 	主げた
						主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について 10 ～12m間隔で測定。 L: 主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L: 主構の支間長 (m)		
						主桁、主構の橋端における出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$			どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。 	主げた
						主桁、主構の鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)		
						現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	$\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta_1, \delta_2$ のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm以下の場合、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)。 			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

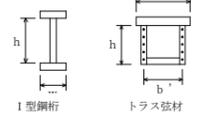
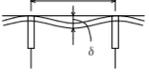
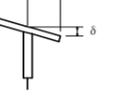
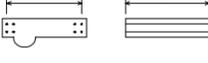
(新) 令和4年10月版

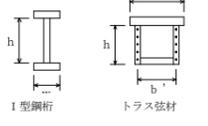
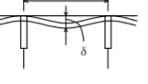
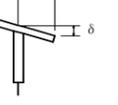
(旧) 令和3年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 3 工場製作工

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 3 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	10	2	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2) 2.0 < w				
						腹板高 h (m)					
						腹板間隔 b' (m)					
						板の平面度 δ (mm)	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm)			
						箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150	b : 腹板 または リブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)			
						材 精 度					
フランジの直角度 δ (mm)	w/200										
部 材 長 ℓ (m)											
鋼桁	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。									
トラス、アーチなど	±2… ℓ ≤ 10 ±3… ℓ > 10										
伸縮継手	-5~+10… ℓ ≤ 10 -5~+(5+w/2) … ℓ > 10										
圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。								
<p>※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値の h、b、w に代入する数値は m 単位の数値とする。</p>											

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	10	2	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2) 2.0 < w				
						腹板高 h (m)					
						腹板間隔 b' (m)					
						板の平面度 δ (mm)	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm)			
						箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150	b : 腹板 または リブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)			
						材 精 度					
フランジの直角度 δ (mm)	w/200										
部 材 長 ℓ (m)											
鋼桁	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。									
トラス、アーチなど	±2… ℓ ≤ 10 ±3… ℓ > 10										
伸縮継手	-5~+10… ℓ ≤ 10 -5~+(5+w/2) … ℓ > 10										
圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。								

II-2-112(R)  
(II - 117)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

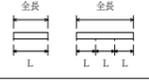
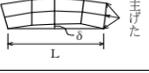
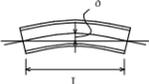
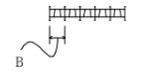
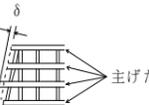
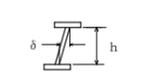
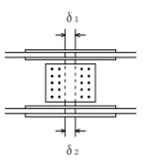
(新)令和4年10月版

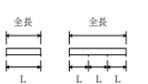
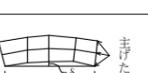
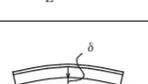
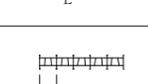
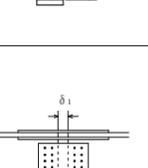
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 3 工場製作工

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 3 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	10	2	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	全長、支間長 L (m)	±(20+L/5)	各桁毎に全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						主桁、主構の中心 間距離 B (m)	±4……B≤2 ±(3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						主桁の橋端における 出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
						現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm以下の場合、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)。		
<p style="font-size: small; color: red;">※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	10	2	横断歩道橋製作工 (仮組立による検査を省略する場合)	全長、支間長 L (m)	±(20+L/5)	各桁毎に全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						主桁、主構の中心 間距離 B (m)	±4……B≤2 ±(3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						主桁の橋端における 出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
						現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの。 なお、設計値が5mm以下の場合、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)。		

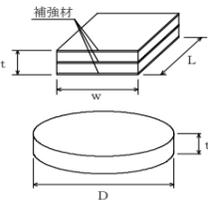
II-2-113(R)  
(II - 118)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

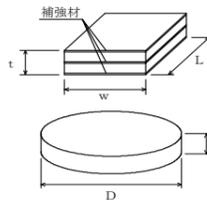
(新) 令和4年10月版

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 3 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	11	2	鑄造工 (大型ゴム支承工)	幅 w 長 さ L 直 径 D	$w, L, D \leq 500$	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の 最大相対誤差			
							$500 < w, L, D \leq 1500 \text{ mm}$	0 ~ +1%				詳細は道路橋支保便覧参照
							$1500 < w, L, D$	0 ~ +15				
						厚 さ t	$t \leq 20 \text{ mm}$	±0.5				
							$20 < t \leq 160$	±2.5%				
							$160 < t$	±4				
						相 対 誤 差	$w, L, D \leq 1000 \text{ mm}$	1				
							$1000 \text{ mm} < w, L, D$	$(w, L, D) / 1000$				

(旧) 令和3年10月版

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 3 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	11	2	鑄造工 (大型ゴム支承工)	幅 w 長 さ L 直 径 D	$w, L, D \leq 500$	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の 最大相対誤差		
							$500 < w, L, D \leq 1500 \text{ mm}$	0 ~ +1%			
							$1500 < w, L, D$	0 ~ +15			
						厚 さ t	$t \leq 20 \text{ mm}$	±0.5			
							$20 < t \leq 160$	±2.5%			
							$160 < t$	±4			
						相 対 誤 差	$w, L, D \leq 1000 \text{ mm}$	1			
							$1000 \text{ mm} < w, L, D$	$(w, L, D) / 1000$			

頁 新(旧)

II-2-116(R)  
(II - 121)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新) 令和4年10月版

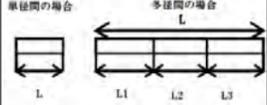
(旧) 令和3年10月版

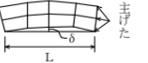
頁 新(旧)

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 4 鋼橋架設工 / 5 橋梁現場塗装工

第5編 道路編 4章 鋼橋上部 4 鋼橋架設工 / 5 橋梁現場塗装工

II-2-118(L)(R)  
(II - 123)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	4 鋼 橋 架 設 工	4 5 6 7 8 9		クレーン架設工 ケーブルクレーン架設工 ケーブルエレクション架設工 架設桁架設工 送出し架設工 トアベークレーン架設工	全長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	±(20+L/5) ±(20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数を測定。		
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L : 主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L : 主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m) ※主げたの橋端における出入差 δ (mm) ※主げた、主構の鉛直度 δ (mm) ※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	1-3-3-14-2 桁製作工の規格値による。	※は、仮組立による検査を省略した工事に適用する。		
						※規格値の L、B に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。				
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	4	10		現場継手工	現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	— ±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの。 なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。	(例: 設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm~8mm)	
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 橋 梁 現 場 塗 装 工	3		現場塗装工	塗 膜 厚 a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の 90% 以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70% 以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20% を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは 500 m <sup>2</sup> とする。 1 ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が 200m <sup>2</sup> に満たない場合は 10m <sup>2</sup> ごとに 1 点とする。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	4 鋼 橋 架 設 工	4 5 6 7 8 9		クレーン架設工 ケーブルクレーン架設工 ケーブルエレクション架設工 架設桁架設工 送出し架設工 トアベークレーン架設工	全長 L (m) 支間長 L <sub>n</sub> (m)	±(20+L/5) ±(20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数を測定。		
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L : 主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L : 主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m) ※主げたの橋端における出入差 δ (mm) ※主げた、主構の鉛直度 δ (mm) ※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	1-3-3-14-2 桁製作工の規格値による。	※は、仮組立による検査を省略した工事に適用する。		
						※規格値の L、B に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。				
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	4	10		現場継手工	現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	5 ±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 ※は耐候性鋼材 (裸使用) の場合		
5 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 橋 梁 現 場 塗 装 工	3		現場塗装工	塗 膜 厚 a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の 90% 以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70% 以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20% を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは 500 m <sup>2</sup> とする。 1 ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は 5 回行い、その平均値をその点の測定値とする。			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

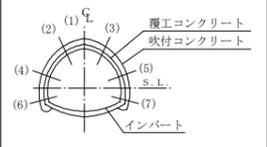
(旧)令和3年10月版

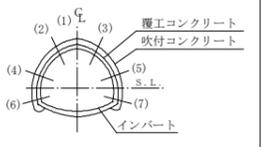
頁 新(旧)

第5編 道路編 6章 トンネル(NATM) 4 支保工

第5編 道路編 6章 トンネル(NATM) 4 支保工

II-2-131(R)  
(II - 136)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	4 支 保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級AまたはBに該当する地盤とする。		
角 度	—									
削 孔 深 さ	—									
孔 径	—									
突 出 量	プレート下面から10cm以内									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	4 支 保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		
角 度	—									
削 孔 深 さ	—									
孔 径	—									
突 出 量	プレート下面から10cm以内									

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

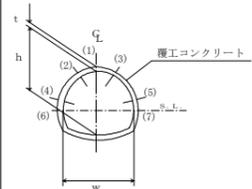
(旧)令和3年10月版

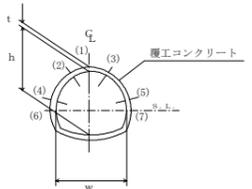
頁 新(旧)

第5編 道路編 6章 トンネル(NATM) 5 覆工

第5編 道路編 6章 トンネル(NATM) 5 覆工

II-2-132(R)  
(II - 137)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	3 4		覆工コンクリート工 側壁コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩 <del>また</del> は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
5 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	3 4		覆工コンクリート工 側壁コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
5 道 路 編	6 ト ン ネ ル ( N A T M )	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-30			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

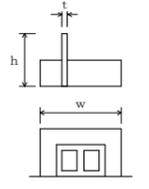
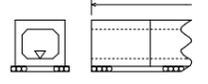
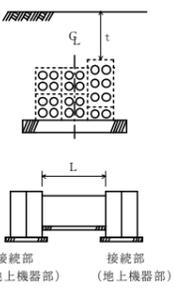
(旧)令和3年10月版

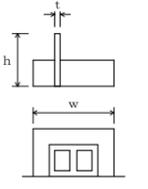
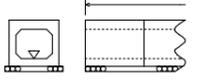
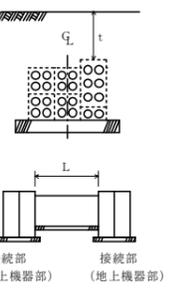
頁 新(旧)

第5編 道路編 10章 共同溝 6 プレキャスト構築工

第5編 道路編 10章 共同溝 6 プレキャスト構築工

II-2-136(R)  
(II - 141)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	10 共 同 溝	5 現 場 打 ち 構 築 工	6	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w	±50				
						厚 さ t	-20				
5 道 路 編	10 共 同 溝	6 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。			
						延 長 L	-200				延長：1施工箇所毎
5 道 路 編	11 電 線 共 同 溝	3 電 線 共 同 溝 工	2		管路工(管路部)	埋 設 深 t	0～+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】			
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 道 路 編	10 共 同 溝	5 現 場 打 ち 構 築 工	6	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w	±50				
						厚 さ t	-20				
5 道 路 編	10 共 同 溝	6 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。			
						延 長 L	-200				延長：1施工箇所毎
5 道 路 編	11 電 線 共 同 溝	3 電 線 共 同 溝 工	2		管路工(管路部)	埋 設 深 t	0～+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】			
						延 長 L	-200				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新) 令和4年10月版

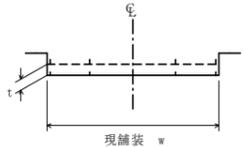
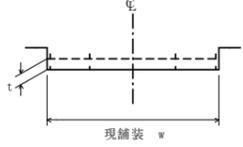
(旧) 令和3年10月版

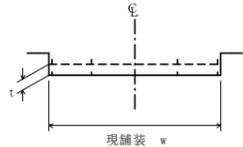
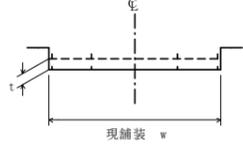
頁 新(旧)

第5編 道路編 13章 道路修繕 4 舗装修繕工

第5編 道路編 13章 道路修繕 4 舗装修繕工

II-2-139(L)(R)  
(II-144)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )			
5	13	4	3	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	<p>厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p> <p>測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
						幅 w	-25	-			
5	13	4	3	2	路面切削工 (面管理の場合) 厚さtまたは標高較差 (切削)のみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	<p>1. 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p>		
						幅 w	-25	-			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )			
5	13	4	3	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。</p> <p>厚さは40m毎に現舗装高さと切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p> <p>測定方法は自動横断測定法によることが出来る。</p>		
						幅 w	-25	-			
5	13	4	3	2	路面切削工	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	<p>1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4. 幅は、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。</p>		
						幅 w	-25	-			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新)令和4年10月版

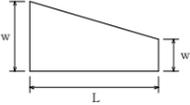
(旧)令和3年10月版

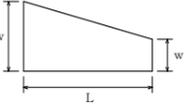
頁 新(旧)

第5編 道路編 13章 道路修繕 4 舗装修繕工

第5編 道路編 13章 道路修繕 4 舗装修繕工

II-2-140(R)  
(II - 145)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )				
5 道 路 編	13 道 路 修 繕	4 舗 装 修 繕 工	4		舗装打換え工	路 盤 工	厚さ t	該 当 工 種	各層毎1ヶ所/1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
							幅 w	-50				
							延長 L	-100				
							舗 設 工	厚さ t				該 当 工 種
								幅 w				-25
								延長 L				-100

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> )				
5 道 路 編	13 道 路 修 繕	4 舗 装 修 繕 工	4		舗装打換え工	路 盤 工	厚さ t	該 当 工 種	各層毎1ヶ所/1施工箇所			
							幅 w	-50				
							延長 L	-100				
							舗 設 工	厚さ t				該 当 工 種
								幅 w				-25
								延長 L				-100

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

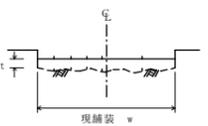
(新)令和4年10月版

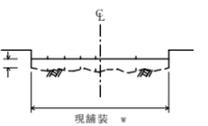
(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 13章 道路修繕 4 舗装修繕工

第5編 道路編 13章 道路修繕 4 舗装修繕工

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
5	13	4	5	1	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3mプロフィールメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
5	13	4	5	1	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工)	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、幅は80m(測点間隔25mの場合は100m)につき1ヶ所。 厚さは40m毎に現舗装高さ又は切削後の高さとしてオーバーレイ後の基準高との差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 施工延長40m未満(測点間隔25mの場合は50m未満)の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3mプロフィールメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下			

II-2-141(R)  
(II - 146)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

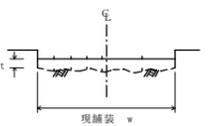
(旧)令和3年10月版

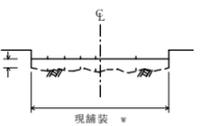
頁 新(旧)

第5編 道路編 13章 道路修繕 4 舗装修繕工

第5編 道路編 13章 道路修繕 4 舗装修繕工

II-2-142(R)  
(II - 147)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 箇 所	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
5	13	4	5	2	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工) (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)		1. 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
					平坦性	-	3mプロフィールメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 箇 所	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
5	13	4	5	2	オーバーレイ工 (切削オーバーレイ工) (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)		1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 厚さは40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、幅は80m(測点間隔25mの場合は100m)につき1ヶ所。 3. 計測は切削面の全面とし、全ての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 厚さは40m毎に切削後の高さとして算出する。 4. 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 施工延長40m未満(測点間隔25mの場合は50m未満)の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 6. 断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることが出来る。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
					平坦性	-	3mプロフィールメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準（共通・河川・海岸・砂防・道路）

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

第5編 道路編 13章 道路修繕 4 舗装修繕工

第5編 道路編 13章 道路修繕 4 舗装修繕工

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
5	13	4	5	3	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性		3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
5	13	4	5	3	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性		3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下			

II-2-143(R)  
(II - 148)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

## 2 出来形管理基準 (共通・河川・海岸・砂防・道路)

(新)令和4年10月版

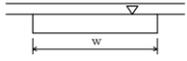
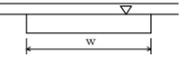
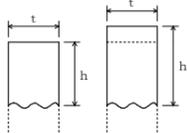
(旧)令和3年10月版

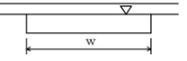
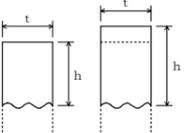
頁 新(旧)

第5編 道路編 13章 道路修繕 4 舗装修繕工 / 5 道路構造物修繕工

第5編 道路編 13章 道路修繕 4 舗装修繕工 / 5 道路構造物修繕工

II-2-145(R)  
(II - 150)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	13 道 路 修 繕	4 舗 装 修 繕 工	8		歩道舗装修繕工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
						基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、40m(または50m)以下は1施工箇所につき2ヶ所。 なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		
						幅 w	$\pm 30$			
延 長 L	-200									
5 道 路 編	13 道 路 修 繕	4 舗 装 修 繕 工	9		プレキャストRC舗装版工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、40m(又は50m)以下は1施工箇所につき2ヶ所。 なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		
						幅 w	$\pm 30$			
						延 長 L	-200			
5 道 路 編	13 道 路 修 繕	5 道 路 構 造 物 修 繕 工	2		排水構造物修繕工	厚 さ t	-20	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 取壊し寸法または嵩上げ寸法が変化すれば、変化点毎に測定。  なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						嵩上 高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 道 路 編	13 道 路 修 繕	4 舗 装 修 繕 工	8		歩道舗装修繕工			1-3-6-5 アスファルト舗装工に準ずる。		
						基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、40m(又は50m)以下は1施工箇所につき2ヶ所。 なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。		
						幅 w	$\pm 30$			
延 長 L	-200									
5 道 路 編	13 道 路 修 繕	5 道 路 構 造 物 修 繕 工	2		排水構造物修繕工	厚 さ t	-20	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 取壊し寸法又は嵩上げ寸法が変化すれば、変化点毎に測定。		
						嵩上 高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版							(旧) 令和3年10月版							頁					
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)								新(旧)							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認		
1 セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	1 セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	変更無し	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○				変更無し							
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/l以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変った場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。				○	○	変更無し					
				回収水の場合	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変った場合。 <b>スラッジ水の濃度は1回/日</b>	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。				○	○	II-3-5 (II-157)					
			計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	○	変更無し									
1 セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の 偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の 偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンステンション(スランプ) の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	1 セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の 偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の 偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンステンション(スランプ) の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○	変更無し	
				連続ミキサの場合	土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	○					○	変更無し					
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○				○	変更無し						
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○				○	変更無し						
1 セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制		原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013.503-2018)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	1 セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	塩化物総量規制		原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013.503-2018)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	II-3-6 (II-158)	
				「コンクリートの耐久性向上」															
1 セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	付表9「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」	付表9 7(2)による。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> 以上施工する場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	赤方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	○	1 セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	付表9「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」	付表9 7(2)による。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> 以上施工する場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	赤方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	○	変更無し	
				スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm スランプ2.5cm:許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき、ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ※小規模工種の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)					○	○	変更無し				
1 セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回。 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(φ7-3個、φ28-3個)とする。 ・専らセメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・コンクリートの強度は、一般には材齢28日における標準養生供試体の試験値で表すものとする。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	1 セメントコンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回。 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(φ7-3個、φ28-3個)とする。 ・専らセメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・コンクリートの強度は、一般には材齢28日における標準養生供試体の試験値で表すものとする。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	○	変更無し

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版
--------------	--------------

<b>Ⅱ 土木工事施工管理基準</b>	<b>3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)</b>
---------------------	---------------------------------

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	頁
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数、総延長、最大ひび割れ幅等	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工程についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することとする。		1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリートを除く)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数、総延長、最大ひび割れ幅等	高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工程についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。		Ⅱ-3-9(Ⅱ-160)
			テストハンマーによる強度推定調査	土木学会基準 JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間(但し、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所)で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施。 試験28日～91日の間に試験を行う。		Ⅱ-3-9(Ⅱ-160)										
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。 コア採取位置、供試体の抜き取り寸法の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。		変更無し										
			配筋状況及びひび割れ	「非破壊検査によるコンクリート構造物中の配筋状況及びひび割れ測定要領」による	同左	同左	同左	同左		Ⅱ-3-9(Ⅱ-)								
			強度測定	「破壊検・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左										Ⅱ-3-9(Ⅱ-)	
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	JIS A 1145 JIS A 1146 JIS A 5308	Ⅲ 付表 5-3 アルカリ骨材反応抑制対策による。	1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合	製造工場が発行する「骨材試験成績書」に記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○	4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応対策	JIS A 1145 JIS A 1146 JIS A 5308	Ⅲ 付表 5-3 アルカリ骨材反応抑制対策による。	1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合	製造工場が発行する「骨材試験成績書」に記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○	Ⅱ-3-10(Ⅱ-161)
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	1回/月以上(塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)	製造工場が発行する配合計画書に記載されている「コンクリートの塩化物総量規制0.30kg/m <sup>3</sup> 以下」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○				変更無し						
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○				変更無し						
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。 JIS A 5363「プレキャストコンクリート製品-性能試験要領」及びJIS A 5371~5373の推奨仕様(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)に該当しない製品は、圧縮強度試験結果を提出する	○				変更無し						
			コンクリートの空気量測定(凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%(許容差)	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○				変更無し						

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版						(旧) 令和3年10月版						頁						
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)										新(旧)				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○	4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○	変更無し
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H) 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○				II-3-11(II-162)						
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○				変更無し						
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定率積率は5.0%以上の場合は5.0%以下) スラグ骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 0.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、1回/週以上)	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○				II-3-11(II-162)						
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○				変更無し						
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	1回/月以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○				変更無し						
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石:製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○				変更無し						
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	1回/月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○	4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	1回/月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○	変更無し
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)			○				変更無し						
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201(フライアッシュ) JIS A 6202(膨張材) JIS A 6204(化学混和剤) JIS A 6206(高炉スラグ微粉末) JIS A 6207(シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6202(膨張材)は1回/月以上、JIS A 6204(化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	製造工場が発行する試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○				II-3-12(II-163)						
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書3	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○				変更無し						
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。製品の用途、構造等を勘案し、確認が必要な場合は、鋼材の試験成績書による確認。	○	4 プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。製品の用途、構造等を勘案し、確認が必要な場合は、鋼材の試験成績書による確認。	○	変更無し
			施工	必須	製品の外觀検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数					施工	必須	製品の外觀検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版				(旧) 令和3年10月版				頁
--------------	--	--	--	--------------	--	--	--	---

II 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)				新(旧)
---------------	--	--	--	--------------------------	--	--	--	------

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定められた方法を満足していること		中掘り杭工法(セメントミルク噴出掘削方式)、ブルーローリング工法、鋼管シールセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、照対抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。											II-3-16(II-)	
8 場所掘削	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。												II-3-16(II-)
9 既設杭工(中掘り杭工コンクリート打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。												II-3-16(II-)
10 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤:修正CBR20%以上 アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生フラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が20cmより小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	7 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤:修正CBR20%以上	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	II-3-17(II-167)	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	変更無し	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	変更無し	
10 下層路盤	材料	その他	骨材の洗い試験	付表4-4による	設計図書による。				7 下層路盤	材料	その他	骨材の洗い試験	付表4-4による	設計図書による。					変更無し
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	設計図書による。							硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	設計図書による。					変更無し
			凍上試験	JGS0172-2003 凍上試験方法 道路土工排水工指針 JHS112	設計図書による。	1,000m3及びその端数毎に1回の割合で行う。	コンクリート再生骨材に適用する。					凍上試験	JGS0172-2003 凍上試験方法 道路土工排水工指針 JHS112	設計図書による。	1,000m3及びその端数毎に1回の割合で行う。	コンクリート再生骨材に適用する。			変更無し
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法(JIS A 1214)	車道部 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道部 最大乾燥密度の85%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m2以下のものは1区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000m2を超えるものは、X3のロットを組み合わせる。若しくはX10とX3のロットを合わせた区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における区画の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内4区を加えてX10の規格値を採用することはできない。)				施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法(JIS A 1214)	車道部 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道部 最大乾燥密度の85%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m2以下のものは1区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000m2を超えるものは、X3のロットを組み合わせる。若しくはX10とX3のロットを合わせた区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における区画の分割は、工事監督員との協議により決定する。			II-3-19(II-169)
			ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。					ブルーローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。			変更無し
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215	1,000m2につき2回の割合で行う。		セメントコンクリートの路盤に適用する。				その他	平板載荷試験	JIS A 1215	1,000m2につき2回の割合で行う。		セメントコンクリートの路盤に適用する。			変更無し
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事:異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。					骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事:異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。			変更無し
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		・中規模以上の工事:異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。					土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		・中規模以上の工事:異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。			変更無し
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事:異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。					含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事:異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。			変更無し

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版						(旧) 令和3年10月版						頁						
Ⅱ 土木工事施工管理基準			3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)						新(旧)									
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
12 アスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・センプローンアスファルト:表3.3.4	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	9 アスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	II-3-25 (II-175)
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	変更無し									
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	変更無し									
12 アスファルト舗装	材料	その他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-224	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	9 アスファルト舗装	材料	その他	60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-224	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	変更無し
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	変更無し									
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい:±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められたとき。 <b>印字記録の場合:全数</b> または <b>抽出ふるい分け試験:1~2回/日</b>	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	II-3-28 (II-178)									

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版				(旧) 令和3年10月版				頁
--------------	--	--	--	--------------	--	--	--	---

II 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)				新(旧)
---------------	--	--	--	--------------------------	--	--	--	------

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
12 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数 または 抽出ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	9 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 又は 印字記録の場合: 全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○	II-3-29 (II-179)
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 ・中規模以上の工事: 定期的又は随時。 ・小規模以下の工事: 異常が認められたとき。 印字記録の場合: 全数 または 抽出ふるい分け試験 1~2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上のもの	○				II-3-29 (II-179)						
			温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時		○				変更無し						
			計量自記記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自記記録のデータによる。	表-1、表-2による。	表-1、表-2による。						II-3-29 (II-179)						
	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○	変更無し										
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○	変更無し										
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	変更無し										
12 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	車道部 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道部 基準密度の90%以上。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m <sup>2</sup> 以下のものは1区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000m <sup>2</sup> を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度(車道部)は、10区(ロット)の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10区(ロット)の測定値が得がたい場合は3区(ロット)の測定値の平均値X3が規格値を満足してはならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3区(ロット)のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4区を加えてX10の規格値を採用することはできない。) ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	○	9 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	車道部 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道部 基準密度の90%以上。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m <sup>2</sup> 以下のものは1区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000m <sup>2</sup> を超えるものは、X3のロットを組み合わせる、若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足してはならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4区を加えてX10の規格値を採用することはできない。) ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	○	II-3-30 (II-180)
			温度測定(初転圧前)	JIS Z 8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。					変更無し						
			外観検査(混合物)	目視		随時						変更無し						
	その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による。	舗設車線毎200m毎に1回。			変更無し										
		すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による。	舗設車線毎200m毎に1回。			変更無し										

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁
--------------	--------------	---

<b>Ⅱ 土木工事施工管理基準</b>	<b>3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)</b>	新(旧)
---------------------	---------------------------------	------

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
13 転圧コンクリート	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/リットル以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/リットル以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。 <b>スラッジ水の温度は1回/日</b>	○	
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10 バッチについて各計 量器別、材料別に行 う。	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和剤:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の 偏差率:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量 の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:10%以 下 コンシステンシー(スランプ) の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
			連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以 下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工場で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○	
14 グラスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率:3.0%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 転圧コンクリート	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/リットル以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/リットル以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10 バッチについて各計 量器別、材料別に行 う。	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和剤:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の 偏差率:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量 の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:10%以 下 コンシステンシー(スランプ) の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○
			連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以 下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工場で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○	
11 グラスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率:3.0%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	・中規模以上の工事:施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁
--------------	--------------	---

II 土木工事施工管理基準	3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)	新(旧)
---------------	--------------------------	------

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績等による確認		
15 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。				
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227、[4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: JIS A 1214(砂置換法)	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 ≤ 100mmの場合に適用する。			
				最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256(突砂法)	【締固めによる管理】 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。		II-3-38 (II-193)	
			または、 【Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)】による	【締固めによる管理】 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。		II-3-38 (II-193)		
			または、 【TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)】による	【締固めによる管理】 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。		II-3-38 (II-193)		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。				
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1ヶ所の割合で行う。	セメントコンクリートの路床に適用する。			
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。				
	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。						
	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。						

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績等による確認	
12 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		変更無し	
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227、[4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		変更無し	
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53mm: JIS A 1214(砂置換法)	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径 ≤ 100mmの場合に適用する。		II-3-38 (II-193)
				最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256(突砂法)	【締固めによる管理】 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。		II-3-38 (II-193)
			または、 【Ri計器を用いた盛土の締固め管理による】	【締固めによる管理】 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。		II-3-38 (II-193)	
			または、 【TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理による】	【締固めによる管理】 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。		II-3-38 (II-193)	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			変更無し
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1ヶ所の割合で行う。	セメントコンクリートの路床に適用する。		変更無し
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			変更無し
	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			変更無し		
	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			変更無し		

16 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	変更無し
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: JIS A 1214(砂置換法)	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。
	最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256(突砂法)	【締固めによる管理】 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。				盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。	
	または、 【Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)】による	【締固めによる管理】 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。		盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。		II-3-39 (II-194)	
	または、 【TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)】による	【締固めによる管理】 1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。 【空気間隙率による管理】 施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。 又は、設計図書による。		盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。		II-3-39 (II-194)	
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅全区間で実施する。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		変更無し	
	その他	平板載荷試験		JIS A 1215	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		変更無し	
	現場CBR試験	JIS A 1222		設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		変更無し	
	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		変更無し		
	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンケルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		変更無し		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版							(旧) 令和3年10月版							頁				
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)											新(旧)			
工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
19 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			16 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		変更無し	
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。			変更無し										
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。		○	変更無し										
	その他	必須	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。					施工	必須	現場密度の測定	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。			変更無し	
			現場密度の測定 <b>※右記試験方法(3種類)のいずれかを要する。</b>	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。					II-3-41 (II-196)						
	施工	必須	現場密度の測定 <b>※右記試験方法(3種類)のいずれかを要する。</b>	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。			施工	必須	現場密度の測定	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。		II-3-41 (II-196)
			また、 <b>「Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」</b> による。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) ・最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。					II-3-41 (II-196)						
			また、 <b>「TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)」</b> による。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) ・最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。					II-3-41 (II-196)						
	施工	必須	現場密度の測定 <b>※右記試験方法(3種類)のいずれかを要する。</b>	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。			施工	必須	現場密度の測定	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。		II-3-41 (II-196)
			また、 <b>「TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)」</b> による。	補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) ・最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。					II-3-41 (II-196)						
また、 <b>「TS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)」</b> による。			補強土壁工各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) ・最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。			II-3-41 (II-196)									
21 収付工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	18 収付工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	変更無し
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○				変更無し						
			練混ぜ水の水質試験	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変った場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。		○	変更無し										
			回収水の場合: JIS A 5308附属書C	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変った場合。 <b>スラッジ水の温度は1回/日</b>	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。		○	II-3-44 (II-198)										
製造(グラウト)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。			製造(グラウト)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。		変更無し	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による(但し、偏差0.3%以下)	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。					変更無し							
	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10パッチについて各計量器別、材料別に行う。	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上		レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。			○	変更無し							
		ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: :0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: :5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: :1.0%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: :15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工程1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができ、 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、掘削工(高さ10m以上)、面工、掘削、埋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		○		変更無し								

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

(新) 令和4年10月版

(旧) 令和3年10月版

頁

II 土木工事施工管理基準

3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

新(旧)

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験時期・頻度, 概要, 試験成績表等による確認. Includes rows for 現場吹付法特工, 製造(フランチ), and 河川土工.

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 概要, 試験成績表等による確認. Includes rows for 現場吹付法特工, 製造(フランチ), and 河川土工.

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版 (旧) 令和3年10月版 頁

## Ⅱ 土木工事施工管理基準 3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	新(旧)		
21 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			変更無し		
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: JIS A 1214(砂置換法)	最大乾燥密度の95%以上、又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合、又は設計図書による。	・最大粒径 ≤ 100mmの場合に適用する。 ・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	II-3-52(II-204)	
						最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256(突砂法)	最大乾燥密度の90%以上、又は、設計図書による。	1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。	II-3-52(II-204)	
	その他	必須	球体落下試験	付表4	D=6.3cm以下	築堤は、1,000m <sup>3</sup> につき1箇所の割合、又は、設計図書による。	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する			変更無し	
				付表4	密度管理として用いる場合は、目標となる締固め度に対応する衝撃加速度。上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は、基準となる衝撃加速度以上とする	築堤は、1,000m <sup>3</sup> につき1箇所の割合、又は、設計図書による。	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることができる。		変更無し		
				付表4	設計図書による。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> につき1箇所の割合、又は、設計図書による。	・改良材等により改良した材料。		変更無し		
				付表4	設計図書による。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> につき1箇所の割合、又は、設計図書による。	・改良材等により改良した材料。		変更無し		
	22 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき(材料が岩砕の場合は除く)。ただし、法面、路肩部の土量は除く。			変更無し	
				CBR試験(路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。(材料が岩砕の場合は除く)			変更無し	
				その他	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
土粒子の密度試験						JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			変更無し
土の含水比試験						JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			変更無し
土の液性限界・塑性限界試験						JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			変更無し
土の一軸圧縮試験						JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			変更無し
土の三軸圧縮試験						地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			変更無し
土の圧密試験						JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			変更無し
土のせん断試験						地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			変更無し
土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。			変更無し					
施工	必須	現場密度の測定 又は飽和度の測定(粘質土) ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: JIS A 1214(砂置換法)	最大乾燥密度の95%以上、又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、5,000m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。		II-3-53(II-205)			
			最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256(突砂法)	最大乾燥密度の90%以上、又は、設計図書による。	1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。					

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁
--------------	--------------	---

<b>Ⅱ 土木工事施工管理基準</b>	<b>3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)</b>	新(旧)
---------------------	---------------------------------	------

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	頁																																																																								
22 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定(粘質土) ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、 「R計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	<p>■【砂質土】■</p> <p>【路体】: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。</li> </ul> <p>【路床】: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)</li> <li>・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。</li> </ul> <p>■【粘性土】■</p> <p>【路体】及び【路床】: 自然含水比又はトラフイカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。</p> <p>ただし、締固め管理可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。</p> <p>又は、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> <li>・R計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 RIIによる土の密度試験」等による。</li> </ul>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>面積 (㎡)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定 点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5	10	15		22 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定(粘質土)	または、 R計器を用いた盛土の締固め管理による。	<p>■【砂質土】■</p> <p>【路体】: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)。</li> </ul> <p>【路床】: 次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)</li> <li>・最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。</li> </ul> <p>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きい機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</p> <p>■【粘性土】■</p> <p>【路体】及び【路床】: 自然含水比又はトラフイカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。</p> <p>ただし、締固め管理可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。</p> <p>又は、設計図書による。</p>	<p>盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> <li>・R計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 RIIによる土の密度試験」等による。</li> </ul>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>面積 (㎡)</td> <td>500未満</td> <td>500以上 1000未満</td> <td>1000以上 2000未満</td> </tr> <tr> <td>測定 点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5	10	15		Ⅱ-3-54(Ⅱ-206)																																																								
								面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満																																																																															
								測定 点数	5	10	15																																																																															
								面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満																																																																															
								測定 点数	5	10	15																																																																															
								ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。																ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					変更無し																																																					
																																					その他	平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。						その他	平板載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。					変更無し																																		
																																																								現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。							現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。					変更無し																
																																																																										含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	【路体】1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 【路床】500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。						含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	【路体】1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 【路床】500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。				変更無し
																																																																																										コーン指数の測定
たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284(ハンカマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。														たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284(ハンカマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。				変更無し																																																																		

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁
--------------	--------------	---

II 土木工事施工管理基準	3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)	新(旧)
---------------	--------------------------	------

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認						
28. コンクリートダム	材料	JISマーク表示されたレチナハイパーコンクリートを使用する場合は別	必須※(いずれか1方法)	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」	3.0kg/m3以下	工事開始前、各配合毎。		○									II-3-57(II-)					
				混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○														
				骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上及び産地が変わった場合。	指針できる試験機関において、請負人が立ち会って確認する。															
				骨材のアルカリシリカ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中1回/6月以上及び産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルバー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、請負人が立ち会って確認する。															
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	飽和密度:2.5以上 飽和密度:2.5以上 吸水率:[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)				○											
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。					○											
				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上					○											
				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上					○											
				28. コンクリートダム	材料	JISマーク表示されたレチナハイパーコンクリートを使用する場合は別	その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142(有機不純物を含む骨材のモルタルの圧縮強度による試験)による。	○										II-3-58(II-)
								有機不純物を含む骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	原料となる砂の上層における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。				○								
骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	■粗骨材: 細骨材:1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下 ■細骨材: :7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 :砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには0.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)									○											
骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。									○											
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:1.0%以下 粗骨材:1.2%以下	砂、砕石:工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石:工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。					寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。					○										
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C 回収水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/リットル以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/リットル以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の温度は1回/日					上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。				○											

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版							(旧) 令和3年10月版							頁							
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)											新(旧)						
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
28 コンクリートダム	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和剤:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○										II-3-59(II-)			
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の 偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の 偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ) の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○													
28 コンクリートダム	その他	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和剤:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○													
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の 偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の 偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ) の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○													
			連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下				○													
			細骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。														
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。														
28 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工事※で1工程当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018.503-2018)または設計図書の規定により行う。  ※小規模工事とは、以下の工程を除く工程とする。(橋台、橋脚、杭(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工程及び特記仕様書で指定された工程)												II-3-60(II-)		
			単位水量測定	付表9「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」	付表9、7(2)による。	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> 以上施工する場合、2回/日(午前1回、午後1回)、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。		示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。													
28 コンクリートダム	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工事※で1工程当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。														
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	※小規模工事とは、以下の工程を除く工程とする。(橋台、橋脚、杭(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工程及び特記仕様書で指定された工程)														
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回/3ヶ 1)ブロックリフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロックリフト当り1回の割合で行う。なお、1ブロックリフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合は及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2)ブロックリフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合は1ブロックリフト当り2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3)ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4)上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。															
			温度測定(気温・コンクリート)		温度計による。	1回供試体作成時各ブロック打ち込み開始時終了時。															
28 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回/2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値:2.3t/m <sup>3</sup> 以上												II-3-61(II-)		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。															
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回/1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。															
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回/3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。															
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1108		1回/3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。															

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版				(旧) 令和3年10月版				頁
--------------	--	--	--	--------------	--	--	--	---

II 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)				新(旧)
---------------	--	--	--	--------------------------	--	--	--	------

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
25 覆工コンクリート(NATM)	材料	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	25 覆工コンクリート(NATM)	材料	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	変更無し
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石:工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。					○	変更無し					
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上						○	変更無し					
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210(ポルトランドセメント) JIS R 5211(高炉セメント) JIS R 5212(シリカセメント) JIS R 5213(フライアッシュセメント) JIS R 5214(エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上						○	変更無し					
			練混ぜ水の品質試験	JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/リットル以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/リットル以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。					○	変更無し					
			回収水の場合	JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道及び上水道以外の水の規定に適合しなければならない。 <b>スランジ水の濃度は1回/日</b>					○	II-3-63(II-210)					
29 覆工コンクリート(NATM)	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10 バッチについて各計 量器別、材料別に行 う。	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	29 覆工コンクリート(NATM)	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10 バッチについて各計 量器別、材料別に行 う。	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	II-3-64(II-210)
			ミキサの練混ぜ性能試験	JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の 偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量 の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ) の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。						○	変更無し					
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-1502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。						○	II-3-64(II-211)					
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。						変更無し					
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。						変更無し					
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。							変更無し					
29 覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	単位水量測定	付表9 「レディーミクストコン クリート単位水量測定 要領(案)」	1日当たりコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> 以上施工する場合: 2回/日(午前1回、午後1回)、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20.25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。		○	変更無し									
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	■現場練りコンクリートの場合: (a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1.4以上の確率で下回らない。 ■レディーミクストコンクリートの場合: 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回。 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個(σ7-3個、σ28-3個)とする。			○	変更無し								
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後にはまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。				○	変更無し							
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。				○	変更無し							
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					○	変更無し						
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					○	変更無し						

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁
--------------	--------------	---

II 土木工事施工管理基準	3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)	新(旧)
---------------	--------------------------	------

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
29 覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、ひび割れ発生状況の調査を実施する。		
			テストハンマーによる強度推定調査	土木学会基準 JSCE-G 504-2013	設計基準強度	目地間(ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所)で行う。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度を得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、工事監督員と協議するものとする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。		
30 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/リットル以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/リットル以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 <b>スラッジ水の濃度は1回/日</b>	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	
製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
				ミキサの練混ぜ性能試験	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の 偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の 偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ) の偏差率:15%以下	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
					連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
25 覆工コンクリート(NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、ひび割れ発生状況の調査を実施する。	II-3-66(II-212)	
			テストハンマーによる強度推定調査	土木学会基準 JSCE-G 504-2013	設計基準強度	目地間(ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所)で行う。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度を得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、工事監督員と協議するものとする。	変更無し	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。	変更無し	
26 吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/リットル以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/リットル以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 最終は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 <b>スラッジ水の濃度は1回/日</b>	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○	
製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
				ミキサの練混ぜ性能試験	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の 偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の 偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ) の偏差率:15%以下	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
					連続ミキサの場合: 土木学会基準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	

(新) 令和4年10月版

(旧) 令和3年10月版

頁

II 土木工事施工管理基準

3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)

新(旧)

Table with 7 columns: 工程, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験時期・頻度, 概要, 試験成績表等による確認. Contains detailed specifications for road construction quality management.

Table with 7 columns: 工程, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 概要, 試験成績表等による確認. Contains detailed specifications for road construction quality management, including comparison with previous standards.

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版
--------------	--------------

<b>Ⅱ 土木工事施工管理基準</b>	<b>3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)</b>
---------------------	---------------------------------

工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	頁
34 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	JIS Z 8710		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		30 排水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	JIS Z 8710		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		変更無し
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-154	X10 1000mL/15sec以上 X10 800mL/15sec以上(歩道部)	1,000m2ごと。							変更無し					
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m2以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000m2を超えるものは、X3のロットを組み合わせる。若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	現場密度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4回を加えてX10の規格値を採用することはできない。)	現場密度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4回を加えてX10の規格値を採用することはできない。)				II-3-80 (II-226)						
			外観検査(混合物)	目視		随時							変更無し					
35 プラント再生舗装工	プラント	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量:±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量:±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表 2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められるとき。 又は 印字記録の場合:全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	31 プラント再生舗装工	プラント	必須	再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量:±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量:±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表 2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合:1~2回/日 ・中規模以上の工事:定期的又は随時。 ・小規模以下の工事:異常が認められるとき。 又は 印字記録の場合:全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)アスファルト舗装:同一配合の合材が100t以上のもの	○	変更無し
			水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○				変更無し						
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	○				変更無し						
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	耐摩耗性の確認	○				変更無し						
			舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視		随時						変更無し				
					温度測定(初転圧前)	JIS Z 8710		随時				測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		変更無し				
	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218			車道部 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は、基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m2以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000m2を超えるものは、X3のロットを組み合わせる。若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度(車道部)は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4回を加えてX10の規格値を採用することはできない。)	・現場密度(車道部)は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4回を加えてX10の規格値を採用することはできない。)	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	II-3-82 (II-228)							
	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218			車道部 基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は、基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2につき1回の割合で行う。ただし、施工面積が3,000m2以下のものは1工区(ロット)当たり3回として、X3の規格値を採用する。 3,000m2を超えるものは、X3のロットを組み合わせる。若しくはX10とX3のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度(車道部)は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4回を加えてX10の規格値を採用することはできない。)	・現場密度(車道部)は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10回の測定値が得がたい場合は3回の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3回のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。X6で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6にそのロット内で4回を加えてX10の規格値を採用することはできない。)	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	II-3-82 (II-228)							

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版							(旧) 令和3年10月版							頁				
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)											新(旧)			
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
39 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認		現場とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認出来ること。		○									II-3-83(II-)	
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。										II-3-83(II-)	
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測	JISによる	JISによる												
38 溶接工	施工	必須	引張試験:開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状:JIS Z 3121 1号 試験片の個数:2	・溶接方法は「日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	33 溶接工	施工	必須	引張試験:開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状:JIS Z 3121 1号 試験片の個数:2	・溶接方法は日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○	II-3-84(II-230)
			型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上裏曲げ): 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状:JIS Z 3122 試験片の個数:2		○	型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上裏曲げ): 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状:JIS Z 3122 試験片の個数:2	・溶接方法は日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○	II-3-84(II-230)			
			衝撃試験:開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上。(それぞれの3個の平均値)	試験片の形状:JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置:「日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数:各部位につき3		○	衝撃試験:開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上。(それぞれの3個の平均値)	試験片の形状:JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置:日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4溶接施工法 図-18.4.2 衝撃試験片 試験片の個数:各部位につき3	・溶接方法は日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○	II-3-84(II-230)			
			マクロ試験:開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数:1		○	マクロ試験:開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数:1	・溶接方法は日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○	II-3-84(II-230)			
			非破壊試験:開先溶接	「日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数:試験片継手全長	・「日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	非破壊試験:開先溶接	日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.6外部きず検査、18.4.7内部きず検査の規定による。	試験片の個数:試験片継手全長	・溶接方法は日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書提出することにより溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	II-3-84(II-230)				
			マクロ試験:すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状:日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数:1	・溶接方法は日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○	マクロ試験:すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状:日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数:1	・溶接方法は日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○	II-3-84(II-230)			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版
--------------	--------------

<b>Ⅱ 土木工事施工管理基準</b>	<b>3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)</b>	頁	新(旧)
---------------------	---------------------------------	---	------

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
38 溶接工	施工	必須	引張試験:スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは 400~550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状:JIS B 1198 試験片の個数:3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○	38 溶接工	施工	必須	引張試験:スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは 400~550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状:JIS B 1198 試験片の個数:3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○	II-3-85 (II-231)	
			曲げ試験:スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状:JIS Z 3145 試験片の個数:3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○				II-3-85 (II-231)							
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたい寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験(RT)の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験(手探傷)UTの場合はJIS Z 3060による。 ・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たすうえでの内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	II-3-85 (II-231)											
			外観検査(割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	○				変更無し							
			外観形状検査(ビード表面のピット)	・目視 ・ノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個又は継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	○				変更無し							
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)	・目視 ・ノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	○				変更無し							
38 溶接工	施工	必須	外観形状検査(アンダーカット)	・目視 ・ノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。	○	38 溶接工	施工	必須	外観形状検査(アンダーカット)	・目視 ・ノギス等による計測	日本道路協会「道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編 表-解18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にてできる。	○	II-3-86 (II-231)	
			外観検査(オーバーラップ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視検査する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視検査する。	○				変更無し							
42 ポステンPC桁	材料	必須	セメントの物理的性質の測定	JIS R 5201 ポルトランドセメントの物理試験方法	JIS R 5201 ポルトランドセメントによる。	セメント製造会社の試験成績表による。		○	42 ポステンPC桁	材料	必須	セメントの物理的性質の測定	JIS R 5201 ポルトランドセメントの物理試験方法	JIS R 5201 ポルトランドセメントによる。	セメント製造会社の試験成績表による。		○	変更無し	
			セメントの化学的性質の測定	JIS R 5202 ポルトランドセメントの化学分析試験方法								○	変更無し						
	施工	必須	コンクリートの材料練り混ぜ時、打設後のコンクリートの諸試験	1 セメント・コンクリートによる。	1 セメント・コンクリートの品質管理による。				○	42 ポステンPC桁	施工	必須	コンクリートの材料練り混ぜ時、打設後のコンクリートの諸試験	1 セメント・コンクリートによる。	1 セメント・コンクリートの品質管理による。			○	変更無し
			コンクリートのPS導入可能圧縮強度	JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験法 (供試体は桁コンクリートと同一状態で養生する。)	第5編第5章第4節による。	桁1本当たり1回、1回につき供試体3本作成する。			○				変更無し						
			グラウトのコンシステンシー	土木学会「PCグラウト試験方法」	第5編第5章第4節による。 表中1)ダクト周辺温度…注入前5℃以上 表中2)グラウト温度…注入時10℃~20℃、 注入後3日間5℃以上	5バッチ毎に1回 1回5バッチに満たないときは、1回/1日	JAローテの使用を標準とする。		○				変更無し						
			グラウトの温度	土木学会「PCグラウト試験方法」	第5編第5章第4節による。	グラウト工事開始前及びグラウト工事中に1回/1日(3個/回)			○				変更無し						
			グラウトのブリージング率 グラウトの膨張率	土木学会「PCグラウト試験方法」 JIS A 1108	第5編第5章第4節による。	グラウト工事開始前及びグラウト工事中に1回/1日(6個/回)			○				II-3-89 (II-234)						
			グラウトの圧縮強度	土木学会「PCグラウト試験方法」 JIS A 1108	第5編第5章第4節による。	グラウト工事開始前及びグラウト工事中に1回/1日(6個/回)			○				変更無し						
			プレストレス管理	荷重計の示度とPC鋼材の伸び	各ケーブルの推定値に対する標準偏差 5% 主桁1本当たりのPC鋼材数による許容誤差 4 : 5.0% 6 : 4.1% 10以上 : 3.2%	PS導入時各ケーブル毎に測定する。 主桁、横桁及び床版緊張管理はケーブル全数とする。	主桁、横桁の緊張管理結果は全数、床版の緊張管理結果は1/10を報告すること。		○				変更無し						
													○	変更無し					

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版
--------------	--------------

<b>Ⅱ 土木工事施工管理基準</b>	<b>3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)</b>	頁
---------------------	---------------------------------	---

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	新(旧)	
43 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○	変更無し	
			定着材のフロー値試験	JISCE-F521-2018	9~22秒	施工開始前1回及び定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		○	変更無し
		その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・計測	設計図書による。		材料入荷時			II-3-90 (II-235)
	施工	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。		施工開始前1回及び施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		II-3-90 (II-235)
			引き抜き試験 ( <b>受入試験</b> )	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。		・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。		II-3-90 (II-235)
		その他	引き抜き試験 ( <b>適合性試験</b> )	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。		・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。			II-3-90 (II-235)
44 海岸土工	材料	必須	土の締めめ試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			変更無し	
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			変更無し	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			変更無し	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			変更無し	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			変更無し	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。			変更無し	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。			変更無し	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。			変更無し	
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。			変更無し	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。			変更無し	
45 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 <b>※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。</b>	最大粒径 ≤ 53mm: JIS A 1214(砂置換法)	最大乾燥密度の 85% 以上。 又は設計図書による。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。		II-3-92 (II-236)	
				最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256(突砂法)		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締めめ管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。		II-3-92 (II-236)
				または、 「Ri計器を用いた盛土の締めめ管理要領(案)」による						
46 海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 <b>※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。</b>	最大粒径 ≤ 53mm: JIS A 1214(砂置換法)	最大乾燥密度の 85% 以上。 又は設計図書による。	築堤は、1,000m <sup>3</sup> に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。		II-3-92 (II-236)	
				最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256(突砂法)		1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・Ri計器を用いた盛土の締めめ管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 Riによる土の密度試験」等による。		II-3-92 (II-236)

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版							(旧) 令和3年10月版							頁				
Ⅱ 土木工事施工管理基準				3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)											新(旧)			
工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	工程	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
47 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を構成する工法には適用しない。	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。		47 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を構成する工法には適用しない。	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。		変更無し
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。					II-3-93(II-237)						
			テーブルフロー試験	JIS R 5201	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。					変更無し						
			土の一軸圧縮強度試験(改良体の強度)	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。					変更無し						
			その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。					変更無し						
				土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。					変更無し						
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。					変更無し						
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。					変更無し						
				土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。					変更無し						
				土懸濁液のpH試験	JGS 0211	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する。					変更無し						
	施工	必須	深度方向の品質確認(均質性)	試験採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。試験採取器又はボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は工事監督員の指示による。	1.実施頻度は、工事監督員との協議による。 2.ボーリング等により供試体を採取する。		47 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を構成する工法には適用しない。	施工	必須	深度方向の品質確認(均質性)	試験採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。試験採取器又はボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は工事監督員の指示による。	1.実施頻度は、工事監督員との協議による。 2.ボーリング等により供試体を採取する。		変更無し
				土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。現場の条件、規模等により上記よりがたい場合は工事監督員の指示による。	実施頻度は、工事監督員との協議による。						変更無し				
			必須	圧縮強度試験	コアを採取するか、又は製品製造に用いたコンクリートで1日3回以上、1回に1個の標準供試体を作り、製品と同じ条件で養生したもので行う。(試験は試験のときまで2時間以上水中につけておく。)	設計図書による。	納入時強度は1,000個又はその強度を1組とし、1組について任意に採取した3個のコーア又は標準供試体について行い、3個とも合格しなければならない。1個又は2個だけ合格しないときは再試験を行うことができる。再試験はその組から更に3個の試料をとって行い、全数合格しなければならない。	任意の様式に取りまとめる。					II-3-94(II-)					
					48 鋼こう構造物	材料	必須	連続ブロック				仕様書による。	3,000個及びその強度を1組とし、1組は任意の3個とする。強度は1組3個とも合格しなければならない。ただし、1個又は2個だけ合格しない場合は再試験を行うことができる。再試験はその組から任意の3個の試料をとって行い全数合格しなければならない。	圧縮強度試験は長方形のブロックの場合、連結穴の部分を除いて幅15cm、長さ15cm以上の鋼板で正確に挟んで(鋼板の15cm辺をブロックの長手方向の線に合わせ)加圧し標準供試体の圧縮強度に準ずるものとする。その場合2時間以上清水中に浸し、飽水させて試験する。その他の形状ブロックは上記に準ずる。準用できない場合はコーアを採取するか又はブロック製造に用いたコンクリートで標準供試体(製品と同じ条件で養生)を作り試験する。		II-3-94(II-)		
法柱ブロック	1,000個及びその強度を1組とし、1組は任意の3個とする。強度は1組3個とも合格しなければならない。ただし、1個又は2個だけ合格しない場合は再試験を行うことができる。再試験はその組から任意の3個の試料をとって行い全数合格しなければならない。	圧縮強度試験はコーアを採取するか又はブロック製造に用いたコンクリートで標準供試体(製品と同じ条件で養生)を作り試験する。		II-3-94(II-)														
楕円消波ブロック(小口止及び法留ブロック含む)	200個及びその強度を1組とし、1組は任意の3個とする。強度は1組3個とも合格しなければならない。ただし、1個又は2個だけ合格しない場合は再試験を行うことができる。再試験はその組から任意の3個の試料をとって行い全数合格しなければならない。	圧縮強度試験はコーアを採取するか又はブロック製造に用いたコンクリートで標準供試体(製品と同じ条件で養生)を作り試験する。		II-3-94(II-)														

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

3 固化工

3 固化工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 深層混合処理	位 置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	改良杭全数	1cm	管理図に測定結果を記入し提出		自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
	鉛直度、接合	トランシット及び傾斜計等により処理機に鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2~5m程度毎に測定（引抜きと貫入時）	1分又は 1cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出		陸上施工は除く
	天 端 高 先 端 深 度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	1cm	打込記録紙又は打込記録データに天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	先端深度において +：設計値より浅いことをいう -：設計値より深いことをいう
	固化材吐量	流量計等により固化材のm当りの吐量を確認	改良杭全数	10又は 1t	打込記録紙又は打込記録データに固化材吐量を記入し提出		
	盛 上 り 量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後	10cm	盛り上り量の図面を作成し提出		

(旧)令和3年10月版

3 固化工

3 固化工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 深層混合処理	位 置	自動位置決め装置又はトランシット及び光波測距儀により測定	改良杭全数	1cm	管理図に測定結果を記入し提出		自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
	鉛直度、接合	トランシット及び傾斜計等により処理機に鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2~5m程度毎に測定（引抜きと貫入時）	1分又は 1cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出		陸上施工は除く
	天 端 高 先 端 深 度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	1cm	打込記録紙又は打込記録データに天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 +規定しない -0 先端深度 +0 -規定しない	先端深度において +：設計値より浅いことをいう -：設計値より深いことをいう
	固化材吐量	流量計等により固化材のm当りの吐量を確認	改良杭全数	10又は 1t	打込記録紙又は打込記録データに固化材吐量を記入し提出		
	盛 上 り 量	音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後	10cm	盛り上り量の図面を作成し提出		

頁 新(旧)

II-4-6(L)  
(II - 243)

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

5 基礎工

5 基礎工

5-2 洗掘防止工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) アスファルト マット	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所 毎並びに20mに1ヶ所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出		様式・(57) 参照
	重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	

(旧)令和3年10月版

5 基礎工

5 基礎工

5-2 洗掘防止工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) アスファルト マット	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所 毎並びに20mに1ヶ所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出		様式・(71)(72) 参照
	重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	

頁 新(旧)

II-4-15(R)  
(II - 252)

## 4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

### 5 基礎工

#### 5 基礎工

##### 5-2 洗掘防止工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
2) 繊維系マット	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1ヶ所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出		様式・(57) 参照
	重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	
3) 合成樹脂系マット	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1ヶ所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出		様式・(57) 参照
	重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	30cm以上	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	
4) ゴムマット							2) 繊維系マットを適用する
5) 摩擦増大用マット	敷設位置	スチールテープ等により測定	始、終端及び変化する箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出		

(旧)令和3年10月版

### 5 基礎工

#### 5 基礎工

##### 5-2 洗掘防止工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
2) 繊維系マット	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1ヶ所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出		様式・(71) (72) 参照
	重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	
3) 合成樹脂系マット	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1ヶ所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出		様式・(71) (72) 参照
	重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	30cm以上	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	+規定しない -10cm	
4) ゴムマット							2) 繊維系マットを適用する
5) 摩擦増大用マット	敷設位置	スチールテープ等により測定	始、終端及び変化する箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出		

頁 新(旧)

Ⅱ-4-16(R)  
(Ⅱ - 253)

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

5 基礎工

5 基礎工

5-3 基礎捨石工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	測線及び測点間隔は 10m 以下	10cm	出来形図を作成し提出		
	法面高	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	測線及び測点間隔は 10m 以下、測点 3 点以上、但し、マウンド厚 2m 以下の場合は 2 点以上	10cm	出来形図を作成し提出		
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は 10m 以下	10cm	出来形図を作成し提出		
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	出来形図を作成し提出		
2) 捨石本均し	天端高	レベル等により測定	測線及び測点間隔は 10m 以下	1cm	出来形図を作成し提出	±5cm	測定表、様式・(46) (47) (48) 参照
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は 10m 以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	

(旧)令和3年10月版

5 基礎工

5 基礎工

5-3 基礎捨石工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	測線及び測点間隔は 10m 以下	10cm	出来形図を作成し提出		
	法面高	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	測線及び測点間隔は 10m 以下、測点 3 点以上、但し、マウンド厚 2m 以下の場合は 2 点以上	10cm	出来形図を作成し提出		
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は 10m 以下	10cm	出来形図を作成し提出		
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	出来形図を作成し提出		
2) 捨石本均し	天端高	レベル等により測定	測線及び測点間隔は 10m 以下	1cm	出来形図を作成し提出	±5cm	測定表、様式・(60) (61) (62) 参照
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は 10m 以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	
	延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -10cm	

頁 新(旧)

Ⅱ-4-17(R)  
(Ⅱ - 254)

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

6 本体内（ケーソン式）

6 本体内（ケーソン式）

6-1 ケーソン製作工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) ケーソン製作	摩擦増大用マ ット敷設位置	スチールテープ、間縄等 により測定	始、終端及び変化する 箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作 成し提出		
	高 さ	スチールテープ等により 測定	完成時、四隅	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	様式・(52) 参照
	幅	スチールテープ等により 測定	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	
	長 さ	スチールテープ等により 測定	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	
	壁 厚	スチールテープ等により 測定	各層完成時、各壁1箇所	1cm	管理表を作成し提出	±1cm	
	底版厚さ	レベル、スチールテープ 等により測定	底版完成時、各室中央部 1箇所	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	
	フーチング高 さ	スチールテープ等により 測定	底版完成時、四隅	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	
	対角線	スチールテープ等により 測定	底版完成時及び完成時	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
	バラスト	レベル、レッド等により 測定	各室中央部1箇所	1cm	管理表を作成し提出	砕石・砂 ±10cm コンクリート ±5cm	

(旧)令和3年10月版

6 本体内（ケーソン式）

6 本体内（ケーソン式）

6-1 ケーソン製作工

工 種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) ケーソン製作	摩擦増大用マ ット敷設位置	スチールテープ、間縄等 により測定	始、終端及び変化する 箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作 成し提出		
	高 さ	スチールテープ等により 測定	完成時、四隅	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	様式・(66) 参照
	幅	スチールテープ等により 測定	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	
	長 さ	スチールテープ等により 測定	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	
	壁 厚	スチールテープ等により 測定	各層完成時、各壁1箇所	1cm	管理表を作成し提出	±1cm	
	底版厚さ	レベル、スチールテープ 等により測定	底版完成時、各室中央部 1箇所	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	
	フーチング高 さ	スチールテープ等により 測定	底版完成時、四隅	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	
	対角線	スチールテープ等により 測定	底版完成時及び完成時	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
	バラスト	レベル、レッド等により 測定	各室中央部1箇所	1cm	管理表を作成し提出	砕石・砂 ±10cm コンクリート ±5cm	

頁 新(旧)

II-4-21(R)  
(II - 258)

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

6 本体工（ケーソン式）

6 本体工（ケーソン式）  
6-2 ケーソン進水据付工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
2) ケーソン据付	法線に対する 出入り	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2000t未満±20cm 2000t以上±30cm 岸壁 ケーソン質量 2000t未満±10cm 2000t以上±15cm	様式・(53) 参照
	据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、両端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2000t未満 20cm以下 2000t以上 30cm以下 岸壁 ケーソン質量 2000t未満 10cm以下 2000t以上 15cm以下	
	天端高	レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了後、四隅	1cm	管理表を作成し提出		
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上	1cm	管理表を作成し提出		

(旧)令和3年10月版

6 本体工（ケーソン式）

6 本体工（ケーソン式）  
6-2 ケーソン進水据付工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
2) ケーソン据付	法線に対する 出入り	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2000t未満±20cm 2000t以上±30cm 岸壁 ケーソン質量 2000t未満±10cm 2000t以上±15cm	様式・(67) 参照
	据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、両端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	防波堤 ケーソン質量 2000t未満 20cm以下 2000t以上 30cm以下 岸壁 ケーソン質量 2000t未満 10cm以下 2000t以上 15cm以下	
	天端高	レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了後、四隅	1cm	管理表を作成し提出		
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上	1cm	管理表を作成し提出		

頁 新(旧)

II-4-22(R)  
(II - 259)

## 4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

### 6 本體工（ケーソン式）

#### 6 本體工（ケーソン式）

##### 6-3 中詰工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 中詰	天端高	レベル、水系張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所（中心）	1cm	管理表を作成し提出	砂、石材等 陸上±5cm、水中±10cm コンクリート 陸上±3cm、水中±5cm	様式・(55) 参照
	締固め						セル式構造物で中詰めの締固めを行う場合は設計図書による

##### 6-4 蓋コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 蓋コンクリート	天端高	レベル、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所（中心）	1cm	管理表を作成し提出	陸上 ±3cm 水中 ±5cm	様式・(55) 参照

(旧)令和3年10月版

### 6 本體工（ケーソン式）

#### 6 本體工（ケーソン式）

##### 6-3 中詰工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 中詰	天端高	レベル、水系張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1箇所（中心）	1cm	管理表を作成し提出	砂、石材等 陸上±5cm、水中±10cm コンクリート 陸上±3cm、水中±5cm	様式・(69) 参照
	締固め						セル式構造物で中詰めの締固めを行う場合は設計図書による

##### 6-4 蓋コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 蓋コンクリート	天端高	レベル、スチールテープ等により測定	1室につき1箇所（中心）	1cm	管理表を作成し提出	陸上 ±3cm 水中 ±5cm	様式・(69) 参照

頁 新(旧)

II-4-23(R)  
(II - 260)

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

7 本体内（ブロック式）

7 本体内（ブロック式）

II-4-24(R)  
(II - 261)

7 本体内（ブロック式）  
7-1 本体ブロック製作工

7 本体内（ブロック式）  
7-1 本体ブロック製作工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) ブロック製作 ・L型ブロック ・セルラー ブロック	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取り外し後全数 直立消波ブロック及び根固めに使用するブロックは10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm、-1cm 高さ+2cm、-1cm 長さ+2cm、-1cm 壁厚±1cm	
・直立消波 ブロック ・方塊ブロック ・船揚場張 ブロック	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取り外し後全数 直立消波ブロック及び根固めに使用するブロックは10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出		

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) ブロック製作 ・L型ブロック ・セルラー ブロック	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取り外し後全数 直立消波ブロック及び根固めに使用するブロックは10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出	幅 +2cm、-1cm 高さ+2cm、-1cm 長さ+2cm、-1cm 壁厚±1cm	様式・(68) 参照
・直立消波 ブロック ・方塊ブロック ・船揚場張 ブロック	対角線	スチールテープ等により測定	型枠取り外し後全数 直立消波ブロック及び根固めに使用するブロックは10個に1個以上測定	1cm	管理表を作成し提出		

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

7 本體工（ブロック式）

7 本體工（ブロック式）

7-3 鋼製函工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 鋼製函製作	高さ、幅、長さ、斜長	スチールテープ等により測定	高さは四隅、幅及び長さは天端及び下幅、斜長は天端（内外枠）下幅（内枠）とする 鋼製函1函ごとに測定	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	
	壁厚	スチールテープ等により測定	壁厚は天端の壁厚 鋼製函1函ごとに測定	1cm	管理表を作成し提出	±1cm	
2) 鋼製函据付	法線に対する出入り	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	捨石マウンドタイプ ±15cm 沈設タイプ ±30cm	
	据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、両端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	捨石マウンドタイプ ±15cm 以内 沈設タイプ ±30cm 以内	

(旧)令和3年10月版

7 本體工（ブロック式）

7 本體工（ブロック式）

7-3 鋼製函工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 鋼製函製作	高さ、幅、長さ、斜長	スチールテープ等により測定	高さは四隅、幅及び長さは天端及び下幅、斜長は天端（内外枠）下幅（内枠）とする 鋼製函1函ごとに測定	1cm	管理表を作成し提出	+3cm -1cm	様式・(66) 参照
	壁厚	スチールテープ等により測定	壁厚は天端の壁厚 鋼製函1函ごとに測定	1cm	管理表を作成し提出	±1cm	
2) 鋼製函据付	法線に対する出入り	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	捨石マウンドタイプ ±15cm 沈設タイプ ±30cm	様式・(67) 参照
	据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、両端2箇所	1cm	管理表を作成し提出	捨石マウンドタイプ ±15cm 以内 沈設タイプ ±30cm 以内	

頁 新(旧)

II-4-26(R)  
(II - 263)

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

8 本體工（場所打式）

8 本體工（場所打式）  
8-2 水中コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 水中コンクリート (防波堤)	天端高	レベル等により測定	延長5m以下毎に両端部 2点(幅が5m以上の場 合はその中間を追加)	1cm	測定表を作成し提出	+5cm -2cm	様式・(56)参照
	幅	スチールテープ等により 測定	延長5m毎又は1スパン 毎	1cm	測定表を作成し提出	±3cm	
	延長	スチールテープ等により 測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0cm	
	法線に対する 出入	トランシット及びステー ルテープ等により測定	延長5m毎又は1スパン 毎	1cm	管理表を作成し提出	±20cm	
(岸壁)	天端高	レベル等により測定	延長5m以下毎に両端部 2点(幅が5m以上の場 合はその中間を追加)	1cm	測定表を作成し提出	+5cm -2cm	様式・(56)参照

(旧)令和3年10月版

8 本體工（場所打式）

8 本體工（場所打式）  
8-2 水中コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 水中コンクリート (防波堤)	天端高	レベル等により測定	延長5m以下毎に両端部 2点(幅が5m以上の場 合はその中間を追加)	1cm	測定表を作成し提出	+5cm -2cm	
	幅	スチールテープ等により 測定	延長5m毎又は1スパン 毎	1cm	測定表を作成し提出	±3cm	
	延長	スチールテープ等により 測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0cm	
	法線に対する 出入	トランシット及びステー ルテープ等により測定	延長5m毎又は1スパン 毎	1cm	管理表を作成し提出	±20cm	
(岸壁)	天端高	レベル等により測定	延長5m以下毎に両端部 2点(幅が5m以上の場 合はその中間を追加)	1cm	測定表を作成し提出	+5cm -2cm	

頁 新(旧)

II-4-28(R)  
(II - 265)

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

9 本體工（捨石・捨ブロック）

9 本體工（捨石・捨ブロック）

9-2 捨ブロック工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考										
1) 捨ブロック製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	型枠搬入後適宜	1cm	管理表を作成し提出	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">各部の寸法計算値</th> </tr> <tr> <td><math>\varnothing &lt; 10\text{cm}</math></td> <td><math>\pm 5\text{mm}</math></td> </tr> <tr> <td><math>10\text{cm} \leq \varnothing &lt; 30\text{cm}</math></td> <td><math>\pm 7\text{mm}</math></td> </tr> <tr> <td><math>30\text{cm} \leq \varnothing &lt; 100\text{cm}</math></td> <td><math>\pm 10\text{mm}</math></td> </tr> <tr> <td><math>100\text{cm} &lt; \varnothing</math></td> <td><math>\pm 1\%</math>かつ <math>\pm 20\text{mm}</math> 以内</td> </tr> </table>	各部の寸法計算値		$\varnothing < 10\text{cm}$	$\pm 5\text{mm}$	$10\text{cm} \leq \varnothing < 30\text{cm}$	$\pm 7\text{mm}$	$30\text{cm} \leq \varnothing < 100\text{cm}$	$\pm 10\text{mm}$	$100\text{cm} < \varnothing$	$\pm 1\%$ かつ $\pm 20\text{mm}$ 以内	
	各部の寸法計算値																
$\varnothing < 10\text{cm}$	$\pm 5\text{mm}$																
$10\text{cm} \leq \varnothing < 30\text{cm}$	$\pm 7\text{mm}$																
$30\text{cm} \leq \varnothing < 100\text{cm}$	$\pm 10\text{mm}$																
$100\text{cm} < \varnothing$	$\pm 1\%$ かつ $\pm 20\text{mm}$ 以内																
ブロック外観	観察		全数		観察結果を報告												
2) 捨ブロック据付	かみ合わせの良否	観察、記録写真によりチェック	据付後全体		観察結果を報告												
	局所的な空白の有無	観察、記録写真によりチェック			観察結果を報告												
	遺形からの出入	レベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1cm	出来形図を作成し提出	ブロックの重心が遺形から著しくはみ出さない											
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	10cm	管理表を作成し提出												

(旧)令和3年10月版

9 本體工（捨石・捨ブロック）

9 本體工（捨石・捨ブロック）

9-2 捨ブロック工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考										
1) 捨ブロック製作	型枠形状寸法	スチールテープ等により測定	型枠搬入後適宜	1cm	管理表を作成し提出	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">各部の寸法計算値</th> </tr> <tr> <td><math>\varnothing &lt; 10\text{cm}</math></td> <td><math>\pm 5\text{mm}</math></td> </tr> <tr> <td><math>10\text{cm} \leq \varnothing &lt; 30\text{cm}</math></td> <td><math>\pm 7\text{mm}</math></td> </tr> <tr> <td><math>30\text{cm} \leq \varnothing &lt; 100\text{cm}</math></td> <td><math>\pm 10\text{mm}</math></td> </tr> <tr> <td><math>100\text{cm} &lt; \varnothing</math></td> <td><math>\pm 1\%</math>かつ <math>\pm 20\text{mm}</math> 以内</td> </tr> </table>	各部の寸法計算値		$\varnothing < 10\text{cm}$	$\pm 5\text{mm}$	$10\text{cm} \leq \varnothing < 30\text{cm}$	$\pm 7\text{mm}$	$30\text{cm} \leq \varnothing < 100\text{cm}$	$\pm 10\text{mm}$	$100\text{cm} < \varnothing$	$\pm 1\%$ かつ $\pm 20\text{mm}$ 以内	様式・(68) 参照
	各部の寸法計算値																
$\varnothing < 10\text{cm}$	$\pm 5\text{mm}$																
$10\text{cm} \leq \varnothing < 30\text{cm}$	$\pm 7\text{mm}$																
$30\text{cm} \leq \varnothing < 100\text{cm}$	$\pm 10\text{mm}$																
$100\text{cm} < \varnothing$	$\pm 1\%$ かつ $\pm 20\text{mm}$ 以内																
ブロック外観	観察		全数		観察結果を報告												
2) 捨ブロック据付	かみ合わせの良否	観察、記録写真によりチェック	据付後全体		観察結果を報告												
	局所的な空白の有無	観察、記録写真によりチェック			観察結果を報告												
	遺形からの出入	レベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1cm	出来形図を作成し提出	ブロックの重心が遺形から著しくはみ出さない											
	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	10cm	管理表を作成し提出												

頁 新(旧)

II-4-30(R)  
(II - 267)

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

10 本体内（鋼矢板式）

10 本体内（鋼矢板式）

10-1 鋼矢板工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 鋼矢板 (先行掘削)	掘削長	レベル等により測定	全数	10cm	測定表を作成し提出		
	掘削深度						
	掘削径	スチールテープ等により測定（水中の場合はケーシング径等により確認）	全数（水中の場合は適宜）	10cm	測定表を作成し提出		
2) 鋼矢板 (鋼矢板)	打込記録		40枚に1枚		打込記録を提出		様式・(50) 参照
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0	様式・(51) 参照
	矢板法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000 以下	
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜	1cm	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満	
			打込完了時（両端部）	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000 以下	
矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認	

(旧)令和3年10月版

10 本体内（鋼矢板式）

10 本体内（鋼矢板式）

10-1 鋼矢板工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 鋼矢板 (先行掘削)	掘削長	レベル等により測定	全数	10cm	測定表を作成し提出		
	掘削深度						
	掘削径	スチールテープ等により測定（水中の場合はケーシング径等により確認）	全数（水中の場合は適宜）	10cm	測定表を作成し提出		
2) 鋼矢板 (鋼矢板)	打込記録		40枚に1枚		打込記録を提出		様式・(64) 参照
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0	様式・(65) 参照
	矢板法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000 以下	
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜	1cm	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満	
			打込完了時（両端部）	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000 以下	
矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認	

頁 新(旧)

II-4-32(R)  
(II - 269)

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

10 本體工（鋼矢板式）

10 本體工（鋼矢板式）

10-1 鋼矢板工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
2) 鋼矢板 (鋼矢板)	矢板継手部の 離脱	観察（水中部は潜水士）	全数		観察結果を報告		
3) 鋼管矢板	打込記録		20本に1枚		打込記録を提出		様式・(50) 参照
	矢板壁延長	スチールテープ等により 測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出		様式・(51) 参照
	矢板法線に 対する出入	トランシット、光波測距 儀、スチールテープ等 により測定	打込完了時、10本に1本 及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に 対する傾斜	トランシット、光波測距 儀、下げ振り、傾斜計等 により測定	打込完了時、10本に1本 及び変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000 以下	
	矢板法線方向 の傾斜	トランシット、光波測距 儀、下げ振り、傾斜計等 により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅 未満 10/1000 以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に1本 及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の 離脱	観察（水中部は潜水士）	全数		観察結果を報告		

(旧)令和3年10月版

10 本體工（鋼矢板式）

10 本體工（鋼矢板式）

10-1 鋼矢板工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
2) 鋼矢板 (鋼矢板)	矢板継手部の 離脱	観察（水中部は潜水士）	全数		観察結果を報告		
3) 鋼管矢板	打込記録		20本に1枚		打込記録を提出		様式・(64) 参照
	矢板壁延長	スチールテープ等により 測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出		様式・(65) 参照
	矢板法線に 対する出入	トランシット、光波測距 儀、スチールテープ等 により測定	打込完了時、10本に1本 及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に 対する傾斜	トランシット、光波測距 儀、下げ振り、傾斜計等 により測定	打込完了時、10本に1本 及び変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000 以下	
	矢板法線方向 の傾斜	トランシット、光波測距 儀、下げ振り、傾斜計等 により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅 未満 10/1000 以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に1本 及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板継手部の 離脱	観察（水中部は潜水士）	全数		観察結果を報告		

頁 新(旧)

II-4-33(R)  
(II - 270)

## 4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

### 10 本体内（鋼矢板式）

### 10 本体内（鋼矢板式）

#### 10 本体内（鋼矢板式）

#### 10 本体内（鋼矢板式）

##### 10-2 控工

##### 10-2 控工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
4) 控鋼矢板	打込記録		40枚に1枚		打込記録を提出		様式・(50) 参照
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0	様式・(51) 参照
	矢板法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000 以下	全数を目視で確認
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅 未満 10/1000 以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	
	矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全数		観察結果を報告		
5) 控鋼杭	打込記録		20本に1本		打込記録を提出		
	杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm 以下	

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
4) 控鋼矢板	打込記録		40枚に1枚		打込記録を提出		様式・(64) 参照
	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1cm	管理表を作成し提出	+矢板1枚幅 -0	様式・(65) 参照
	矢板法線に対する出入	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
	矢板法線に対する傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000 以下	全数を目視で確認
	矢板法線方向の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	1cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅 未満 10/1000 以下	
	矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点	1cm	管理表を作成し提出	±10cm	
	矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全数		観察結果を報告		
5) 控鋼杭	打込記録		20本に1本		打込記録を提出		
	杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm 以下	

II-4-34(R)  
(II - 271)

## 4 出来形管理基準（漁港編）

（新）令和4年10月版

（旧）令和3年10月版

頁 新(旧)

### 11 本體工（鋼杭式）／12 被覆・根固工

### 11 本體工（鋼杭式）／12 被覆・根固工

#### 11 本體工（鋼杭式）

#### 11 本體工（鋼杭式）

##### 11-1 鋼杭工

##### 11-1 鋼杭工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 鋼杭工 (先行掘削)							30) 鋼矢板（先行掘削）を適用
2) 鋼杭工 (鋼 杭)	打込記録		支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		打込記録を提出		様式・(50) 参照
	杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm 以下	様式・(49) 参照
	杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	様式・(49) 参照
	杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭 2°以下 斜杭 3°以下	

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 鋼杭工 (先行掘削)							30) 鋼矢板（先行掘削）を適用
2) 鋼杭工 (鋼 杭)	打込記録		支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		打込記録を提出		様式・(64) 参照
	杭頭中心位置	トランシット、光波測距儀、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	10cm 以下	様式・(63) 参照
	杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	様式・(63) 参照
	杭の傾斜	トランシット、光波測距儀、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1°	管理表を作成し提出	直杭 2°以下 斜杭 3°以下	

### 12 被覆・根固工

### 12 被覆・根固工

#### 12-1 被覆石工

#### 12-1 被覆石工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 被覆石（均しを行わない面）	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔 10m 以下	10cm	出来形図を作成し提出		測定表、様式・(46) (47) (48) 参照

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 被覆石（均しを行わない面）	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔 10m 以下	10cm	出来形図を作成し提出		測定表、様式・(60) (61) (62) 参照

II-4-37(R)  
(II - 274)

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

12 被覆・根固工

12 被覆・根固工

12 被覆・根固工

12 被覆・根固工

12-1 被覆石工

12-1 被覆石工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
2) 被覆石均し	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔 10m 以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm 岸壁前面 +0、-20cm 異形ブロック据付面（層積）の高さ±30cm	測定表、様式・(46) (47) (48) 参照
	法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔 10m 以下、測点 3 点以上但し、マウンド厚 2m 以下の場合は 2 点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm（法面に直角） 異形ブロック据付面（層積）の高さ（法面に直角）±30cm	
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は 10m 以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	
	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
2) 被覆石均し	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔 10m 以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm 岸壁前面 +0、-20cm 異形ブロック据付面（層積）の高さ±30cm	測定表、様式・(60) (61) (62) 参照
	法 面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔 10m 以下、測点 3 点以上但し、マウンド厚 2m 以下の場合は 2 点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm（法面に直角） 異形ブロック据付面（層積）の高さ（法面に直角）±30cm	
	天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は 10m 以下	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	
	延 長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	+規定しない -20cm	

II-4-38(R)  
(II - 275)

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

13 上部工

13 上部工

13-1 上部コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 上部コンクリート工 (防波堤)	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上、パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 ±2cm 天端幅10m以上の場合 +5cm、-2cm	様式・(56)参照
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 ±3cm 天端幅10m以上の場合 +5cm、-3cm	

(旧)令和3年10月版

13 上部工

13 上部工

13-1 上部コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 上部コンクリート工 (防波堤)	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4箇所以上、パラペット頂部は1スパン2箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 ±2cm 天端幅10m以上の場合 +5cm、-2cm	様式・(70)参照
	天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合 ±3cm 天端幅10m以上の場合 +5cm、-3cm	

頁 新(旧)

II-4-39(R)  
(II - 276)

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

13 上部工

13 上部工

13-1 上部コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 上部コンクリート工 (防波堤)	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0cm	
	法線に対する 出入り	トランシット及びスチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm	
(岸壁)	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	様式・(56) 参照
	幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
	法線に対する 出入り	トランシット及びスチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±3cm	
	防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1cm	測定表を作成し提出		
(栈橋)						上部コンクリート(岸壁)を適用。梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による	

(旧)令和3年10月版

13 上部工

13 上部工

13-1 上部コンクリート工

工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
1) 上部コンクリート工 (防波堤)	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0cm	
	法線に対する 出入り	トランシット及びスチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm	
(岸壁)	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3箇所以上	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	様式・(70) 参照
	幅	スチールテープ等により測定	1スパン3箇所	1cm	測定表を作成し提出	±2cm	
	延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	+規定しない -0	
	法線に対する 出入り	トランシット及びスチールテープ等により測定	1スパン2箇所	1cm	測定表を作成し提出	±3cm	
	防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1cm	測定表を作成し提出		
(栈橋)						上部コンクリート(岸壁)を適用。梁(高さ、幅)、床版厚は型枠検査による	

頁 新(旧)

Ⅱ-4-40(R)  
(Ⅱ - 277)

## 4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

(旧)令和3年10月版

頁 新(旧)

### 14 付属工

### 14 付属工

#### 14 付属工

#### 14 付属工

##### 14-1 係船柱工

##### 14-1 係船柱工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 係船柱 (係船柱)	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出	±2cm	様式・(59) 参照
	岸壁前面に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出		
	中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基	1cm	管理表を作成し提出		
2) 係船柱 (基礎コンクリート)	幅	スチールテープ等により測定	完成時、全数、天端両端	1cm	管理表を作成し提出		
	長さ	スチールテープ等により測定	完成時、全数、前後面	1cm	管理表を作成し提出		
	高さ	レベルにより測定	完成時、全数、中心点	1cm	管理表を作成し提出		

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 係船柱 (係船柱)	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出	±2cm	様式・(73) 参照
	岸壁前面に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了時、全数	1cm	管理表を作成し提出		
	中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基	1cm	管理表を作成し提出		
2) 係船柱 (基礎コンクリート)	幅	スチールテープ等により測定	完成時、全数、天端両端	1cm	管理表を作成し提出		
	長さ	スチールテープ等により測定	完成時、全数、前後面	1cm	管理表を作成し提出		
	高さ	レベルにより測定	完成時、全数、中心点	1cm	管理表を作成し提出		

##### 14-2 防舷材工

##### 14-2 防舷材工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 防舷材	取付高さ	レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・(60) 参照
	中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出		

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 防舷材	取付高さ	レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・(74) 参照
	中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出		

II-4-42(R)  
(II - 279)

4 出来形管理基準（漁港編）

(新)令和4年10月版

14 付属工

14 付属工

14-3 車止・縁金物工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 車止・縁金物	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・(61) 参照
	岸壁前面に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	取付後完了後中心部を1点	1cm	管理表を作成し提出	±3cm	
	取付間隔	スチールテープ等により測定	上部工1スパンに2箇所	1cm	管理表を作成し提出		
	塗装	観察			観察結果を報告		
	警戒色 (シマ模様)	スチールテープ等により測定	完了時適宜		観察結果を報告		

(旧)令和3年10月版

14 付属工

14 付属工

14-3 車止・縁金物工

工 種	管理項目	測 定 方 法	測 定 密 度	測定単位	結果の整理方法	許 容 範 囲	備 考
1) 車止・縁金物	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	1cm	管理表を作成し提出		様式・(75) 参照
	岸壁前面に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	取付後完了後中心部を1点	1cm	管理表を作成し提出	±3cm	
	取付間隔	スチールテープ等により測定	上部工1スパンに2箇所	1cm	管理表を作成し提出		
	塗装	観察			観察結果を報告		
	警戒色 (シマ模様)	スチールテープ等により測定	完了時適宜		観察結果を報告		

頁 新(旧)

Ⅱ-4-43(R)  
(Ⅱ - 280)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	頁 新(旧)
<p><b>II 土木工事施工管理基準</b>      <b>9 写真管理基準</b></p> <p>目次 II <u>一章</u> 一頁</p>	<p>II 一頁</p>	
<p><b>9-1 適用範囲</b> この写真管理基準は、施工管理一般 1-8 に定める工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 <u>また、写真を映像と読み替えることも可能とする。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><b>9-1 適用範囲</b> この写真管理基準は、施工管理一般 1-8 に定める工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、北海道建設部土木工事共通仕様書 II 土木工事施工管理基準（令和2年10月版） 9 写真管理基準 9-14 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）を参考に工事監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。</p>	<p>II-9-3 (II-354)</p>
<p><b>9-4 写真の省略</b> 工事写真は、次の場合に省略するものとする。 (1)～(2) (省略) (3) 工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する<u>ものとする</u>。臨場時の状況写真についても不要とする<u>ものとする</u>。 <u>(4) 施工状況写真のうち産業廃棄物の運搬及び処理について、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）で確認できる場合は、撮影を省略するものとする。</u></p>	<p><b>9-4 写真の省略</b> 工事写真は、次の場合に省略するものとする。 (1)～(2) (省略) (3) 工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真についても不要とする。</p>	<p>II-9-4 (II-355)</p>
<p><b>9-7 撮影の留意事項等</b> 1. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。 (1) (省略) (2) 施工状況等の写真については、<u>モバイル端末</u>等の活用ができるものとする。 (3)～(5) (省略)</p>	<p><b>9-7 撮影の留意事項等</b> 1. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。 (1) (省略) (2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。 (3)～ (省略)</p>	<p>II-9-4 (II-355)</p>
<p><b>9-8 整理提出</b> 1. (省略) 2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><b>9-8 整理提出</b> 1. (省略) 2. 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、「北海道建設部土木工事共通仕様書 II 土木工事施工管理基準（令和2年10月版） 9 写真管理基準 9-14 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。</p>	<p>II-9-5 (II-356)</p>

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版				(旧) 令和3年10月版				頁 新(旧)	
<b>9-11 撮影箇所一覧表</b>				<b>9-11 撮影箇所一覧表</b>				II-9-6 (II-357)	
区分	工種	写真管理項目		摘要	区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕		着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕			完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕		施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるような適宜 〔施工中〕				施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるような適宜 〔施工中〕	
		工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付。				工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付。	
仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕		仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕			
図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	工事施工協議簿に添付する。	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	工事施工協議簿に添付する。		
		ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)) 〔発生時〕				ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)) 〔発生時〕			
		ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザーキャナ(TLS)、地上移動体搭載型レーザーキャナ(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザーキャナ(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕				ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)におけるTS(ノンプリズム方式)、RTK-GNSS、地上型レーザーキャナ(TLS)、無人航空機搭載型レーザーキャナ(UAVレーザー)、地上移動体搭載型レーザーキャナ」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕			

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版				(旧) 令和3年10月版				頁 新(旧)			
<b>9-12 撮影箇所一覧表 (品質管理)</b>				<b>9-12 撮影箇所一覧表 (品質管理)</b>				II-9-8 (II-359)			
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目		概要		
		撮影項目	撮影頻度 [時期]				撮影項目	撮影頻度 [時期]			
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工 コンクリート・吹付け コンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工 コンクリート・吹付け コンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの		
		スランプ試験					スランプ試験				
		コンクリートの圧縮強度試験					コンクリートの圧縮強度試験				
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]				空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]			
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]				コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
		コンクリートの洗い分析試験					コンクリートの洗い分析試験				
		セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工 コンクリート・吹付け コンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査 対象構造物毎に1回 [調査実施中]				ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。	ひび割れ調査 対象構造物毎に1回 [調査実施中]		セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工 コンクリート・吹付け コンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査 対象構造物毎に1回 [調査実施中]
		テストハンマーによる強度推定調査						テストハンマーによる強度推定調査			
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]					コアによる強度試験			テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]
2	ガス圧接 (施工)	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]		2	ガス圧接 (施工)	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]			
		超音波探傷検査					超音波探傷検査				
3	既製杭工 (施工)	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]		3	既製杭工 (施工)	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]			
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]				浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]			
		放射線透過試験					放射線透過試験				
		超音波探傷試験					超音波探傷試験				
		水セメント比試験					水セメント比試験				
		セメントミルクの圧縮強度試験					セメントミルクの圧縮強度試験				
4	下層路盤 (施工)	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		4	下層路盤 (施工)	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]			
		ブルフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]				ブルフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]			
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]				平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]			
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			
		土の液性限界・塑性限界試験					土の液性限界・塑性限界試験				
		含水比試験					含水比試験				
5	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠			5	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠				
6	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		6	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]			
		アスファルト量抽出粒度分析試験					アスファルト量抽出粒度分析試験				
		温度測定					温度測定				
		水浸ホイールラッキング試験					水浸ホイールラッキング試験				
		ホイールラッキング試験					ホイールラッキング試験				
ラベリング試験		ラベリング試験									
アスファルト舗装 (舗設現場)	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		アスファルト舗装 (舗設現場)	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]			
		温度測定					温度測定				
		外観検査					外観検査				
		すべり抵抗試験					すべり抵抗試験				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版				(旧) 令和3年10月版				頁 新(旧)	
								II-9-9 (II-360)	
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目		概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]				撮影項目	撮影頻度 [時期]	
7	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]		7	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		マーシャル突き固め試験					マーシャル突き固め試験		
		ランマー突き固め試験					ランマー突き固め試験		
		コンクリートの曲げ強度試験					コンクリートの曲げ強度試験		
		温度測定 (コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]				温度測定 (コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]	
		現場密度の測定 コアによる密度測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]				現場密度の測定 コアによる密度測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
8	ゲースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		8	ゲースアスファルト舗装 (プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		リュエル流動性試験240℃					リュエル流動性試験240℃		
		ホイールラッキング試験					ホイールラッキング試験		
		曲げ試験					曲げ試験		
		粒度					粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析試験					アスファルト量抽出粒度分析試験		
	温度測定		温度測定						
ゲースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定		ゲースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定					
9	路床安定処理工 (施工)	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1回 [試験実施中] <span style="color: red;">ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による場合は、写真管理を省略する</span>		9	路床安定処理工 (施工)	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1回 [試験実施中]	
		ブルーフローリング	路床毎または施工箇所毎に1回 [試験実施中]				ブルーフローリング	路床毎または施工箇所毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験					平板載荷試験		
		現場CBR試験					現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]				含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングでの不良箇所について実施 [試験実施中]				たわみ量	ブルーフローリングでの不良箇所について実施 [試験実施中]	
10	表層安定処理工 (表層混合処理) (施工)	現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] <span style="color: red;">ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による場合は、写真管理を省略する</span>		10	表層安定処理工 (表層混合処理) (施工)	現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中]	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]				ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験					平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験					現場CBR試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]				含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングでの不良箇所について実施 [試験実施中]				たわみ量	ブルーフローリングでの不良箇所について実施 [試験実施中]	
11	固結工 (施工)	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]		11	固結工 (施工)	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
12	アンカー工 (施工)	モルタルの圧縮強度試験	適宜 [試験実施中]		12	アンカー工 (施工)	モルタルの圧縮強度試験	適宜 [試験実施中]	
		モルタルのフロー値試験					モルタルのフロー値試験		
		多サイクル確認試験					多サイクル確認試験		
		1サイクル確認試験					1サイクル確認試験		
13	補強土壁工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]		13	補強土壁工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	
14	抑止アンカー工 (施工)	モルタルの圧縮強度試験	適宜 [試験実施中]		14	抑止アンカー工 (施工)	モルタルの圧縮強度試験	適宜 [試験実施中]	
		モルタルのフロー値試験					モルタルのフロー値試験		
		多サイクル確認試験					多サイクル確認試験		
		1サイクル確認試験					1サイクル確認試験		

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版				(旧) 令和3年10月版				頁 新(旧)	
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目		概要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]				撮影項目	撮影頻度 [時期]	
15	吹付工 (施工)	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	モルタルを除く	15	吹付工 (施工)	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	モルタルを除く
		塩化物総量規制					塩化物総量規制		
		スランブ試験	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]				スランブ試験	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		空気量測定					空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
16	現場吹付法砕工 (施工)	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	モルタルを除く	16	現場吹付法砕工 (施工)	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	モルタルを除く
		塩化物総量規制					塩化物総量規制		
		スランブ試験	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]				スランブ試験	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		空気量測定					空気量測定		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]				ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
17	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] <span style="color: red;">ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による場合は、写真管理を省略する</span>		17	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	
		土の含水比試験	含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]				土の含水比試験	含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]				コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
18	砂防土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] <span style="color: red;">ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による場合は、写真管理を省略する</span>		18	砂防土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	
19	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] <span style="color: red;">ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による場合は、写真管理を省略する</span>		19	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]				ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]				平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験					現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]				含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]				コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]				たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]	
20	凍上抑制層 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]		20	凍上抑制層 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	
		骨材のふるい分け試験					骨材のふるい分け試験		
		骨材の洗い試験					骨材の洗い試験		
		球体落下試験					球体落下試験		
		コーン指数の測定					コーン指数の測定		
21	捨石工 (施工)	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]		21	捨石工 (施工)	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	
		岩石の吸水率					岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ					岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状					岩石の形状		
22	覆工コンクリート (NATM) (施工)	スランブ試験	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]		22	覆工コンクリート (NATM) (施工)	スランブ試験	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]				コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制					塩化物総量規制		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]				空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版				(旧) 令和3年10月版				頁 新(旧)
22	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策 骨材の密度及び吸水率試験 骨材のふるい分け試験 砂の有機不純物試験 モルタルの圧縮強度による砂の試験 骨材の微粒分量試験 粗骨材中の軟石量試験 骨材中の粘土塊量の試験 硫酸トリウムによる骨材の安定性試験 粗骨材のすりへり試験 骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験 練り混ぜ水の水質試験	採取地毎に1回 [試験実施中]  砂質毎に1回 [試験実施中]  骨材毎に1回 [試験実施中]					
22	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制 スランブ試験 空気量測定 コンクリートの圧縮強度試験 温度測定 コンクリートの単位容積質量試験 コンクリートの洗い分析試験 コンクリートのフリージング試験 コンクリートの引張強度試験 コンクリートの曲げ強度試験	配合毎に1回 [試験実施中] 品質に変化が認められた場合 [試験実施中]  配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体であることが確認できるも 気温・コンクリート				
23	覆工コンクリート (NATM) (施工)	スランブ試験 コンクリートの圧縮強度試験 塩化物総量規制 空気量測定 コアによる強度試験 コンクリートの洗い分析試験	品質に変化が見られた場合 [試験実施中] 配合毎に1回 [試験実施中] 品質に変化が見られた場合 [試験実施中] 品質に異常が認められた場合 [試験実施中]					
15	吹付工 (施工)	コンクリートの圧縮強度試験 塩化物総量規制 スランブ試験 空気量測定 コアによる強度試験	配合毎に1回 [試験実施中] 品質に変化が見られた場合 [試験実施中] 品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			モルタルを除く		
16	現場吹付法砕工 (施工)	コンクリートの圧縮強度試験 塩化物総量規制 スランブ試験 空気量測定 ロックボルトの引抜き試験 コアによる強度試験	配合毎に1回 [試験実施中] 品質に変化が見られた場合 [試験実施中] 試験毎に1回 [試験実施中] 品質に異常が認められた場合 [試験実施中]			モルタルを除く		
17	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定 土の含水比試験 コーン指数の測定	土質毎に1回 [試験実施中] 含水比の変化が認められた場合 [試験実施中] トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]					
18	砂防土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]					
19	道路土工 (施工)	現場密度の測定 ブルーフローリング 平板載荷試験 現場CBR試験 含水比試験 コーン指数の測定 たわみ量	土質毎に1回 [試験実施中] 工種毎に1回 [試験実施中] 土質毎に1回 [試験実施中] 降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中] トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中] ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]					
20	凍上抑制層 (施工)	現場密度の測定 骨材のふるい分け試験 骨材の洗い試験 球体落下試験 コーン指数の測定	土質毎に1回 [試験実施中]					
21	捨石工 (施工)	岩石の見掛比重 岩石の吸水率 岩石の圧縮強さ 岩石の形状	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]					
22	覆工コンクリート (NATM) (施工)	スランブ試験 コンクリートの圧縮強度試験 塩化物総量規制 空気量測定 コアによる強度試験 コンクリートの洗い分析試験	品質に変化が見られた場合 [試験実施中] 配合毎に1回 [試験実施中] 品質に変化が見られた場合 [試験実施中] 品質に異常が認められた場合 [試験実施中]					

II-9-11 (II-361)

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版				(旧) 令和3年10月版				頁 新(旧)				
								Ⅱ-9-12 (Ⅱ-362)				
番号	工種	写真管理項目		概要	番号	工種	写真管理項目		概要			
		撮影項目	撮影頻度 [時期]				撮影項目	撮影頻度 [時期]				
24	吹付けコンクリート (NATM) (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認	23	吹付けコンクリート (NATM) (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの			
		コンクリートの圧縮強度試験					コンクリートの圧縮強度試験					
		スランブ試験	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]				スランブ試験	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]				
		空気量測定					空気量測定					
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				
	吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回							
25	ロックボルト (NATM) (施工)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		24	ロックボルト (NATM) (施工)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]				
		モルタルのフロー値試験					モルタルのフロー値試験					
		ロックボルトの引抜き試験	適宜 [試験実施中]				ロックボルトの引抜き試験	適宜 [試験実施中]				
26	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]		25	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]				
		土の粒度試験					土の粒度試験					
		土の含水比試験					土の含水比試験					
		土の液性限界・塑性限界試験					土の液性限界・塑性限界試験					
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]			路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]				
		土の一軸圧縮試験					土の一軸圧縮試験					
		CAEの一軸圧縮試験					CAEの一軸圧縮試験					
		含水比試験					含水比試験					
26	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]		26	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]				
		旧アスファルトの軟化点					旧アスファルトの軟化点					
		現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]				現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]				
		温度測定					温度測定					
		かきほぐし深さ					かきほぐし深さ					
	路上表層再生工 (施工)	粒度				路上表層再生工 (施工)	粒度					
		アスファルト量抽出粒度分析試験					アスファルト量抽出粒度分析試験					
27	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		27	排水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]				
		アスファルト量抽出粒度分析試験					アスファルト量抽出粒度分析試験					
		温度測定					温度測定					
		水浸ホイールトラッキング試験					水浸ホイールトラッキング試験					
		ホイールトラッキング試験					ホイールトラッキング試験					
		排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	ラベリング試験							ラベリング試験		
			カンタブロ試験							カンタブロ試験		
			温度測定							温度測定		
			現場透水試験							現場透水試験		
			現場密度の測定							現場密度の測定		
		外観検査				外観検査						
28	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		28	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]				
		再生アスファルト量					再生アスファルト量					
		水浸ホイールトラッキング試験					水浸ホイールトラッキング試験					
		ホイールトラッキング試験					ホイールトラッキング試験					
		ラベリング試験					ラベリング試験					
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査				プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査					
		温度測定					温度測定					
		現場密度の測定					現場密度の測定					

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版				(旧) 令和3年10月版				頁 新(旧)
								II-9-13 (II-363)
番号	工種	写真管理項目		番号	工種	写真管理項目		
		撮影項目	撮影頻度 [時期]			撮影項目	撮影頻度 [時期]	
29	ガス切断工 (施工)	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	29	ガス切断工 (施工)	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	
		ノッチ深さ				ノッチ深さ		
		スラグ				スラグ		
		上縁の溶け				上縁の溶け		
		平面度				平面度		
		ベベル精度				ベベル精度		
		真直度				真直度		
30	溶接工 (施工)	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	30	溶接工 (施工)	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		型曲げ試験				型曲げ試験		
		衝撃試験				衝撃試験		
		マクロ試験				マクロ試験		
		放射線透過試験				放射線透過試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査				突合せ継手の内部きずに対する検査		
		外観検査				外観検査		
		曲げ試験				曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドシベルについて [試験実施中]			ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドシベルについて [試験実施中]	
31	場所打ち杭 (施工)	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	31	場所打ち杭 (施工)	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
32	ホステンPC桁 (施工)	コンクリートのPS導入可能圧縮強度	試験毎に1回 [試験実施中]	32	ホステンPC桁 (施工)	コンクリートのPS導入可能圧縮強度	試験毎に1回 [試験実施中]	
		グラウトのコンシステンシー				グラウトのコンシステンシー		
		グラウトの温度				グラウトの温度		
		グラウトのブリージング率、膨張率				グラウトのブリージング率、膨張率		
		グラウトの圧縮強度				グラウトの圧縮強度		
33	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	33	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]			土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版												(旧) 令和3年10月版												頁 新(旧)
<b>9-13 撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b>												<b>9-13 撮影箇所一覧表 (出来形管理)</b>												II-9-14 (II-364)
No. 1												No. 1												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要							
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕								
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	4 矢板工		矢板工〔任意仮設を除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう矢板)	根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前後〕		1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	4 矢板工		矢板工〔任意仮設を除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう矢板)	根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前後〕								
						変位	40m又は1施工箇所に1回 〔打込後〕								変位	40m又は1施工箇所に1回 〔打込後〕								
						数量	全数量 〔打込後〕								数量	全数量 〔打込後〕								
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	5 法枠工	1	現場打法枠工 現場吹付法枠工	法長 幅さ 高 枠中心間隔	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	5 法枠工	1	現場打法枠工 現場吹付法枠工	法長 幅さ 高 枠中心間隔	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕								
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	5 法枠工	2	プレキャスト法枠工	法長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	5 法枠工	2	プレキャスト法枠工	法長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕								
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	6 吹付工		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕		1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	6 吹付工		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕								
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕								ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕								
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕								法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕								
						厚さ (検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕								厚さ (検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕								
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7 植生工	1	種客散布工 張土吹付工 張芝工 筋芝工 植生マット工 植生シート工 植生筋工 人工張芝工	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕		1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7 植生工	1	種子散布工 客土吹付工 張芝工 筋芝工 植生マット工 植生シート工 植生筋工 人工張芝工	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕								
						土羽土の 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕								土羽土の 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕								
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕								法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕								
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7 植生工	2	植生基材吹付工	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕		1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7 植生工	2	植生基材吹付工	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕								
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕								ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕								
						厚さ (検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕								厚さ (検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕								
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕								法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕								
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕								材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕								
1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	8 縁石工		縁石工 (縁石・アスカーブ)	出来ばえ	1種別毎に1回 〔施工後〕		1 共通編	3 一般施工	3 共通の工種	8 縁石工		縁石工 (縁石・アスカーブ)	出来ばえ	1種別毎に1回 〔施工後〕								

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版											(旧) 令和3年10月版											頁 新(旧)
No. 5											No. 5											II-9-18 (II-368)
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要					
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕						
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚 さ (裏込)	100m又は1施工箇所1回 〔施工中〕		1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚 さ (裏込)	100m又は1施工箇所1回 〔施工中〕						
						法 長 厚 さ (ブロック)	100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回								法 長 厚 さ (ブロック)	100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回						
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚 さ (裏込)	100m又は1施工箇所1回 〔施工中〕		1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚 さ (裏込)	100m又は1施工箇所1回 〔施工中〕						
						法 長 厚 さ (石積・張)	100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回								法 長 厚 さ (石積・張)	100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回						
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕						
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕						
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) _____」により厚さ あるいは標高較差を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 舗装工編 多点計 測技術(面管理の場合)」により厚さ あるいは標高較差を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕						
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) _____」による場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 舗装工編 多点計 測技術(面管理の場合)」による場 合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕						

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版													(旧) 令和3年10月版													頁 新(旧)	
No. 6													No. 6													II-9-19 (II-369)	
編	章	節	条	枚番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枚番	工 種	写真管理項目		摘 要										
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕											
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕											
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕											
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) <del>舗装工編</del> 」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) <del>舗装工編</del> 多点計 測技術(面管理の場合)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕											
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	3	基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	3	基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕											
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕											
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) <del>舗装工編</del> 」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) <del>舗装工編</del> 多点計 測技術(面管理の場合)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕											
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	4	表層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	4	表層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕											
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕											
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕								平坦性	1工事1回 〔実施中〕											
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	1	コンクリート舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	1	コンクリート舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕											
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕											
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) <del>舗装工編</del> 」により厚さ あるいは標高較差を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) <del>舗装工編</del> 多点計 測技術(面管理の場合)」により厚さ あるいは標高較差を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕											
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) <del>舗装工編</del> 」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) <del>舗装工編</del> 多点計 測技術(面管理の場合)」による場合 は各層毎1工事に1回 〔整正後〕											

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版												(旧) 令和3年10月版												頁 新(旧)
No. 7												No. 7												II-9-20 (II-370)
編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要							
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕								
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕								
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								
						厚 さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚 さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」多点計測技術(面管理の場合)により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」多点計測技術(面管理の場合)による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	3	アスファルト中間層	整正状況	200mに1回 〔整正後〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	3	アスファルト中間層	整正状況	200mに1回 〔整正後〕								
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」多点計測技術(面管理の場合)による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	4	コンクリート舗装版工	石粉、 プライムコート	80mに1回 〔散布時〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	4	コンクリート舗装版工	石粉、 プライムコート	80mに1回 〔散布時〕								
						ダウエルバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕								ダウエルバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕								
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕								鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕								
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕								平坦性	1工事1回 〔実施中〕								
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚 さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」多点計測技術(面管理の場合)による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版												(旧) 令和3年10月版												頁 新(旧)
No. 8												No. 8												II-9-21 (II-371)
編	章	節	条	枚番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枚番	工 種	写真管理項目		摘 要							
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕								
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	5	転圧コンクリート版工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	5	転圧コンクリート版工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕								
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕								厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕								
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕								
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	6	転圧コンクリート版工 セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	6	転圧コンクリート版工 セメント(石灰・瀝青) 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕								
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								
						厚 さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により厚さあるいは標 高較差を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕								厚 さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 多点計測技術(面 管理の場合)」により厚さあるいは標 高較差を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕								
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による 場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	7	転圧コンクリート版工 アスファルト中間層	整正状況	200mに1回 〔整正後〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	7	転圧コンクリート版工 アスファルト中間層	整正状況	200mに1回 〔整正後〕								
						タックコー ト、プライ ムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコー ト、プライ ムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕								

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版												(旧) 令和3年10月版												頁 新(旧)
No. 9												No. 9												II-9-22 (II-372)
編	章	節	条	枚番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枚番	工 種	写真管理項目		摘 要							
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕								
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	8	転圧コンクリート版工	敷均し厚さ 転圧状況	500mに1回 〔施工中〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	8	転圧コンクリート版工	敷均し厚さ 転圧状況	500mに1回 〔施工中〕								
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により厚さあるいは標 高較差を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔修正後〕								厚 さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により厚さあるいは標 高較差を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔修正後〕								
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕								平坦性	1工事1回 〔実施中〕								
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	9	コンクリート舗装工(連 続鉄筋コンクリート舗 装)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	9	コンクリート舗装工(連 続鉄筋コンクリート舗 装)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								
						鉄筋寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕								鉄筋寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕								
						横膨張目地 部タ <sup>ク</sup> ウエルハ <sup>ハ</sup> ー 寸法、位置	1施工箇所1回 〔据付後〕								横膨張目地 部タ <sup>ク</sup> ウエルハ <sup>ハ</sup> ー 寸法、位置	1施工箇所1回 〔据付後〕								
						縦そり突合 せ目地部・ 縦そりタ <sup>ク</sup> ミ 目地部タ <sup>ク</sup> イ ハ <sup>ハ</sup> ー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕								縦そり突合 せ目地部・ 縦そりタ <sup>ク</sup> ミ 目地部タ <sup>ク</sup> イ ハ <sup>ハ</sup> ー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕								
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕								平坦性	1工事に1回 〔実施中〕								
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は 打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により厚さあるいは標 高較差を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は 打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」により厚さあるいは標 高較差を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔修正後〕								
						目地段差	1工事に1回								目地段差	1工事に1回								

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版												(旧) 令和3年10月版												頁 新(旧)
No.10												No.10												II-9-23 (II-373)
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要							
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕								
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	1	下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	1	下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕								
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								
						厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚 さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕								
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	2	加熱アスファルト安定処 理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	2	加熱アスファルト安定処 理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに1回 〔施工中〕								
						整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎500mに1回 〔整正後〕								
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕								
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	3	基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕		1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	3	基層工	整正状況	200mに1回 〔整正後〕								
						タックコー ト、プライ ムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコー ト、プライ ムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								
						厚 さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕								厚 さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕								
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案) 多点計測技術(面 管理の場合)」による場合は各層毎1 工事に1回 〔整正後〕								

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版											(旧) 令和3年10月版											頁 新(旧)
No. 11											No. 11											II-9-24 (II-374)
編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要					
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕						
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2 路床安定処理工		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕		1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2 路床安定処理工		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕						
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	3 置換工		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	3 置換工		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕						
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4 表層安定処理工	1	サンドマット	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4 表層安定処理工	1	サンドマット	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕						
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4 表層安定処理工	2	サンドマット海上	法 長 天端幅	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4 表層安定処理工	2	サンドマット海上	法 長 天端幅	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕						
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	5 パイルネット工		パイルネット工	厚 さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	5 パイルネット工		パイルネット工	厚 さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕						
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	8		バーチカルドレーン (サンドドレーン工) (ペーバードレーン工) (袋詰式 サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所 に1回〔打込み前後、 施工中〕		1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	8		バーチカルドレーン (サンドドレーン工) (ペーバードレーン工) (袋詰式 サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所 に1回〔打込み前後、 施工中〕						
						杭 径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所 に1回〔打込後〕								杭 径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所 に1回〔打込後〕						
						砂の投入量	全数量〔打込前後〕								砂の投入量	全数量〔打込前後〕						
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工	1 2	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭 径 深 度	1 施工箇所に1回 〔打込後〕 ただし、(スラリー攪拌工)に おいて、↑3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)により出来形 管理資料を提出する場合は、出来 形管理に関わる写真管理項目を省 略できる。		1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工	1 2	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭 径 深 度	1 施工箇所に1回 〔打込後〕 ただし、(スラリー攪拌工)に おいて、↑3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)固結工(ス ラリー攪拌工)編により出来形 管理資料を提出する場合は、出来 形管理に関わる写真管理項目を省 略できる。						

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版												(旧) 令和3年10月版												頁 新(旧)
No. 12												No. 12												II-9-25 (II-375)
編	章	節	条	枚番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枚番	工 種	写真管理項目		摘 要							
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕								
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工	3	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> 、又は施工延長 40m(測点間隔25mの場合は50m) につき1回 〔施工厚さ 施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案) <u>表層安定 処理等・固結工(中層混合処理 編)</u> 」により出来形管理に関わる 写真管理を省略できる。		1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工	3	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> 、又は施工延長 40m(測点間隔25mの場合は50m) につき1回 〔施工厚さ 施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案) <u>表層安定 処理等・固結工(中層混合処理 編)</u> 」により出来形管理に関わる 写真管理を省略できる。								
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変 位 根入長	40m又は1施工箇所につき1回 〔打込前〕		1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変 位 根入長	40m又は1施工箇所につき1回 〔打込前〕								
						数 量	全数量 〔打込後〕								数 量	全数量 〔打込後〕								
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	2	アンカー工	削孔深さ	1 施工箇所につき1回 〔削孔後〕		1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	2	アンカー工	削孔深さ	1 施工箇所につき1回 〔削孔後〕								
						配置誤差	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕								配置誤差	1 施工箇所につき1回 〔施工後〕								
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	3	連節ブロック張り工	法 長	100m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mにつき1回		1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	3	連節ブロック張り工	法 長	100m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mにつき1回								
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	4	締切盛土	天端幅 法 長	100m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕		1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	4	締切盛土	天端幅 法 長	100m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕								
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	5	中詰盛土	出来ばえ	100m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕		1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	5	中詰盛土	出来ばえ	100m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕								
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	8		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変 位	40m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕		1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	8		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変 位	40m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕								
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変 位	40m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	D: 杭径	1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変 位	40m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	D: 杭径							



# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版										(旧) 令和3年10月版										頁 新(旧)
No. 14										No. 14										II-9-27 (II-377)
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
1 共通編	4 土工	3 河川 <u>土工</u> ・ <u>海岸 土工</u> ・ 砂防土工	4		盛土補強工 <u>(補強土(テールアルメ) 壁工法)</u> <u>(多数アンカー式補強土 工法)</u> <u>(ジオテキスタイルを用 いた補強土工法)</u>	厚 さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		1 共通編	4 土工	3 河川 ・ 海岸 ・ 砂防 土工	4		盛土補強工	厚 さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕				
1 共通編	4 土工	3 河川 <u>土工</u> ・ <u>海岸 土工</u> ・ 砂防土工	5		整形仕上げ工	仕上げ状況 厚 さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕		1 共通編	4 土工	3 河川 ・ 海岸 ・ 砂防 土工	5		整形仕上げ工	仕上げ状況 厚 さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕				
1 共通編	4 土工	3 河川 <u>土工</u> ・ <u>海岸 土工</u> ・ 砂防土工	6		天端敷砂利工	厚 さ 幅	200mに1回 〔施工後〕		1 共通編	4 土工	3 河川 ・ 海岸 ・ 砂防 土工	6		天端敷砂利工	厚 さ 幅	200mに1回 〔施工後〕				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版										(旧) 令和3年10月版										頁 新(旧)
No. 15										No. 15										II-9-28 (II-378)
編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
1 共通 編	4 土工	4 道路 土工	2		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来映えの撮影</li> <li>・ TS等の設置状況と測対ポイントの合わせ</li> <li>・ 位置関係がわかるように撮影</li> </ul>	1 共通 編	4 土工	4 道路 土工	2			掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来映えの撮影</li> <li>・ TS等の設置状況と測対ポイントの合わせ</li> <li>・ 位置関係がわかるように撮影</li> </ul>		
						法 長 ※右のいずれかです。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕									<ul style="list-style-type: none"> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事 1回 〔掘削後〕</li> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事 1回 〔掘削後〕</li> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</li> </ul>			
1 共通 編	4 土工	4 道路 土工	3 6		盛土工 路床工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来映えの撮影</li> <li>・ TS等の設置状況と測対ポイントの合わせ</li> <li>・ 位置関係がわかるように撮影</li> </ul>	1 共通 編	4 土工	4 道路 土工	3 6		盛土工 路床工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来映えの撮影</li> <li>・ TS等の設置状況と測対ポイントの合わせ</li> <li>・ 位置関係がわかるように撮影</li> </ul>			
						締固め状況	転圧機械 <u>または地質</u> が変わる毎に1回 〔締固め時〕								<ul style="list-style-type: none"> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事 1回 〔施工後〕</li> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事 1回 〔施工後〕</li> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</li> </ul>				
						法 長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m <u>または</u> 1施工箇所 に1回 〔施工後〕													
1 共通 編	4 土工	4 道路 土工	5		整形仕上げ工	仕上げ状況 厚 さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕		1 共通 編	4 土工	4 道路 土工	5		整形仕上げ工	仕上げ状況 厚 さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕				
1 共通 編	4 土工	4 道路 土工	8		凍上抑制層	下層路盤工 に同じ	下層路盤工に同じ		1 共通 編	4 土工	4 道路 土工	8		凍上抑制層	下層路盤工 に同じ	下層路盤工に同じ				
1 共通 編	5 無筋鉄 コンクリート	5 鉄筋	3		鉄筋の組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について 適用) 〔組立て時〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来映えの撮影</li> <li>・ TS等の設置状況と測対ポイントの合わせ</li> <li>・ 位置関係がわかるように撮影</li> </ul>	1 共通 編	5 無筋鉄 コンクリート	5 鉄筋	3		鉄筋の組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について 適用) 〔組立て時〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出来映えの撮影</li> <li>・ TS等の設置状況と測対ポイントの合わせ</li> <li>・ 位置関係がわかるように撮影</li> </ul>			
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について 適用) 〔組立て時〕								<ul style="list-style-type: none"> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事 1回 〔組立て時〕</li> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事 1回 〔組立て時〕</li> <li>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。</li> </ul>				
					鉄筋の組立て ※新設のコンクリート構造物の 内、橋梁上部工事と下部 工事	非破壊試験 (電磁誘導 法、電磁波 レーザ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕													

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版										(旧) 令和3年10月版										頁 新(旧)			
No. 17										No. 17										II-9-30 (II-380)			
編	章	節	条	枚番	工 種	写真管理項目		摘 要		編	章	節	条	枚番	工 種	写真管理項目		摘 要					
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕									撮影項目	撮影頻度〔時期〕						
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	14		護岸付属物工	幅 高	さ	1	施工箇所	に	1	回			[	施工後	]			
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	14	1	じゃかご	法 厚	長 さ	100m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	施工後	]	
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	14	2 3	ふとんかご かご枠	高	さ	100m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	施工後	]	
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	15		覆土工			1-4-3-5												
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	16		プレキャスト擁壁工	据付状況		100m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	埋戻し前	]	
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	17		場所打擁壁工	裏込厚さ		100m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	施工中	]	
									厚 幅 高	さ	100m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	型枠取外し後	]	
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	18		植生工			1-3-3-7												
2	河川編	1	築堤・護岸	4	根固め工	3		根固めブロック工	数 量		全数量												
									ブロックの 形状寸法		形状寸法	変わる	毎	に	1	回			[	製作後	]		
2	河川編	1	築堤・護岸	4	根固め工	5		沈床工	格子寸法 厚 割	石 状 況	40m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	施工後	]	
2	河川編	1	築堤・護岸	4	根固め工	6		捨石工	幅		40m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	施工後	]	
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	14		護岸付属物工	幅 高	さ	1	施工箇所	に	1	回					[	施工後	]	
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	14	1	じゃかご	法 厚	長 さ	100m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	施工後	]	
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	14	2 3	ふとんかご かご枠	高	さ	100m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	施工後	]	
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	15		覆土工			1-4-3-5												
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	16		プレキャスト擁壁工	据付状況		100m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	埋戻し前	]	
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	16		場所打擁壁工	裏込厚さ		100m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	施工中	]	
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	17		場所打擁壁工	厚 幅 高	さ	100m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	型枠取外し後	]	
2	河川編	1	築堤・護岸	3	護岸工	18		植生工			1-3-3-7												
2	河川編	1	築堤・護岸	4	根固め工	3		根固めブロック工	数 量		全数量												
									ブロックの 形状寸法		形状寸法	変わる	毎	に	1	回			[	製作後	]		
2	河川編	1	築堤・護岸	4	根固め工	5		沈床工	格子寸法 厚 割	石 状 況	40m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	施工後	]	
2	河川編	1	築堤・護岸	4	根固め工	6		捨石工	幅		40m	又は	1	施工箇所	に	1	回			[	施工後	]	

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版										(旧) 令和3年10月版										頁 新(旧)
No. 25										No. 25										II-9-38 (II-388)
編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
2	河川編	5	5		オープンケーソン基礎工		1-3-4-7	オープンケーソン基礎工に準ずる。		2	河川編	5	5		オープンケーソン基礎工		1-3-4-7	オープンケーソン基礎工に準ずる。		
2	河川編	5	6		ニューマチックケーソン基礎工		1-3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		2	河川編	5	6		ニューマチックケーソン基礎工		1-3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		
2	河川編	5	7		矢板工		1-3-3-4	矢板工に準ずる。		2	河川編	5	7		矢板工		1-3-3-4	矢板工に準ずる。		
2	河川編	5	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚 さ 幅 さ 高 さ	1 施工箇所	に 1 回	[ 施工後 ]		2	河川編	5	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚 さ 幅 さ 高 さ	1 施工箇所	に 1 回	[ 施工後 ]
2	河川編	5	11		取付擁壁工	裏込厚さ	100m 又は 1 施工箇所	に 1 回	[ 施工中 ]		2	河川編	5	11		取付擁壁工	裏込厚さ	100m 又は 1 施工箇所	に 1 回	[ 施工中 ]
						厚 さ 幅 さ 高 さ	100m 又は 1 施工箇所	に 1 回	[ 型枠取外し後 ]								厚 さ 幅 さ 高 さ	100m 又は 1 施工箇所	に 1 回	[ 型枠取外し後 ]
2	河川編	5	6	3	魚道本体工	厚 さ 幅 さ 高 さ	測定箇所毎	に 1 回	[ 施工後 ]		2	河川編	5	6	3	魚道本体工	厚 さ 幅 さ 高 さ	測定箇所毎	に 1 回	[ 施工後 ]
2	河川編	5	7	2	管理橋橋台工	厚 さ 天端幅 (橋軸方向) 敷 幅 (橋軸方向) 高 さ 胸壁の高さ 天端長 敷	1 施工箇所	に 1 回	[ 型枠取外し後 ] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回		2	河川編	5	7	2	管理橋橋台工	厚 さ 天端幅 (橋軸方向) 敷 幅 (橋軸方向) 高 さ 胸壁の高さ 天端長 敷	1 施工箇所	に 1 回	[ 施工後 ]
2	河川編	5	8		クレーン架設 ケーブルクレーン架設 ケーブルエレクション架設 架設桁架設 送出し架設 トラベラークレーン架設	架設状況	架設工法が変わる毎	に 1 回	[ 架設中 ]		2	河川編	5	8		クレーン架設 ケーブルクレーン架設 ケーブルエレクション架設 架設桁架設 送出し架設 トラベラークレーン架設	架設状況	架設工法が変わる毎	に 1 回	[ 架設中 ]
2	河川編	5	8		現場継手工	継手部の すき間	1 スパン	に 1 回	[ 架設後 ]		2	河川編	5	8		現場継手工	継手部の すき間	1 スパン	に 1 回	[ 架設後 ]

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版										(旧) 令和3年10月版										頁 新(旧)
No. 36										No. 36										II-9-49 (II-399)
編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
3	海岸編	1	4		石張り・石積み工		1-3-5-5 石積(張)工に準ずる。		3	海岸編	1	4		石張り・石積み工		1-3-5-5 石積(張)工に準ずる。				
3	海岸編	1	5		海岸ブロック工	数 量	全数量〔製作後〕		3	海岸編	1	5		海岸ブロック工	数 量	全数量〔製作後〕				
						ブロックの 形状寸法	形状寸法が変わる毎に1回 〔施工後〕													
						法 長 厚 さ 掘付状況	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕													
3	海岸編	1	6		コンクリート被覆工	法 長 厚 さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		3	海岸編	1	6		コンクリート被覆工	法 長 厚 さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕				
						裏込材厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕													
3	海岸編	1	7		場所打擁壁工	裏込材厚	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕 <span style="color: red;">ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は1工事に1回</span>		3	海岸編	1	7		場所打擁壁工	裏込材厚	100m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕				
						厚 さ 高 法 幅 さ 長	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 <span style="color: red;">ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は1工事に1回 〔型枠取外し後〕</span>													
3	海岸編	1	2		コンクリート被覆工	幅 厚 さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		3	海岸編	1	2		コンクリート被覆工	幅 厚 さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕				
						基礎厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕													
3	海岸編	1			アスファルト被覆工	幅 厚 さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		3	海岸編	1			アスファルト被覆工	幅 厚 さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕				
						基礎厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕													
3	海岸編	1	3		波返工	幅 高 さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		3	海岸編	1	3		波返工	幅 高 さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕				
3	海岸編	1	2		石張り工		1-3-5-5 石積(張)工に準ずる。		3	海岸編	1	2		石張り工		1-3-5-5 石積(張)工に準ずる。				
3	海岸編	1	1		コンクリートブロック張り コンクリートブロック積み 連節ブロック張り		1-3-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。		3	海岸編	1	3		コンクリートブロック張り コンクリートブロック積み 連節ブロック張り		1-3-5-3 コンクリートブロック工に準ずる。				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版										(旧) 令和3年10月版										頁 新(旧)
No. 47										No. 47										II-9-60 (II-410)
編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
4	3	6	2		抑止アンカー工 P C 法 枠 工	削孔深さ 配置誤差	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕		4	3	6	2		抑止アンカー工 P C 法 枠 工	削孔深さ 配置誤差	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕				
4	3	7	2		植 生 工		1 - 3 - 3 - 7 植 生 工 に 準 ず る 。		4	3	7	2		植 生 工		1 - 3 - 3 - 7 植 生 工 に 準 ず る 。				
4	3	7	3		吹 付 工		1 - 3 - 3 - 6 吹 付 工 に 準 ず る 。		4	3	7	3		吹 付 工		1 - 3 - 3 - 6 吹 付 工 に 準 ず る 。				
4	3	7	4		法 枠 工		1 - 3 - 3 - 5 法 枠 工 に 準 ず る 。		4	3	7	4		法 枠 工		1 - 3 - 3 - 5 法 枠 工 に 準 ず る 。				
4	3	7	11	1	じゃかご	法 厚 長 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕		4	3	7	11	1	じゃかご	法 厚 長 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕				
4	3	7	11	2	ふとんかご	高 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕		4	3	7	11	2	ふとんかご	高 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕				
4	3	8	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕 <span style="color: red;">ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回</span>		4	3	8	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕				
						厚 さ 高 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔型枠取外し後〕								厚 さ 高 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版										(旧) 令和3年10月版										頁 新(旧)
No. 48										No. 48										II-9-61 (II-411)
編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	仕様	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
4	3	8	4		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回〔埋戻し前〕		4	3	8	4		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回〔埋戻し前〕				
4	3	8	5		補強土壁工	高  高さ 鉛直度	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		4	3	8	5		補強土壁工	高  高さ 鉛直度	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕				
4	3	8	6		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。		4	3	8	6		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。				
4	3	8	7		井桁ブロック工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕		4	3	8	7		井桁ブロック工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕				
						法  長さ 厚  長さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕								法  長さ 厚  長さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕				
4	3	8	8		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕		4	3	8	8		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕				
						幅  高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕								幅  高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕				
4	3	8	9		落石防護柵工	高  高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		4	3	8	9		落石防護柵工	高  高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕				
4	3	9	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕 <u>ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は1工事に1回</u>		4	3	9	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕				
						幅  高さ 高  高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕 <u>ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は1工事に1回</u>								幅  高さ 高  高さ	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版										(旧) 令和3年10月版										頁 新(旧)
No. 49										No. 49										II-9-62 (II-412)
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
4	3	9	4		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所1回 〔施工中〕 <span style="color: red;">ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回</span>		4	3	9	4		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所1回 〔施工中〕				
					幅高さ	100m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕 <span style="color: red;">ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回</span>									高さ	100m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕				
4	3	9	5		固結工		1-3-7-9固結工に準ずる。		4	3	9	5		固結工		1-3-7-9固結工に準ずる。				
4	3	9	6		矢板工		1-3-3-4矢板工に準ずる。		4	3	9	6		矢板工		1-3-3-4矢板工に準ずる。				
4	3	11	3		防止柵工		1-3-3-10 防止柵工に準ずる。		4	3	11	3		防止柵工		1-3-3-10 防止柵工に準ずる。				
4	3	11	6		階段工	幅高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕		4	3	11	6		階段工	幅高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕				
5	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所1回 〔製作後〕		5	1	3	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所1回 〔製作後〕				
5	1	3	2	2	工場塗装工	材料使用量(塗料缶)	全数量〔使用前後〕		5	1	3	2	2	工場塗装工	材料使用量(塗料缶)	全数量〔使用前後〕				
						素地調整状況(塗替)	部材別〔施工前後〕								素地調整状況(塗替)	部材別〔施工前後〕				
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕								塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕				
5	1	4	2		植生工		1-3-3-7植生工に準ずる。		5	1	4	2		植生工		1-3-3-7植生工に準ずる。				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版										(旧) 令和3年10月版										頁 新(旧)
No. 50										No. 50										II-9-63 (II-413)
編	章	節	条	枚番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枚番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
5	1	4	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		1-3-3-6吹付工に準ずる。		5	1	4	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		1-3-3-6吹付工に準ずる。				
5	1	4	4		法 枠 工		1-3-3-5法枠工に準ずる。		5	1	4	4		法 枠 工		1-3-3-5法枠工に準ずる。				
5	1	4	8	9	アンカー工 P C 法 枠 工	削孔深さ	1 施工箇所 に 1 回 〔削孔後〕		5	1	4	8	9	アンカー工 P C 法 枠 工	削孔深さ	1 施工箇所 に 1 回 〔削孔後〕				
						配置誤差	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕								配置誤差	1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕				
5	1	4	10	1	じゃかご	法 厚 長 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕		5	1	4	10	1	じゃかご	法 厚 長 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕				
5	1	4	10	2	ふとんかご	高 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕		5	1	4	10	2	ふとんかご	高 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕				
5	1	5	5		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。		5	1	5	5		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。				
5	1	5	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。		5	1	5	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。				
5	1	5	7		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕 <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回</u>		5	1	5	7		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕				
						幅 高 厚 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕 <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回</u>								幅 高 厚 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔型枠取外し後〕				
5	1	5	8		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔埋戻し前〕		5	1	5	8		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔埋戻し前〕				
			9		補強土壁工	高 さ 鉛直度	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕					9		補強土壁工	高 さ 鉛直度	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕				
			10		井桁ブロック工	裏込厚さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕					10		井桁ブロック工	裏込厚さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕				
						法 厚 長 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕								法 厚 長 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕				
11		小型擁壁工	裏込厚さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕		11		小型擁壁工	裏込厚さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工中〕										
			幅 高 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕					幅 高 さ	100m 又は 1 施工箇所 に 1 回 〔施工後〕										

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版										(旧) 令和3年10月版										頁 新(旧)
No. 59										No. 59										II-9-72 (II-422)
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕				
5	3	4	7		深 礎 工		1-3-4-6 深礎工に準ずる。		5	3	4	7		深 礎 工		1-3-4-6 深礎工に準ずる。				
5	3	4	8		オープンケーソン基礎工		1-3-4-7 オープンケーソン基礎工に準ずる。		5	3	4	8		オープンケーソン基礎工		1-3-4-7 オープンケーソン基礎工に準ずる。				
5	3	4	9		ニューマチックケーソン基礎工		1-3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		5	3	4	9		ニューマチックケーソン基礎工		1-3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。				
5	3	4	10		躯体工	厚 さ 天 端 幅 (橋軸方向) 敷 幅 (橋軸方向) 高 さ 胸 壁 の 高 さ 天 端 長 敷 長	全数量 〔型枠取外し後〕  <span style="color: red;">ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を1工事1回</span>		5	3	4	10		躯体工	厚 さ 天 端 幅 (橋軸方向) 敷 幅 (橋軸方向) 高 さ 胸 壁 の 高 さ 天 端 長 敷 長	全数量 〔型枠取外し後〕				
5	3	5	5		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。		5	3	5	5		既製杭工		1-3-4-4 既製杭工に準ずる。				
5	3	5	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。		5	3	5	6		場所打杭工		1-3-4-5 場所打杭工に準ずる。				
5	3	5	7		深 礎 工		1-3-4-6 深礎工に準ずる。		5	3	5	7		深 礎 工		1-3-4-6 深礎工に準ずる。				
5	3	5	8		オープンケーソン基礎工		1-3-4-7 オープンケーソン基礎工に準ずる。		5	3	5	8		オープンケーソン基礎工		1-3-4-7 オープンケーソン基礎工に準ずる。				
5	3	5	9		ニューマチックケーソン基礎工		1-3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。		5	3	5	9		ニューマチックケーソン基礎工		1-3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。				
5	3	5	10		鋼管矢板基礎工		1-3-4-9 鋼管矢板基礎工に準ずる。		5	3	5	10		鋼管矢板基礎工		1-3-4-9 鋼管矢板基礎工に準ずる。				

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和4年10月版										(旧) 令和3年10月版										頁 新(旧)							
No. 60										No. 60										II-9-73 (II-423)							
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要										
						撮影項目	撮影頻度〔時期〕								撮影項目	撮影頻度〔時期〕											
5	道路編	3	橋梁下部	5	R C 橋脚工	11	R C 躯体工	1	2	3	張出力式 半重力式	厚さ 端幅 高天 端高	全数量 〔型枠取外後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を「工事1回」	5	道路編	3	橋梁下部	5	R C 橋脚工	11	R C 躯体工	1	2	3	張出力式 半重力式	厚さ 端幅 高天 端高	全数量 〔型枠取外後〕
5	道路編	3	橋梁下部	5	R C 橋脚工	11	R C 躯体工	4	ラーメン式	厚さ 端幅 高天 端高	全数量 〔型枠取外後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を「工事1回」	5	道路編	3	橋梁下部	6	鋼製橋脚工	5	既製杭工	1-3-4-4	既製杭工に準ずる。						
5	道路編	3	橋梁下部	6	鋼製橋脚工	6	場所打杭工	1-3-4-5	場所打杭工に準ずる。																		
5	道路編	3	橋梁下部	6	鋼製橋脚工	7	深礎工	1-3-4-6	深礎工に準ずる。																		
5	道路編	3	橋梁下部	6	鋼製橋脚工	8	オープンケーソン基礎工	1-3-4-7	オープンケーソン基礎工に準ずる。																		
6	道路編	3	橋梁下部	6	鋼製橋脚工	9	ニューマチックケーソン基礎工	1-3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。																		
5	道路編	3	橋梁下部	6	鋼製橋脚工	10	鋼管矢板基礎工	1-3-4-9	鋼管矢板基礎工に準ずる。																		
5	道路編	3	橋梁下部	6	鋼製橋脚工	11	1	2	橋脚フーチング工 (I型) (T型)	幅 高 長さ	全数量 〔型枠取外後〕																
5	道路編	3	橋梁下部	6	鋼製橋脚工	11	3	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高	全数量 〔型枠取外後〕																	
5	道路編	3	橋梁下部	6	鋼製橋脚工	10	鋼管矢板基礎工	1-3-4-9	鋼管矢板基礎工に準ずる。																		
5	道路編	3	橋梁下部	6	鋼製橋脚工	11	1	2	橋脚フーチング工 (I型) (T型)	幅 高 長さ	全数量 〔型枠取外後〕																
5	道路編	3	橋梁下部	6	鋼製橋脚工	11	3	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高	全数量 〔型枠取外後〕																	

